

# 統計研究参考資料

No. 95

韓国「統計法」改正

2007年 2月

法政大学日本統計研究所  
**Japan Statistics Research Institute**  
**Hosei University**

## はしがき

海外の統計法規や統計制度に関しては、旧行政管理庁統計主幹時代の昭和 48 年（1973 年）から統計行政課題に対する国際機関及び諸外国政府の対応状況等を紹介する目的で継続的に『諸外国における統計の制度と運営』（現在は総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官室が編集）に刊行されており、それによってその動向のあらましを把握することができる。特に、平成 13 年度（2001 年度）には、総務省統計局統計基準部が諸外国政府の統計制度に関する包括的な調査を実施し、その調査結果は同書その 22（第 1～第 4 分冊）として公刊されている。これらの報告書には、主要国の統計関連法規（データ法、個人情報保護法等も一部含む）の英文並びに邦訳が収録されており、20 世紀終盤における各国統計法制度の現状を把握する上で不可欠の文献資料となっている。

ところで、韓国はわが国にとっていろいろな意味で近くて遠い国であった。統計の分野においても例外ではない。韓国の政府統計データを用いた実証研究あるいは韓国の研究者グループとの共同研究の例が全くないわけではない。しかし、韓国は、わが国における海外統計制度研究において、これまであまり取り上げられることがなかった国の一つである。

最近の韓国の統計制度研究の手がかりとなる資料としては、『諸外国における統計の制度と運営』（その 24）第二分冊に収録されている韓国統計法（最終改正 1999 年 1 月 29 日法律第 5691 号）と「国家統計庁ガイド」（131-510 頁）があり、これが 2000 年前後の韓国政府統計の制度並びに活動状況を知ることの出来る貴重な情報ソースであった。今回、本書に収録されている資料 2 には、同国における 1962 年の統計法の制定以降の 4 度にわたる法改正とその経緯が紹介されており、これによってこの間の韓国の統計行政の歩みを追跡することができる。また、本書には韓国議会上程されている 2007 年改正統計法の 1999 年統計法との条文の比較対照表（資料 1）、改正案検討報告書（資料 6）、法改正提案理由書（資料 7）その他の極めて興味ある資料も訳出され、収録されている。これらは、今回の法改正の契機や目的、改正内容の持つ意味等を読み取る上で極めて有効な第一級の資料であるといえよう。

本書に収録された全ての資料の訳出作業は、全面的に東京農工大学講師吉田 央氏の手になるものである。また同氏には、膨大な翻訳作業に加え、今回の法改正に関する論文も執筆していただいた。大学での業務が多忙であるにもかかわらず、このような形で韓国の統計制度の最新の展開に係る貴重な情報を提供していただいた同氏に対してこの場を借りて心よりお礼を申し上げたい。

わが国でも 2006 年 6 月に統計制度改革検討委員会の最終報告が出され、目下、国会会向上に向けての最終的な詰め作業が進められている。韓国と日本という相隣接する 2 つの国でほぼ同時期に進行しつつあるこの統計法制度の改革について、両者の同

一性と差異性の検証は、両国における政府統計の現状を把握しその将来を展望する上でも、本書は極めて大きな情報的価値を持っている。本書が、わが国の将来の統計制度を在り方を検討する上での有効な情報として広く活用されることを願うものである。

2007年1月20日

法政大学日本統計研究所

# 韓国「統計法」改正

## 目 次

韓国「統計法」改正について	1
資料1 2007年改定統計法と1999年改訂統計法の新旧対照表	4
資料2 1962年制定の統計法とその後の4回の改定の骨子	20
資料3 金孝錫『国家統計発展のための実践方針研究』	25
資料4 「統計法全文改定案」立法予告	46
資料5 立法予告時(2005年10月)、政府による国会提出時(2006年3月)及び 経済財政委員長案(2006年12月)の比較表	49
資料6 金昊晟(キムホソン)『統計法全部改正法律案(政府提出) 検討報告書』	75
資料7 統計法全文改正案 提案理由と主要内容	95
資料8 『国政ブリーフィング』( <a href="http://www.news.go.kr/">http://www.news.go.kr/</a> )での統計法改正 関連の記事	97



# 韓国「統計法」改正について

吉田 央（東京農工大学農学府）

近年、社会・経済の変化に対応するための統計制度の改革が世界的潮流となっている。韓国でも、2001年のISIソウル大会のころから統計改革に対する議論が深まっていき、2006年3月に統計法の全面改正案が国会に提出された。韓国国会（財政経済委員会）での審議の結果、2006年12月22日に政府原案をいくつかの点で変更した財政経済委員長案が作成された。2006年度中に財政経済委員長案が成立するものと見られる。資料1に（新）統計法案（財政経済委員長案）と現行統計法との対照表を示す。

韓国では、1962年に統計法が制定され、その後、1962年(制定と同年)、1975年、1995年、1999年に改正されて現在にいたっている。1962年の統計法および4回の改正内容の概要を資料2に示す。

この改正案の策定にあたっては、2005年9月に国会議員金孝錫氏による現行統計法の調査報告『国家統計発展のための実践方針研究』が作成・公表され(資料3)、2005年10月11日に財政経済部(部は日本の省に当たる)によってパブリックコメント(立法予告)が実施された。立法予告の概要が資料4である。なお韓国統計庁は財政経済部の外局である。

立法予告(2005年10月)の時点での法案、政府提出法案、財政経済委員長案の比較対照表を資料5に示す。また、政府提出法案に対して国会職員金昊晟氏によって「法律案審査報告書」が作成されたが、それを資料6に示す。この報告書にはいくつか興味深い参考資料が添付されている。

2006年3月に国会に提出された時点での統計法全文改正案の「提案理由」および「主要内容」が資料7である。「提案理由」は、「政府政策の樹立・評価と経済・社会現象の研究・分析等の基礎資料として活用されている公共財の性格を持つ統計が、信頼性・正確性・時宜性及び一貫性を確保できるように統計の作成・普及及び利用に関する制度を改善・補完する」となっている。また改正案の「主要内容」は以下の7項目であった。

1. 国家統計委員会の設置
2. 統計品質診断制度の導入
3. 統計庁長の職権による統計作成指定機関指定制度導入
4. 統計作成承認の取消制度導入
5. 統計の作成のための公共機関行政資料の提供(行政資料を利用した統計作成)
6. 統計の公表制度改善
7. 統計資料提供申請制度の法的根拠の明確化(統計資料を他の統計作成のために利用)

これら改正案の主要内容のうち、1. 国家統計委員会の設立は、統計制度のいわゆる「司令塔」機能の強化を期待するものとみられる。現状でも統計庁長の諮問機関として統計委員会が存在しているが、金昊晟氏の「法律案審査報告書」によれば1年に1回程度しか会議が開催されず、十分に機能を果たしているとはどうもいいがたい状況である。この項目は、国会審議の過程で削除され成立した法律からはなくなってしまった。

2. の項目は統計の品質に関する国際的な関心の高まりを受けるものである。また5. および7. は統計作成への行政資料等の活用に法的根拠を与えるものであり、いずれも国際的な潮流に合ったものである。

3. の統計庁長の職権による統計作成機関の指定の規定は、この統計法改正案の中で最も社会的関心を集めた項目である。これについては、マスコミ等の民間組織を統計作成機関として指定することによって統制しようとするものではないかという憶測がなされていた（「朝鮮日報」2006年4月23日付け、「中央日報」2006年4月26日付け「中央時評」、「東亜日報」2006年5月2日付け社説など）。これに対して政府サイドではインターネット（国政ブリーフィング）によって反論を行った。「国政ブリーフィング」に掲載された論説を資料8に示す。結果として、この項目は国会審議の過程で削除され、むしろ反対の効果をもつ統計作成指定機関の側からの指定取消し申請制度が盛り込まれた。

なお、立法予告段階では指定統計と一般統計の区分を廃止することが提案されていたが、この項目は政府提案の段階で撤回されている。

全体的な評価として、韓国の2007年統計法改正は、韓国の統計を法制度面では概ね世界の最先端水準まで引き上げるものであるといえる。ただし、法制度面での整備が進んだとはいえ、予算・人員の面では韓国の統計組織はまだ未熟である。残された課題は、『国家統計発展のための実践方針研究』でも指摘されている通り、良質な統計を作成するのに十分な予算と人員が確保されるかどうかであると思われる。

資料出所（インターネットアドレス(URL)はいずれも2007年1月31日時点のもの）

(資料1・4・5・6・7) 法律案は韓国国会の「議案データベース」による。

[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=034578](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=034578)

立法予告は韓国統計庁のWWWサイトによる。

[http://www.nso.go.kr/board\\_notice/BoardAction.do?method=view&board\\_id=69&seq=148](http://www.nso.go.kr/board_notice/BoardAction.do?method=view&board_id=69&seq=148)による。

(資料2) 韓国法制処 <http://www.klaw.go.kr/> の「沿革法令データベース詳細検索」および韓国国会 <http://www.assembly.go.kr/> の「議案データベース」による。

(資料3) 韓国統計庁のWWWサイト による。

[http://www.nso.go.kr/board\\_info/BoardAction.do?method=view&board\\_id=80&seq=31](http://www.nso.go.kr/board_info/BoardAction.do?method=view&board_id=80&seq=31)

(資料8) 国政ブリーフィング <http://www.news.go.kr/> による。



## 資料 1 2007年改定統計法と1999年改定統計法の新旧対照表

新統計法案（財政経済委員長案）	旧統計法（最終改正1999年法律第5891号）
第1章 総則	（章区分はされていない）
<p>第1条(目的)</p> <p>この法律は、統計の作成・普及及び利用とその基盤構築等に関して必要な事項を定めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>この法律は、統計に関する事項を総合的に調整し、統計の体系を整備することにより統計の信頼性及び統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。</p>
<p>第2条(基本理念)</p> <p>①統計は各種意志決定を合理的に遂行するための公共資源として社会発展に寄与する事ができるように作成・普及及び利用されなければならない。</p> <p>②統計は正確性・時宜性及び一貫性が確保できるように科学的な方法に従って作成されなければならない。</p> <p>③統計は個人や法人または団体等の秘密が保障される範囲内で広く普及・利用されなければならない。</p>	<p>第2条(統計の基本理念)</p> <p>統計は各種意思決定を合理的に遂行するための資源であり、社会発展に寄与できるよう科学的方法によって生産され、公正に利用されなければならない。</p>
<p>第3条(定義)</p> <p>この法律で使用する用語の定義は次の通りとする。</p> <p>1.「統計」とは、統計作成機関が政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に活用する目的で産業・物価・人口・住宅・文化・環境等特定の集団や対象等に関して直接または他の機関や法人または団体等(以下「機関等」という)に委任・委託して作成する数量的情報であり、指定統計と一般統計をいう。</p> <p>2.「指定統計」とは、統計の中で政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活用される統計であって第17条により統計庁長が指定・告示する統計をいう。</p> <p>3.「一般統計」とは、統計の中で指定統計以外の統計をいう。</p> <p>4.「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体及び第15条によって指定を受けた統計作成指定機関をいう。</p> <p>5.「公共機関」とは中央行政機関・地方自治団体及び次の各号の一に該当する機関等をいう。</p> <p>ア 「政府投資機関管理基本法」第2条の政府投資機関</p> <p>イ 「政府傘下機関管理基本法」第2条の政府</p>	<p>第3条(定義)</p> <p>この法律で使用する用語の定義は次の通りとする。</p> <p>1.「統計」とは、統計作成機関が政策の樹立及び評価等に活用する目的で直接または他の機関に委任・委託して作成する指定統計と一般統計であって大統領令で定めるものをいう。</p> <p>2.「指定統計」とは、統計作成機関が作成する統計の中で統計庁長が指定して告示する統計をいう。</p> <p>3.「一般統計」とは、統計作成機関が作成する統計の中で指定統計以外の統計をいう。</p> <p>4.「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体または第4条の規定によって指定された機関(以下、「指定機関」という)をいう。</p>

<p>傘下機関  ウ 「地方公企業法」による地方公社および地方公団  エ 「乳児教育法」、「初・中等教育法」及び「高等教育法」その他の法律によって設立された各級の学校  オ 特別法によって設立された特殊法人6.「行政資料」とは、公共機関が職務上作成または取得して管理している文書・台帳及び図面とデータベース等電算資料をいう。ただし統計資料は除く。  7.「統計資料」とは、統計作成機関が統計の作成のために収集・取得または使用した資料(データベース等電算資料を含む)をいう。</p>	
<p>第4条(国家等の責務)  ①国家及び地方自治団体は、この法の目的と基本理念を具現するために必要な政策を樹立・施行しなければならない。  ②統計庁長は、統計が社会発展に尽くすよう統計に関する事項を総合的に調整・整備し、統計の作成・普及及び利用を拡大することができる措置を講じなければならない。  ③統計作成機関の長は、統計の作成のために質問を受けたり資料提出等の要請を受けて答弁をしたり資料提出等をする個人や法人または団体等(以下「統計応答者」という)の負担を最小化し、秘密が保護されるように努力しなければならない。  ④統計作成機関の長は、統計の作成または普及に関する事務に従事する者(以下「統計従事者」という)の交流、統計作成技法の共同研究と開発及び統計資料の共有等のためにお互い協力しなければならない。</p>	
<p>第5条(他の法律との関係)  ①統計の作成・普及及び利用に関して、他の法律に特別な規定のある場合を除いて、この法が定めるところによる。  ②関係行政機関の長は統計の作成・普及及び利用に関する事項を内容とする法令を制定・改正または廃止しようとするときにはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p>	<p>第5条(他の法律との関係)  ①統計作成について他の法律に特別な規定のある場合を除いてこの法律が定めるところによる。  ②関係行政機関の長が統計作成に関する事項を内容とする法令を制定したり改正する場合には、あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p>
<p>第2章 統計の作成・普及及び利用の基盤構築</p>	
<p>第6条(統計責任官の指定及び運営)  ①統計作成機関の長は、所管統計の作成・普及及び利用に関して次の各号の事務を総括する統計責任官を指定・運営しなければならない</p>	

<p>い。この場合指定対象者の範囲は大統領令で定める。</p> <p>1.統計作成機関及び所属機関の統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務 2.他の統計作成機関との協力に関する事務 3.その他所管統計の作成・普及及び利用に関する事務</p> <p>②統計作成機関の長は、統計責任官を指定または変更したときには遅滞無く統計庁長に通報しなければならない。</p>	
<p>第7条(統計作成機関の要員及び予算確保)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計の作成及び普及に必要な要員と予算を確保するように努力しなければならない。</p> <p>②統計庁長は統計作成機関の統計の作成及び普及に必要な要員と予算が著しく不足すると判断される場合には統計作成機関の長に必要な要員と予算の確保を勧告することができる。</p>	
<p>第8条(統計従事者に対する教育)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の統計従事者の資質向上のために直接または所属機関や統計に関する教育を実施する機関等に委任または委託して統計に関する教育を実施することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による教育の実施に積極的に協力しなければならない。</p> <p>③統計庁長は統計作成機関の長に自主統計教育の実施を勧告することができる。</p> <p>④第1項及び第3項による教育対象者の範囲、教育内容その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第11条(統計作成事務従事者に対する教育)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の統計作成に関する事務に従事する者の資質向上のために統計に関する教育を実施したり統計作成機関の長にこれを勧告することができる。</p> <p>②第1項の規定によって統計に関する教育を受ける者の範囲、教育の方法その他必要な事項は大統領令で定める。</p>
<p>第9条(定期統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、統計の作成及び普及の諸般過程に対して10年の範囲内で大統領令が定める期間ごとに統計品質診断(以下「定期統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が10年以内で大統領令が定める期間を超過する統計の場合にはその統計を作成する年またはその翌年に定期統計品質診断を実施することができる。</p> <p>②統計庁長は、次の各号の事項が含まれた定期統計品質診断計画を立てて定期統計品質診断を実施する年の2月末までに統計作成機関の長に通報しなければならない。</p> <p>1.定期統計品質診断の対象の統計 2.定期統計品質診断の時期及び方法 3.定期統計品質診断結果の活用計画 4.その他定期統計品質診断の実施に関して必</p>	

<p>要な事項</p> <p>③定期統計品質診断は第35条による資料提出要求、統計作成機関に対する訪問確認、統計応答者に対する現地確認等の方法で実施する。</p> <p>④統計庁長は、第11条による自己統計品質診断をした統計中で、その品質が優れていると判断される統計に対しては定期統計品質診断を免除することができる。</p> <p>⑤定期統計品質診断計画の樹立、定期統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第10条(随時統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、第11条による自己統計品質診断を実施しなかったり統計の品質が低下したと信じていることができる相当な理由のある場合には、いつでも統計品質診断(以下「随時統計品質診断」という)を実施する事ができる。</p> <p>②統計庁長は、随時統計品質診断を実施するときには該当統計作成機関にあらかじめ随時統計品質診断の事由・時期及び方法等を通報しなければならない。</p> <p>③第9条第3項は随時統計品質診断に関して準用する。</p> <p>④随時統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第11条(自己統計品質診断)</p> <p>①統計作成機関の長は、所管統計に関して毎年統計品質診断(以下「自己統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が1年を超過する統計の場合にはその統計を作成する年またはその翌年に自己統計品質診断を実施する事ができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、所管統計に対して定期統計品質診断または随時統計品質診断を受けたときにはその年度の自己統計品質診断を実施しないことができる。</p> <p>③統計作成機関の長は、自己統計品質診断を実施した年の12月31日までにその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p> <p>④自己統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第12条(統計の作成・普及に関する事務に対する改善要求等)</p> <p>①統計庁長は、定期統計品質診断・随時統計品質診断または自己統計品質診断結果の反映または類似・重複した統計の調整等、統計の信頼性及び統計制度運用の効率性を確保するために必要だと認定する場合には統計作成</p>	<p>第6条(統計作成事務の改善要求等)</p> <p>①統計庁長は、第1条の目的を達成するため必要だと認める場合には、統計作成機関に対して統計作成の実施・中止・変更または統計作成事務の改善を要求することができる。</p> <p>②第1項の規定によって統計庁長の要求を受けた機関の長は正当な理由のない限りこれに</p>

<p>機関の長に統計の作成の中止・変更その他統計の作成・普及に関する事務の改善を要求することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による改善要求を受けたときには正当な理由のない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>応じなければならない。</p>
<p>第13条(予算・要員及び技術等の支援)</p> <p>①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・振興・統計品質診断または広報に関する事業をする機関等に対してその運営及び事業に必要な経費の一部を支援する事ができ、必要と認める場合には一定期間要員を支援する事ができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成機関の長から統計の作成及び普及に必要な諮問や技術支援を要請された場合にはこれに積極的に協力しなければならない。</p>	<p>第21条(予算・人力および技術などの支援)</p> <p>①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・分析または広報に関する事業をする機関に対してその運営及び事業に必要な経費の一部を支援することができ、必要と認める場合には一定期間人力を支援する事ができる。</p> <p>②統計庁長は、指定機関から統計企画・調査実施・資料処理過程等に必要な諮問や技術支援の要請を受けた場合には、これに積極的に協力しなければならない。</p>
<p>第14条(国際協力)</p> <p>統計庁長は、統計の発展のために国際機構・外国政府または外国機関との交流・協力、統計作成技法の共同開発・伝授、外国統計従事者の研修その他技術支援等に関する事業を遂行することができる。</p>	
<p>第3章 統計作成指定機関及び指定統計の指定等</p>	
<p>第15条(統計作成指定機関の指定)</p> <p>①統計庁長は、統計の作成・普及及び利用を促進するために政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等の申し出があった場合、当該機関等を統計作成指定機関として指定することができる。この場合指定要件は統計作成組織及び予算、統計作成計画等を考慮して大統領令で定める。</p> <p>②統計庁長は、政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等が第1項の規定による指定申請をしない場合には相当な期間を定めて指定申請をするように勧告することができる。</p> <p>④統計作成指定機関の指定申請、指定の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第4条(指定機関の指定等)</p> <p>①統計庁長は、当該機関の申請によって指定機関または指定統計を指定する。この場合、指定機関または指定統計の指定要件は大統領令で定める。</p> <p>②統計庁長は、指定機関または指定統計が第1項後段の規定による指定要件を備えない場合には、その指定を撤回することができる。</p> <p>③統計庁長は、指定統計を指定したり指定統計の指定を撤回するときにはこれを告示しなければならない。</p>
<p>第16条(統計作成指定機関指定の取消)</p> <p>①統計庁長は、統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には統計作成指定機</p>	<p>第22条(未承認統計作成等)</p> <p>統計庁長は、指定機関が次の各号の一に該当</p>

<p>関の指定を取り消すことができる。</p> <p>1. 第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2. 第15条第1項後段による指定要件を充足しなくなった場合</p> <p>3. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を得ずに新しい統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合</p> <p>4. 第22条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合</p> <p>5. 第35条第2項に違反して統計庁長の資料提出要求に応じない場合</p> <p>②統計作成指定機関の長が統計庁長に当該統計作成指定機関の指定の取消しを申請した場合、統計庁長はその指定を取り消さなければならない。</p>	<p>する場合には指定機関の指定を撤回することができる。</p> <p>1. 第6条第2項(第7条第2項で準用する場合を含む)の規定に違反した場合</p> <p>2. 第8条及び第9条の規定による承認を得たり協議をしないで統計を作成したり統計作成を中止または変更した場合</p> <p>3. 第15条第1項および第3項の規定による協議をしないで統計結果を公表した場合。</p> <p>4. 第17条の規定による標準分類を使用しなかったり統計庁長の同意を得ないで標準分類と異なる分類を使用した場合</p>
<p>第17条(指定統計の指定及び指定取消)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の長の申請によって政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活用される統計であり次の各号の一つに該当する統計を指定統計に指定する。</p> <p>1. 全国を対象として作成する統計</p> <p>2. 地域発展のため政策樹立および評価の基礎資料となる統計</p> <p>3. 他の統計の母集団資料として活用可能な統計</p> <p>4. 国際連合など国政機構で勧告する統一された基準および作成方法に従って作成される統計</p> <p>5. その他指定統計として指定する必要があると統計庁長が認定する統計。</p> <p>②統計庁長は、指定統計が第1項による指定要件を備えなくなった場合にはその指定を取り消すことができる。</p> <p>③統計庁長は、指定統計を指定したり指定統計の指定を取り消したときにはこれを告示しなければならない。</p> <p>④指定統計の指定の手続き及び方法と第3項による告示に含まれる事項等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第4章 統計の作成・普及及び利用</p>	
<p>第1節 統計の作成</p>	
<p>第18条(統計作成の承認)</p>	<p>第8条(統計作成の承認)</p>

<p>①統計作成機関の長は、新しい統計を作成しようとする場合にはその名称、種類、目的、調査対象、調査方法、調査事項の性別区分等大統領令が定める事項に関してあらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更したり承認を得た統計の作成を中止しようとする場合にも同様とする。</p> <p>②統計庁長は次の各号の一に該当する場合には第1項による承認をしてはならない。</p> <p>1.すでに承認を得た他の統計と調査または報告の対象・目的及び方法等その内容が同一または類似していると認められる場合</p> <p>2.標本規模があまりにも小さかったり検証された統計作成技法を使用しないために、統計の信頼性が確保されないと認められる場合</p> <p>3.調査または報告の対象または目的等が特定利益集団または特定部門に偏っていたり営利目的で作成される等、公共の利益を目的として作成されるとみなすことが難しい場合</p> <p>③統計庁長は、第1項による承認をしたときにはこれを告示しなければならない。この場合承認をした統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p>	<p>新しい統計を作成しようとする統計作成機関の長は、その統計作成についてあらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。承認を得た統計作成を中止したり承認を得た事項を変更しようとする場合にも同様とする。</p>
<p>第19条(統計作成承認の取消)</p> <p>①統計庁長は、第19条第1項による承認を得た統計が次の各号の一に当該する場合にはその承認を取り消すことができる。</p> <p>1.第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求のほか統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2.第18条第2項各号の一に当該するようになった場合</p> <p>3.第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合</p> <p>4.政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析への活用度が低い場合</p> <p>②統計庁長は、第1項によって承認を取り消したときにはこれを告示しなければならない。この場合、承認を取り消した統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第20条(統計作成の勧告)</p> <p>①統計庁長は、経済・社会的環境の変化によって新しい統計を作成する必要のある場合には、関連機関等に統計の作成を勧告することができる。</p> <p>②統計庁長は、第1項による勧告によって統計</p>	

<p>を作成する機関等に対しては、その統計の作成に必要な要員及び技術等を支援する事ができる。</p>	
<p>第21条(統計作成の協議)  ③統計作成機関の長は、他の法律によって統計を作成する場合、第18条第1項によって承認を得なければならない事項中その法律で定めがない事項に関してあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経た事項を変更したり協議を経た統計の作成を中止しようとする場合も同様とする。  ②第1項による協議を経た場合には第18条第1項による承認を得たものとみなす。</p>	<p>第9条(作成協議)  ①他の法律によって作成する統計の場合であってその法律で定めがない事項中、調査方法等大統領令が決める事項に関してはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経た統計作成を中止したり変更しようとする場合にも同様とする。  ②第1項の規定による協議を経て統計を作成する場合には第8条の規定による承認を得たものとみなす。</p>
<p>第22条(標準分類)  ①統計庁長は、統計作成機関が同一の基準に従って統計を作成するように国際標準分類を基準として産業、職業、疾病・死因等に関する標準分類を作成・告示しなければならない。この場合統計庁長はあらかじめ関係機関の長と協議しなければならない。  ②統計作成機関の長は、統計を作成するときには統計庁長が第1項によって作成・告示する標準分類に従わなければならない。ただし、統計の作成目的上やむをえず標準分類と異なる基準を適用しようとするときには、あらかじめ統計庁長の同意を得なければならない。  ③統計庁長は、標準分類の内容を変更したり要約・抜萃して発刊することによって標準分類の内容が事実と違うように伝達される恐れがあると認められる場合には、その是正を命じることができる。</p>	<p>第17条(統計資料の分類)  ①統計作成機関が統計を作成するために統計資料を分類するときには統計庁長が国際標準分類を基準にして作成・告示する標準分類によらなければならない。統計庁長が標準分類を作成するときにおいては関係機関とあらかじめ協議しなければならない。  ②第1項の標準分類によって分類することが難しい資料に対してはその統計作成機関の庁長は統計庁長の同意を得て標準分類と異なる分類をすることができる。  ③統計庁長は、標準分類の内容を変更したり要約・抜萃して発刊することにより標準分類の内容が事実と違って伝達される恐れがあると認める場合には、その是正を命じることができる。</p>
<p>第23条(統計作成に関する協力)  ①統計作成機関の長は、第18条第1項または第21条第1項による承認を得たり協議を経た統計を作成するために必要な場合には関係統計作成機関の長に対して協力を要請することができる。この場合協力要請を受けた関係統計作成機関の長は特別な理由のない限りこれに応じなければならない。  ②第1項による協力にかかる経費は、他の法令に特別な規定のある場合を除き協力を要請した機関が負担することを原則とする。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には互いに協議して所要経費を分担する事ができる。</p>	<p>第19条(統計作成機関の協力)  ①統計作成機関の長は、第8条または第9条第1項の規定によって承認を得たり協議をした統計を作成するために必要な場合には、関係統計作成機関の長に対して協力を要請することができる。この場合、協力の要請を受けた関係統計作成機関の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。  ②第1項の規定による協力に必要な経費は他の法令に特別な規定のある場合を除き協力を要請した機関が負担することを原則とする。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には互いに協議し所要経費を分担することができる。</p>
<p>第24条(行政資料の提供)  ①中央行政機関の長または地方自治団体の</p>	



<p>長は、統計の作成のために必要な場合には公共機関の長に行政資料の提供を要請する事ができる。</p> <p>②公共機関の長は、第1項によって行政資料の提供を要請されたときには、国家機密、個人と企業の重大な秘密の侵害など大統領令が定める正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第2項によって行政資料を提供する場合、その提供範囲及び方法等に関しては行政資料の要請機関の長と提供機関の長が協議して決定し、提供機関の長は要請機関の長に行政資料に含まれている個人や法人または団体等の情報を保護するために使用方法・使用部署そのほか必要な事項に対して制限をしたり行政資料の安全性確保のために必要な措置(以下「情報保護措置」という)を講じるように要請する事ができる。</p> <p>④第2項によって公共機関から提供された行政資料は、これを統計作成以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤行政資料の提供機関の長は、要請機関の長が第3項によって要請した情報保護措置をしなかったり第4項に違反する場合には行政資料の提供を中止または制限する事ができる。</p>	
<p>第25条(資料提出命令)</p> <p>①中央行政機関の長または地方自治団体の長は、指定統計の作成のために必要だと認められる場合には個人や法人または団体等に関係資料の提出を命じることができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成指定機関が要請する場合であって指定統計の作成のために必要だと認定される場合には第1項による命令をすることができる。</p> <p>③第1項及び第2項による資料の提出命令を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>④第1項及び第2項による資料提出命令の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第10条(資料提出命令)</p> <p>中央行政機関または地方自治団体の長は、指定統計の作成のために必要だと認める場合には個人または法人や団体に関係する資料の提出を命じることができる。</p>
<p>第26条(実地調査)</p> <p>①統計の作成に関する事務に従事する者は、統計の作成のための調査または確認のためにあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関して関係資料の提出を要求したり関係人に質問をする事ができる。</p> <p>②指定統計の作成のための調査または確認において第1項による関係資料の提出を要求され</p>	<p>第12条(実地調査)</p> <p>①統計作成に関する事務に従事する者は、指定統計の調査や確認のためにあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関して関係資料の検査または調査資料の提出を要求したり関係人に質問をする事ができる。</p> <p>②第1項の規定による関係資料の検査または調査資料の提出を要求を受けたり質問された</p>

<p>たり質問を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第1項による職務を行なう者は、その権限が表示された証票を関係人に示さなければならない。</p>	<p>者は、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第1項の規定による職務を行なう者は、その権限を表示する証票を携行しこれを関係者に示さなければならない。</p>
<p>第2節 統計の普及及び利用</p>	
<p>第27条(統計の公表)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を作成したときにはその結果を遅滞無く公表しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項によって統計を公表するときには統計利用者が統計を正確に利用できるように調査の対象・方法等必要な事項を同時に公表しなければならない。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は作成した統計が次の各号の一に当該する場合においては統計を公表しないことができる。この場合あらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。</p> <p>1. 公表する場合、国家安全保障・秩序維持または公共福利に著しい支障を招くと認められる場合</p> <p>2. 統計の信頼性が低くその利用に混乱がもたらされると認められる場合</p> <p>3. その他統計を公表しない必要があると認められる相当な理由のある場合</p> <p>④統計作成機関の長は、第3項によって公表しない統計について、公表しない理由が消滅したと認められるときにはこれを公表しなければならない。この場合あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p> <p>⑤統計作成機関の長は第1項または第4項によって統計を公表したときには遅滞無くその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p>	<p>第15条(統計結果の公表等)</p> <p>①統計を作成した統計作成機関の長は、直ちにその統計結果を統計庁長に提出して統計庁長との協議を経た後にこれを公表しなければならない。ただし統計庁長の承認を得た場合には公表しないことができる。</p> <p>②統計庁長は第1項本文の規定によって協議した統計結果に続いて作成される統計結果に関して協議する必要がないと認める場合には、協議を経ないでこれを公表させる事ができる。</p> <p>③統計庁長は第2項の規定によって協議を経ない統計結果において作成方法が適合的でなくなったり統計結果の信頼性が低下したと認める場合には、また協議を経て公表するものとする事ができる。</p> <p>④統計作成機関の長は第1項本文・第2項及び第3項の規定によって統計結果を公表したときには直ちにその統計結果を統計庁長に送付しなければならない。統計庁長はこれを統計利用者が速かに広く活用できるよう必要な措置をしなければならない。</p>
<p>第28条(統計の普及)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を公表するときには国民が迅速かつ便利に利用し得るように統計データベースの構築等必要な措置をしなければならない。</p> <p>②統計庁長は、第27条第5項及び第29条第2項によって提出された統計結果と統計刊行物及びその発刊内訳を統計利用者に広く提供できるように統計データベースの構築・関係及び統合等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計データベースの構築・関係及び統合等のために必要な場合には統計作成機関が保有するデータベース資料等の細</p>	

<p>部的な統計関連資料を提出するように要求することができる。この場合要求を受けた統計作成機関の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>	
<p>第29条(統計刊行物の発刊等)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計の円滑な普及のために統計刊行物(統計及び統計資料を収録した刊行物をいい、電子媒体を利用したものを含む。以下同じ)を直接発刊または販売したり他の機関等に委託して発刊または販売させることができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、大統領令が定める統計刊行物を発刊したときにはその統計刊行物及び発刊内訳を遅滞無く統計庁長に提出しなければならない。統計刊行物の名称または内容を変更したり発刊を中止した場合にも、同様とする。</p>	<p>第18条(統計刊行物の発刊)</p> <p>統計の収録を目的とする刊行物であって大統領令が定める刊行物(以下「統計刊行物」という)を発刊する統計作成機関の長は、その発刊内訳を遅滞無く統計庁長に通報しなければならない。</p>
<p>第30条(統計資料の提供)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計の作成のために必要な場合には他の統計作成機関に統計資料の提供を要請する事ができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、他の統計作成機関の長から第1項による要請を受けたときには特別な理由のない限り特定の個人や法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。ただし、異なる統計作成機関の長が統計の作成のための訪問調査・電話調査・郵便調査等による標本調査の標本として使用するために第1項による要請をするときには特定の個人や法人または団体等が識別できる形態で統計資料を提供する事ができる。</p> <p>③第2項によって統計作成機関から提供された統計資料はこれを提供された目的のほかの目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>④統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第31条(統計資料の利用)</p> <p>①特定の対象に関する数量的情報を作成したり学術研究のための目的で統計資料を利用しようとする者は、大統領令が定めるところに従って統計作成機関の長に統計資料の提供を申請することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による申請を受けたときには統計資料の使用目的・内容及び範囲の妥当性を審査して妥当だと判断される場合にはこれを提供しなければならない。この場合統計作成機関の長は特定の個人や</p>	<p>第16条(統計資料の活用)</p> <p>統計作成機関の長は、大統領令が定めるところにより第13条の規定に違反しない範囲内で統計資料を広く活用するようにしなければならない。</p>

<p>法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。</p> <p>③統計作成機関の長は第2項にかかわらず当該統計資料を他の資料と対応または連係することによって特定の個人や法人または団体等の識別が可能になる場合には統計資料を提供してはならない。</p> <p>④第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は、これを提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第5章 統計応答者の義務及び保護等</p>	
<p>第32条(統計応答者の誠実応答義務)</p> <p>統計の作成に関する事務に従事する者から統計の作成を目的として質問または資料提出等の要求を受けた者は、信頼性ある統計が作成できるように調査事項に対して誠実に応答しなければならない。</p>	
<p>第33条(秘密の保護)</p> <p>①統計の作成過程で知った事項であって個人や法人または団体等の秘密に属する事項は保護されなければならない。</p> <p>②統計の作成のために収集された個人や法人または団体等の秘密に属する資料は統計作成以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>第13条(秘密の保護など)</p> <p>①統計作成過程で知った事項であって個人または法人や団体の秘密に属する事項は保護されなければならない。</p> <p>②統計の作成のために収集された個人や法人または団体の秘密に属する基礎資料は統計作成の目的以外に使用してはならない。</p>
<p>第34条(統計従事者等の義務)</p> <p>統計従事者、統計従事者であった者または統計作成機関から統計の作成業務の全部または一部を委託されてその業務に現に従事したり過去に従事した者は、職務上知りえた事項を業務以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p>	<p>第14条(統計作成事務従事者等の義務)</p> <p>統計作成に関する事務に現に従事したり以前従事した者または統計作成機関から統計資料の処理業務を委託されてその業務に現に従事したり以前従事した者は、職務上知りえた事項であって個人または法人や団体の秘密に属する事項を漏洩または権限無く処理したり他人に提供する等業務以外の目的に使用してはならない。</p>
<p>第6章 補則</p>	
<p>第35条(資料提出要求)</p> <p>①統計庁長は、この法による職務遂行のために必要だと認める場合には統計作成機関の長に關係資料の提出を要求することができる。</p> <p>②第1項による統計庁長の要求を受けた統計作成機関の長は、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>第7条(資料提出の要求)</p> <p>①統計庁長は、この法律の施行のために必要だと認める場合には、統計作成機関の長に対して關係資料の提出を要求することができる。</p> <p>②第6条第2項の規定は第1項の場合に準用する。</p>
<p>第36条(委任及び委託)</p> <p>①この法による中央行政機関の長の権限は、</p>	<p>第20条(権限の委任・委託)</p> <p>①中央行政機関の長は、大統領令が定めると</p>

<p>その一部を大統領令が定めるところに従って所属機関の長や特別市長・広域市長または道知事(特別市・広域市または道の教育監を含む。以下この条で同じ)に委任したり他の行政機関の長または統計作成指定機関に委託することができる。</p> <p>②特別市長・広域市長または道知事は、第1項によって委任された権限の一部をその委任した機関の長の承認を得て市長・郡守または自治区の区庁長(市・郡または自治区の教育長を含む)その他所属機関の長に再委任することができる。</p> <p>③統計庁長は、次の各号の一に当該する事務を大統領令が定めるところに従って統計の開発・振興または統計品質診断に関する事業を行う大統領令が定める機関等に委託することができる。</p> <p>1. 統計の作成(統計の作成のための調査を含む)及び広報</p> <p>2. 第9条の定期統計品質診断の実施</p> <p>3. 第14条の統計作成技法の共同開発・伝授及び外国統計従事者の研修</p> <p>4. 第31条の統計資料の提供</p>	<p>ころによってこの法律による権限の一部を所属機関の長・特別市長・広域市長または道知事に委任したり他の行政機関の庁または指定機関の長に委託することができる。</p> <p>②特別市長・広域市長または道知事は第1項の規定によって委任された権限の一部をその委任した機関の長の承認を得て市長・郡守・区庁長(自治区の長である区庁長を言う)その他所属機関の庁に再委任することができる。</p>
<p>第37条(違反行為の是正要求など)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関(統計作成指定機関を除く)がこの法律に違反して第41条第2項各号の一に該当する場合には、当該機関の長にその違反行為の是正を要求することができる。</p> <p>②統計庁長は、第1項による要求をするときにはその違反行為の再発防止またはその違反行為に関して責任がある関係者に対する問責のため必要な場合には、その違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分をあわせて要求することができる。</p> <p>③第1項および第2項による要求を受けた統計作成機関の長は遅滞なくその違反行為の是正またはその違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分など必要な措置をとり、その結果を統計庁長に通報しなければならない。</p>	
<p>第38条(罰則適用においての公務員擬制)</p> <p>第29条第1項および第36条第3項によって委託された業務に従事する機関などの役員・職員は、「刑法」第129条ないし第132条の適用においてこれを公務員とみなす。</p>	
<p>第7章 罰則</p>	

<p>第39条(罰則) 次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第31条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を、その目的以外の用途に使用したり、これを他の者に無断で提供した者</li> <li>2. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第32条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を欺瞞その他不正な方法により閲覧したり提供された者</li> <li>3. 統計作成機関で統計の作成または普及のために収集・保有または管理している調査表等基礎資料を無断で変更または抹消したり統計資料を故意に操作した者。ただし、統計作成機関内部において内容検討手続きまたは統計作成技法に従って調査間違いまたは入力間違い等を修正または変更する場合を除く。</li> </ol>	<p>第23条(罰則) 次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第14条の規定に違反した者</li> <li>2. 統計作成のために収集された個人または法人や団体の秘密に属する事項を虚偽その他不正な方法で閲覧したり統計作成機関から提供された者</li> <li>3. 統計作成機関で統計作成のために収集・保有・管理している基礎資料を変更または抹消したり統計結果を変更した者</li> <li>4. 統計作成機関の長から統計作成の目的で提供された個人または法人や団体の秘密に属する事項をその目的の他の用途として使用したりこれを他人に無断で提供した者</li> </ol>
<p>第40条(両罰規定) 法人または団体の代表者、個人や法人または団体の代理人・使用人その他従業員がその個人や法人または団体の業務に関して第39条各号の違反行為をしたときには、行為者を罰する他その個人や法人または団体に対しても各当該の号の罰金刑を課す。</p>	<p>第24条(両罰規定) 法人の代表者または法人や個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人または個人の業務について第23条第2号ないし第4号の違反行為をしたときには、行為者を罰する他にその法人または個人に対しても各該当の号の罰金刑を科する。</p>
<p>第41条(過料) ①第22条第3項に違反して是正命令を履行しない者は300万ウォン以下の過料に処する。 ②統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には200万ウォン以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</li> <li>2. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を得ないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合</li> <li>3. 第21条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合</li> <li>4. 第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合</li> <li>5. 第27条第1項に違反して統計を公表しなかつ</li> </ol>	<p>第25条(過料) ①次の各号の一に該当する者は100万ウォン以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第10条の規定による資料を提出しなかったり虚偽の資料を提出した者</li> <li>2. 第10条の規定による資料の提出を妨害した者</li> <li>3. 第12条の規定によって統計作成に関する事務に従事する者が行なう検査を拒否・妨害または忌避したり虚偽の調査資料を提供したり虚偽の陳述をした者</li> </ol> <p>②指定機関が次の各号の一に該当する行為をした場合には200万ウォン以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第6条第2項(第7条第2項で準用する場合を含む)の規定に違反した場合</li> <li>2. 第8条及び第9条の規定による承認を得たり協議をしないで統計を作成したり統計作成を中止または変更した場合</li> <li>3. 第15条第1項および第3項の規定による協議をせずに統計結果を公表した場合</li> </ol>

<p>たり同条第4項の規定に違反して統計庁長と協議しないで統計を公表した場合</p> <p>6. 第27条第3項に違反して統計庁長の承認を得ずに統計を公表しなかったり同条第5項に違反して統計庁長に統計結果を提出しない場合</p> <p>7. 第28条第3項後段に違反して資料を提出しない場合</p> <p>8. 第35条第2項に違反して資料を提出しない場合</p> <p>③次の各号の一に当該する者は 100万ウォン以下の過料に処する。</p> <p>1. 第24条第4項に違反して公共機関から提供された行政資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>2. 第25条第3項に違反して資料の提出を拒否または妨害したり虚偽の資料を提出した者</p> <p>3. 第26条第2項に違反して関係資料の提出要求または応答要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料提出または応答をした者</p> <p>4. 第30条第3項または第31条第4項に違反して統計作成機関から提供された統計資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>5. 第34条に違反して職務上知りえた事項(秘密に属する事項を除く)を業務以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p>	<p>4. 第17条の規定による標準分類を使用しなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる分類を使用した場合</p> <p>③第17条第3項の規定による統計庁長の是正命令に違反したものは300万ウォン以下の過料に処する。</p>
<p>第42条(過料の賦課手続き)</p> <p>①第41条第1項及び第2項による過料は統計庁長が、同条第3項による過料は中央行政機関の長(同条第3項第4号・第5号及び第6号の場合)過料処分の対象者が統計作成指定機関の統計の作成に関する事務に従事する者から資料の提出を要求されたり質問を受けた者または統計作成指定機関から統計資料を提供された者や統計作成指定機関の統計従事者、統計作成従事者であった者または統計作成指定機関から統計の作成の全部または一部を委託されてその業務に現に従事していたりかつて従事した者である場合には統計庁長)または地方自治団体の長(以下「賦課権者」という)が大統領令が定めるところによって賦課・徴収する。</p> <p>②第1項による過料処分に不服のある者はその処分の告知を受けた日から 30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。</p> <p>③第1項によって過料処分を受けた者が第2項によって異議を提出したときには、賦課権者は遅滞無く管轄裁判所にその事実を通報しなければならないし、その通報を受けた管轄裁判所</p>	<p>第26条(過料の賦課手続き)</p> <p>①第15条の規定による過料は大統領令が定めるところによって中央行政機関の長または地方自治団体の長(以下「賦課権者」という)が賦課・徴収する。</p> <p>②第1項の規定による過料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。</p> <p>③第1項の規定による過料処分を受けた者が第2項の規定によって異議を提出したときには、賦課権者は直ちに管轄裁判所にその事実を通報すなければならないし、その通報を受けた管轄裁判所は非訟事件手続法による過料の裁判をする。</p> <p>④第2項の規定による期間内に異議を提出せずに過料を納付しないときには、国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。</p>

<p>は「非訟事件手続法」に従って過料の裁判をする。</p> <p>④第2項による期間内に異議を提起せずに過料を納付しないときには国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。</p>	
<p>(付則は省略)</p>	<p>(付則は省略)</p>



## 資料2 1962年制定の統計法とその後の4回の改定の骨子

### 統計法

[制定1962. 1. 15法律980号]

#### 第1条(目的)

本法は、統計調査に関する事項を総合的に調整し、統計の体系を整備することにより、統計の真実性と統計制度の効率性の確立を図ることを目的とする。

#### 第2条(定義)

①本法で「指定統計」とは、政府や地方自治団体が作成する統計またはその他の機関に委任して作成する統計であって経済企画院長が指定して告示した統計をいう。

②本法で「一般統計」とは指定統計を除くその他の統計をいう。

#### 第3条(指定統計調査)

①指定統計を作成するための調査(以下「指定統計調査」という)は、本法の規定に依って実施しなければならない。

②指定統計調査に関して必要な事項は経済企画院令として定める。

#### 第4条(一般統計調査)

①一般統計調査を実施しようとするときには、調査実施機関はその調査に関して第6条第1項第1号の事項をあらかじめ経済企画院長に申告しなければならない。

②経済企画院長は必要と認めるときには、前項の規定に依って申告された事項の変更または中止を要求したり命じることができる。

#### 第5条(申告義務)

①政府または地方自治団体その他の機関の長は指定統計調査のために必要と認めるときには、個人、法人その他の団体に対し統計資料の申告を命じることができる。

②前項の規定に依って申告の命令を受けた者が未成年者もしくは禁治産者である場合または法人その他の団体である場合にはその法定代理人、理事その他の法令の規定に依って法人その他の団体を代表する者が本人を代理もしくは代表して申告しなければならない。

#### 第6条(指定統計調査の承認と実施)

①指定統計調査を実施しようとするときには調査実施機関はその調査に関して次の各号の事項に対しあらかじめ経済企画院長の承認を受けなければならない。ただし、第12条但書の規定に該当するときには第3号の事項を除外する。

1. 調査目的、事項、範囲、期日及び方法
2. 集計事項と集計方法
3. 調査結果の公表方法及び期日
4. 調査関係書類の保存期間と保存責任者
5. 調査経費の概算額
6. その他の経済企画院長が必要すると認める事項

②前項の規定による承認を受けた後、調査を中止したり承認された事項を変更するときには、再度、経済企画院長の承認を受けなければならない。

③経済企画院長は必要と認めるときには関係行政機関または地方自治団体その他の機関の長

に対し指定統計調査の実施、変更または中止を要求したり命じることができる。

#### 第7条(事務改善の要求)

経済企画院長は必要と認めるときには関係行政機関または地方自治団体その他の機関が実施する統計調査の改善を要求することができる。

#### 第8条(統計調査員)

- ①統計調査を実施するため一線で調査する統計調査員を置くことができる。
- ②統計調査員は本法に特に規定すること以外は国家公務員法を適用する。

#### 第9条(実地調査)

- ①統計調査公務員は、指定統計調査のため必要な場所に立ち入ってあらかじめ経済企画院長の承認を受けた事項に関し検査または調査資料の提供を要求したり関係者に対し質問することができる。
- ②統計調査公務員が前項の規定による調査をするときには、その権限を表示する証票を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

#### 第10条(秘密の保護)

統計調査の結果知った個人、法人その他の団体の秘密は保護されなければならない。

#### 第11条(統計目的以外の使用禁止)

何人も、指定統計の作成のために収集された統計資料を統計上の目的以外に使用することはできない。

#### 第12条(結果の公表)

指定統計調査の結果は遅滞なくその原本を経済企画院長に提出し、協議した後公表しなければならない。ただし、経済企画院長の承認を受けたときには公表しないことができる。

#### 第13条(報告の調整)

政府や地方自治団体及びその他の機関が民間に対し調査するための調査票または報告様式はあらかじめ経済企画院長に提出し承認を受けなければならない。

#### 第14条(統計刊行物の調整)

指定統計調査の実施機関ではない者が第12条の規定に依って公表された結果を複製し刊行物として発行するときにはあらかじめ経済企画院長に協議しなければならない。

#### 第15条(資料集の提出と説明の要求)

経済企画院長は本法の施行に関し必要と認めるときには各行政機関または地方自治団体、その他の機関の長に対して資料と報告の提出または説明を要求することができる。

#### 第16条(指定統計調査の実施に対する協力)

指定統計調査の実施者が、その統計調査を実施するため必要と認めるときには関係各行政機関または地方自治団体、その他の機関の長に対し調査報告その他の協力を要求することができる。

#### 第17条(指定統計調査に関する事務委任)

政府は閣令の定めるところによって指定統計調査に関する事務の一部を地方自治団体の長に委任することができる。

#### 第18条(権限の委任)

経済企画院長は閣令の定めるところによって第2条及び第6条に規定する権限を統計局長に委任することができる。

#### 第19条(統計委員会)

①政府の統計調査に関する事務に関し諮問に応じ建議するため経済企画院に統計委員会を置く。

②統計委員会に関し必要な事項は閣令として定める。

#### 第20条(罰則)

次の各号の1に該当する者は6ヶ月以下の懲役もしくは5万ファン(訳注: 10ファン=1ウォン)以下の罰金に処する。

1. 第5条の規定による申告をしなかつたり虚偽の申告をした者
2. 第5条の規定による申告を妨害一つの者
3. 第9条の規定による検査を拒否、妨害または忌避したり虚偽の調査資料を提供したり虚偽の陳述をした者
4. 指定統計調査に関する事務に従事する者またはその他の者であつて統計調査の結果を真実と異ならせる行為をした者

#### 第21条(罰則)

①統計調査公務員が、その職務執行に関し知り得た個人、法人その他の団体の秘密に属する事項を他人に漏泄したり盗用したときには1年以下の懲役や10万ファン以下の罰金に処する。

②統計調査公務員以外の公務員または公務員であつた者が前2項の行為をしたときも同様とする。

#### 附則<第980号 1962. 1. 15>

①(施行日)本法は公布の日から施行する。

②(廃止法令)人口調査法、西紀1939年11月勅令第327号資源調査法を朝鮮等に施行する件と西紀1937年6月21日軍政法令第143号農業統計報告令はこれを廃止する。

③(経過規定)本法施行後3ヶ月以内に行う指定統計調査は経済企画院長が承認するもの限り第6条の規定による承認を受けずにこれを実施することができる。

---

#### 1962年12月改正 提案理由

一般統計と指定統計の区分は閣令が定めるところによるものとし、経済企画院長の報告調停権を定期的な報告に限るようにする一方、現実に合わない関係条項を削除する。

#### 主要骨子

1. 一般統計は、指定統計以外の閣令で定める統計をいう(第2条 定義)
2. 指定統計調査に関して、この法が規定すること以外は閣令が定めるところによるものとする(第3条 指定統計調査)
3. 経済企画院長の持つ報告調停権を、定期的な報告に限るものとする(第13条 報告の調停)
4. 経済企画院長がその補助機関である統計局長に法的委任することは法理上妥当でないためこれを削除する(第18条 権限の委任)

---

#### 1975年11月改正 提案理由

各行政機関が、報告された資料に基いて作成する統計もこの法の適用対象とすることにより、統計相互間の基準の統一と体系を確立するとともに、統計刊行物の発行を規制し統計作成に関する事務に従事する者の資質向上を図るためにその資格に関する事項を規定する。

#### 主要骨子

1. 報告された資料に基いて作成する統計も統計法の適用対象とする。(第1条 目的、第2条 定義)
2. 指定統計または一般統計を作成しようとする機関の長はその統計作成にしてあらかじめ経済企画院長官の承認を得るものとする。(第3条 統計作成の承認)
3. 統計作成に関する事務に従事する者は大統領令が定める資格を持つ者とする。(第5条 資格)
4. 統計刊行物を発行しようとする者は、あらかじめ経済企画院長官の承認を得るものとする。(第12条 統計刊行物の発行承認)

---

#### 1995年11月改正 提案理由

統計作成環境の変化により統計作成承認手続き等を簡素化して、統計作成過程で知った個人情報に対する保護を強化し、統計資料の効率的な活用をはかることで国家統計制度の体系的な発展及びその運用の効率性を高めようとするものである。

#### 主要骨子

1. 統計作成機関は統計を作成するときに統計庁長の承認を得るものとしていたが、他の法律によって作成される統計の場合であって、その法律で定めがない事項に関してあらかじめ統計庁長と協議を経てあるものについては改めて作成の承認を得る必要がないものとし、統計作成手続きを簡素化する。(案 第9条)
2. 統計庁長は、統計作成事務従事者の資質向上のために、統計に関する教育を実施できるものとする。(案 第11条)
3. 統計作成事務従事者などが職務条知りえた秘密を漏洩した場合の処罰を強化し、個人情報の保護をはかる。(案 第14条及び 第23条)
4. 統計作成機関は統計結果の公表について統計庁長と協議するものとしていたが、信頼性が高い統計の場合協議を省略できるものとして手続きを簡素化する。(案 第15条第2項)
5. 統計庁長が決めて告示する標準分類を変更する等の行為に対して是正を命じることができるものとし、違反時には過料を賦課するようにして正しい統計作成を誘導する。(案 第17条第3項、第25条第3項)
6. 法執行の実効性を高めるために関連罰則条項を調整し、一部刑罰を過料に転換する。(案 第23条及び 第25条)

---

#### 1998年11月改正 提案理由

民間統計作成機関の統計活動に対する自律性及び業務の効率性を上げるために過度な規制を緩和して、統計作成過程での個人・法人または団体の秘密保護をさらに強化するものである。

#### 主要骨子

1. 統計庁長の職権による指定機関または指定統計の指定制度を廃止し、当該機関の申請による指定制度だけを存置する。
2. 民間統計作成機関の自律性を拡大するようにする。(案 第4条)

3. 統計刊行物発刊承認制度を廃止し、事後通報制に転換する。
  4. 統計資料の迅速な活用と、統計作成機関の業務効率を高める。(案 第18条)
  5. 統計庁長は指定機関から統計作成過程に必要な諮問や技術支援などの要請を受けた場合には、これに積極的に協調するものとする。(案 第21条第2項)
  6. 統計作成の目的で提供された個人・法人または団体の秘密に属する事項を、提供目的以外の用途に使用したり他人に無断で提供した者に対しては、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処するようすることで個人などの秘密保護を強化する。(案 第23条第4号)
-

## 資料3 金孝錫『国家統計発展のための実践方針研究』

国家統計発展のための実践方針研究

2005. 9. 国会議員 金孝錫

### 序言

私達の社会では統計情報の重要性が日ごとに強調されている。また社会発展が速度を増して統計需要も高級化・多様化してきている。統計の重要性に対する社会的認識が拡大し、統計需要の多岐化にあうように統計がまともに供給がされているのかに対し色々な批判が提起されてきた。

統計制度を改革するべきだという論議が始まってから何年かが流れた(訳注:2001年にISIソウル大会が開催されている)。それでもとくに進展がなかったことも事実だ。幸運にも昨年末からこの間の論議が成熟して行政府及び国会でいまや統計発展のためにその重要性を話しているだけではなく行動する時ではないかという雰囲気も拡大した。その結果、大統領の統計インフラ用意指示、国会で統計庁の権威強化のための立法の動きなどがあり、最近統計庁が次官級に昇格する実を結んだ。

しかし統計庁の次官昇格は統計制度発展のために私達が取らなければならない一連の措置中のひとつに過ぎず、このような一連の措置があわせて成り立ってこそ私達の国家統計が一段階アップグレード出来る。

われわれ国会議員も必要ならば統計法改正など必要な立法活動等を通して統計制度の発展において一翼を担うつもりである。ここに本議員は私達の国家統計制度が当面している問題点は何か、そして新しい社会需要に正しく合う統計制度の拡充のために何が必要かに対しこの間重要と認識され論議されてきた主要論点を整理して代案を提示するために本報告書を準備した。

本報告書を準備するのに 韓国開発研究院(KDI)の李在亨博士を始めとした多くの専門家達の助けを受けた。今や実践に移さなければならないときだ。国家統計革新のための資源投入をこれ以上後回しにしてはいけない。今では決定して行動するべきときだ。

2005年 9月

国政監査を控えて

国会議員 金孝錫

### 目次

#### 序言

#### 第1章 研究の背景、目的、方法

1. 背景
2. 目的
3. 方法

#### 第2章 重要関心事別にみた論点と事例

1. 統計の概念、単位、分類
2. 統計活動の総合調整
3. GDP推計を事例として見た分散型統計制度の下での統計作成機関間の協力
4. 事業所(\*)統計を事例として見た調査統計の限界点

5. 社会需要の変化に応じた統計の開発と改善
6. 統計作成参与主体間の関係変化
7. 韓国の統計人的資源
8. 地域統計の水準と与件

(\*)原文では「事業体」となっている。

### 第3章 国家統計発展のための実践方針

1. 国家統計の概念、範囲、分類の再定立
  - ①国家統計概念の再設定
  - ②国家統計範囲の横笛拡張
  - ③国家統計分類の再設定
2. 統計制度再構築の基本方向設定
  - ①統計制度の意味
  - ②統計制度再構築の基本方向
3. 調整制度の転換
  - ①調整の目的
  - ②事後的、微視的調整から事前的、巨視的調整
  - ③需要認識方法の転換
  - ④年度別統計改善開発計画の樹立
  - ⑤品質評価の拡大
  - ⑥実効性ある調整手段の確保
  - ⑦国家統計委員会と事務局の設置
4. 資料の共有、提供及び活用の拡大
  - ①資料共有の拡大
  - ②統計情報提供の拡大
  - ③国家の統計統合データベース網構築
5. 統計研究機関の設置
6. 地域統計組織の拡充
  - ①基本方向
  - ②統計庁脂肪組織の機能と組織の拡大
  - ③地域統計情報統合システム構築
7. 統計組織と人力の拡充
  - ①全体統計要員8,000人確保
  - ②統計調査及び資料処理代行機関設置
  - ③主要統計作成機関の組織・要員拡充義務扶余
  - ④委任・委託機関の要件強化及び監督

### 第4章 結語

#### 第1章 研究の背景、目的、方法

##### 1. 背景

情報化の進行とともに私達の社会に統計情報の重要性が日ごとに強調されている。また社会発展が速度を増して統計需要も高級化・多様化してきている。統計の重要性に対する社会的認

識が拡大し、統計需要の多岐化にあうように統計がまともに供給がされているのかに対し色々な批判が提起されてきた。

しかし制度的な欠陥、過去から続いてきた惰性、統計産業に固有な需給調節の難しさ、そしてなによりも統計に対する吝嗇な資源配分など、社会的要求と批判に応じて統計が量的・質的に発展してきたということとはできない。

幸運にも昨年末からこの間の論議が成熟して行政府及び国会でいまや統計発展のためにその重要性を話しているだけではなく行動する時ではないかという雰囲気が拡大した。その結果、大統領の統計インフラ用意指示、国会で統計庁の権威強化のための立法の動きなどがあり、最近統計庁が次官級に昇格される実を結んだ。

しかし統計庁の次官昇格は統計制度発展のために私達が取らなければならない一連の措置中のひとつに過ぎず、このような一連の措置があわせて成り立ってこそ私達の国家統計が一段階アップグレード出来る。

われわれ国会議員も必要ならば統計法改正など必要な立法活動等を通して統計制度の発展において一翼を担うつもりである。ここに本議員は私達の国家統計制度が当面している問題点は何か、そして新しい社会需要に正しく合う統計制度の拡充のために何が必要かに対しこの間重要と認識され論議されてきた主要論点を中心に検討した。

## 2. 目的

統計制度の窮極の課題は第一に社会が必要とする統計情報をまともに供給する量的充足、第二に供給された統計が事物の実像を事実どおりに伝達しているかという正確性と信頼性の確保、そして統計がどれほど効率的に経済的に供給されているのかという統計供給体系の効率性である。

結局、国家統計の問題点も統計の量的未充足、質的落後、供給体系の非効率性に集約される。このような問題の発生原因は社会的関心の不足、統計インフラの不充分、統計体系の非効率的管理と整理することができ、これを打開するための行動も私達社会が統計に対する関心の程度をどのように引き上げるのか、どのように統計産業に対する資源投入を具体化するべきか、どのようにしたら分散している統計体系が調和と均衡をなして作動する事ができるようにするべきかにまとめることができる。

## 3. 方法

以上の背景と目的を念頭に置きながら、本研究は先に私達統計制度に関したこれまでの論議において重要関心事として浮き彫りになった事項を論点と事例を通じて点検してみて統計発展のためになにをしなければならぬかという実践方針を整理した。

強調したいことは、これまで私達社会が早い速度で変化していることに比べて私達の統計制度は亀のような歩みをしてきたということだ。社会的要求と現象との間隔がとても大きいために革命的である変化でなければならない。大規模の外科手術が必要な時点であり、いくつか処方薬を投与して整形手術で終わることではない。

## 第2章 主要関心分野別論点と事例

### 1. 統計の概念、範囲、分類

現行統計法によって統計庁で集計している政府承認統計作成現況によると 2005年 9月 1日現在全体政府承認統計が 495あり、この中で指定統計は 90、一般統計は 405となっている。



他の観点から分類してみると、調査統計が 257、報告統計が 180、加工統計が 58である。このような政府承認統計を作成する統計作成機関総数は 137機関である。

まず、この数字は正確な数字であり、国家統計(national statistics)、または公式統計(official statistics)の全貌をまともに表しているのか？ という疑問が提起される。

統計法第3条1号で「統計」の定義を「統計作成機関が政策の策定及び評価等に活用する目的で作成し・・・指定統計と一般統計・・・」としており、指定統計は統計法第4条第1項で「統計庁長は該当機関の申請によって指定する。」とされている。一方、一般統計は統計法第3条3号で「統計作成機関が作成する統計中、指定統計を除く他の統計」と定められており、「統計作成機関」は同条4号で「中央行政機関・地方自治団体または第4条の規定によって指定を受けた機関(指定機関)」と定めている。

現行規定上の定義で提起される疑問点は、第一に国家で管理しなければならない国家統計の概念がまともに定められているかという点だ。国家統計の概念定立をどうするかによって国家管理対象に属する国家統計の現実的範囲とその管理方法が決められるためにこの部分は重要で一番最初に確かめなければならない問題だ。統計法第3条1号の問題点は「統計」の定義と「統計作成機関」の定義が互いに論理的悪循環となっており概念上では両方とも何も決めていないに等しいということだ。推測するに、国家統計の概念と範囲を定めることが容易なことではないという経験上の理由で、「統計」の代わりに「統計作成機関」を一次規制対象に引き入れようという意図であると思われる。しかし、これは問題に対する本質的接近方法でないのみならず、意図したところの現実的な管理手段としての成果もなく概念上の混乱だけ惹起した。

第二に、「指定統計」の指定を「該当機関の申請」に任せているという点だ。この規定は、統計利用機関の自給自足を根幹として分散型統計制度の精神に忠実につくられたものと解釈できるが、個別統計が集まって論理的に統合された国家数値情報体系を構築するときに問題になりえる。もちろん、統計法第6条で統計庁長が統計作成機関に対して統計作成の実施・中止・変更・改善を要求できるようになっているが、この第6条は一旦形成された流れを実効性あるように変化させることはできない。

第三に、「一般統計」は「統計作成機関が作成する統計の中で、指定統計を除く他の統計」と決められているが、統計法第8条で新しい統計を作成しようとする統計作成機関の長はあらかじめ統計庁長の承認を得るようになっており、指定統計でも一般統計でも、すべての統計は統計庁長の承認を受けるようになっており、統計の間の承認過程における差異点がない。重要度の面で2つの統計の間で差をおいて応答義務面で差別化しようとするのと解釈されるが、業務過程や内容上での重要度の面では実際的な差異を見出し難いのが現実だ。また統計作成機関の統計はすべて政府承認統計としているが、承認申請の回避・漏落可能性のあることも問題だ。

第四に、「統計作成機関」に対して、現行統計法は中央行政機関と地方自治団体及び申請によって指定を受けた指定機関となっており、すべての中央政府機関及び地方自治団体は国家統計作成可否と関係なく統計作成機関である反面、他の機関は申請によって統計作成機関とされることとした。国家機関及び地方自治団体は最も重要な統計利用者であり作成者であり最小限潜在的でも国家統計を作成する機関と見て統計法の規制対象に含めた反面、その他の機関は規制緩和の次元から指定過程に自律性を附与したものと理解される。国家機関と地方自治団体はすべて国家統計を作成する機関かということは些細な問題なのでおくとともに、伝統的に事実上の国家機能を政府から割愛されて遂行してきた政府類似機関が相当数存在するのに、その中で指定機関に申請しない機関があるのではないかという疑問が提起される。非政府機関が色々な理由によって政府機能の部分的遂行を行ってきた韓国の場合これは重要な問題だ。

第五に、統計法第3条1号に統計作成の委任・委託に関した一節があり、それに基づいて多くの統計作成機関が統計作成機関ではない機関に統計作成の委任・委託をしていたが、これの管理も監督などに関して統計法になんの規定もなく、事実上の非公式な統計作成機関の役割をしているという問題がある。

上に述べたことを調査統計、報告統計、加工統計という統計の種類別に見れば、報告統計や加工統計においてその程度がひどい。調査統計より、報告統計や加工統計がその概念規定および範囲設定がより難しく、漏落や隠匿も容易なためだ。報告統計または行政統計は業務遂行過程から副次的に集計される統計と現場調査によらないで各種の行政資料だけで集計される統計をいうが、このような統計資料はその形態が多様であり業務過程のあちこちに散在していて性質が似たものを集計して独立の名称を附与する前には認識自体が難しい。それだけではなく各種の登録資料などの行政資料との境界もあいまいだ。加工統計も報告統計と似ていて、その存在形態が多様で散発的に生成、消滅するが多い。

上で述べたところを要約すれば、

- ①統計の概念範囲が明確に規定されておらず、申請によって政府承認統計となるようになっているので、公式的な資料だけで国家統計の全貌がつかみにくい。
- ②指定統計と一般統計に分ける現在の分類法は問題がある。
- ③国家統計を作成する機関が統計作成機関からぬけおちる場合が存在する。

したがって、

- ①国家統計の概念と範囲を明確にして分類を実際である意味があるように変更するべきである。
- ②公式的な統計作成機関と実際の統計作成機関が一致するようにするべきである。
- ③委任・委託機関に対する要件を明確にするべきだ。
- ④国家統計中、特に報告統計や加工統計の場合、漏落や隠匿の可能性が大きく、その重要性は調査統計に劣らないために、それらの正確な認識方法が模索されなければならない。

## 2. 統計活動の統合調整

137の統計作成機関と495の統計で構成されている国家統計の集合体が、相互連関性が維持されるように構造を形成し、その集合体を構成している個々の統計が信頼性を確保するために個別的な統計作成過程から傾けられる努力の他に、客観的かつ体系的な視角からの統合調整装置がなくてはならない。目下のところ統計庁統計協力課職員 13人が調整業務を遂行しているが、果たしてこれで統合・調整が容認できる水準でなされてきているのかは疑問である。

指定統計、指定機関の指定(統計法第4条)、統計作成の承認(統計法第8条)、統計結果公表の協議(統計法第15条)等を通して統計庁長が統計作成機関の統計活動に関して調整しうる権限を与えられている。このような調整は統計法第6条で統計庁長に附与された統計作成に対する実施・中止・変更・改善要求に関する権限の存在にもかかわらず、行政統計作成機関の申請によってはじめて発動できる受動的、事後校正的、個別統計別な過程である。このような受動的、事後校正的、個別的な調整は国家統計体系全体の統合の調整という側面では機能的限界を持っている。

統計協力課 13名の人員は、調整業務を遂行するためには量的に不足であるだけでなく、統計庁職員が共通に抱えている問題である専門性(一般的専門性のほかに分野別専門知識)不足のため個々の職員の誠実度にかかわらず調整業務の満足な遂行を期待し難い。

統計作成機関や従事者に対する実効性ある剥奪的誘引(negative incentive)や補償的誘引(positive incentive)が不足しており統計庁の機関の権威も虚弱であり他の統計作成機関を統計体系の統合調整目的に符合する方向に誘導するのに難しさがある。

後述するように組織、要員などインフラがきわめて脆弱である統計作成機関では、良好な調整案がある場合でも、これを組織内に具体化することができないというまた他の問題がある。

統計庁組織全体でみても、統計庁の総定員は 2,103人(この中で、臨時職員が439人)であり、この中で1,347人が現地調査要員、165人が資料処理要員、273人が支援行政要員である。統計作成企画・管理・分析には318人がつぎ込まれている。この要員で統計庁は大きく見て 53種

の統計を生産する統計生産機関の役割と他の統計作成機関の統計活動を統合調整する調整機関の役割をしているのだが、いままで統計生産機関の役割に注力し、統合調整者としての役割の遂行は不十分だった。

これに劣らず重要な原因として、内部指向的組織文化、庁長から平職員に至るまで共通的に専門性が脆弱だという点、受動的な業務姿勢等をあげることができる。

結局、

- ①分散型統計制度の一貫性ある機能のために統合調整が要求されるが、個別統計作成機関の initiative に受動的に、事後校正的に、個別に対応する現行調整制度は方法上の限界がある。
- ②事後校正的な調整も相変わらず存続しなければならないが、実効性確保のための装置が必要だ。
- ③140の統計作成機関による500個の国家統計を個別的に観察して診断するだけでなく、それを事前的に企画して構成する事ができる程度の組織と要員の保証がなくてはならない。
- ④同時に専門性を確保し、開放的な組織文化を造成しなければならない。

### 3. 分散型統計制度の下での統計作成機関間の協力(GDP推計を事例として)

事業所統計と生産側接近 GDP推計はその一次的目的が産業別の付加価値把握という面で共通の要素が多い。もともとその出生が違って接近方法が異なるので、目標が同じであえても絶対値で現れる結果が細部的に一致することを期待することは難しい。しかし各統計の生産過程での情報の共有が拡大されなければならないし、両者とも今後は行政資料や行政統計の活用度を高めなければならない、同時にGDP推計の調査統計に対する依存度ももっと拡大されなければならないという点で、接近しあう努力がこれまでより倍加されなければならない。窮極的には連係ないし統合することも模索されなければならない。

特に価格決定が流動的であり、中間投入要素と労働力などの生産要素投入の可変性が高く要素費用と利益の限界もあいまいな部分が多いサービス業の場合(建設業も含む)比較的固定的な中間投入計数や流通マージン率をたくさん使用する従来のGDP推計方法には多くの修正が加えられなければならない。

それにもかかわらず少数の経常調査結果だけが利用できる分期別 GDPとして始まる GDP推計の立場においては基礎統計資料の不在を訴えるべきであり、個別統計作成機関は GDP推計過程から排除されたまま統計資料の提供要請だけを受ける状況が続いている。

最近 GDP推計に対して、サービス部門の過小推定の可能性、業種別に国税資料、調査統計資料、GDP推計資料の間の乖離がひどいという点、景気変動の説明指標として瑕疵があるという点、基準年度変動時の数値調整幅が説明可能な水準を越えているのではないかという指摘を受けた。国民一般が行政統計、調査統計、GDP推計の間の乖離が理解し難い水準であると認識する場合、統計全般に対する国民一般の信頼度に致命的な影響を及ぼしかねない。

また農業、環境、観光、文化などの各種の衛星勘定が継続的に開発されなければならない、福祉指標として機能する対案指標が GDP修正値として作成されることが期待されている。

このような点を考慮すれば韓銀単独でのGDP推計をやめ、従来のGDP推計方式を修正して関連機関が GDP推計過程に能動的に参加することとし、行政資料と調査統計資料の活用度を上げて、同時に関連調査統計と行政統計の量的、質的發展を期するようになるべきである。これを実践するために、まず先に関連機関共同推計方式への推計方式転換を試みなければならない。

GDP推計において、われわれは典型的な分散型統計制度の問題点を見ることが出来る。最初に提起される問題点は、中央統計機関が国民経済計算作成作業から全面的に排除されているという点だ。GDP統計が経済統計の中心錐の役割をすることにより、加工統計であるGDP推計と調査統計である各種の経済統計間の連係度を上げて、両者が相互点検機能と feedbackを通じ

て各統計の正確度を上げて体系的な整合度を向上させるはずだと期待される。しかし、韓国の場合、経済分野の基礎統計を作成している統計庁とGDP推計を担当している韓国銀行が別個に動いている。それほど相互利用と質的向上の道が無視されているということだ。統計の立場で見るのなら、それだけ開発と改善の機会を喪失して方向性を確保できなくなるということだ。

GDP推計は、統計庁で作成する統計のほかにも、他の多くの統計作成機関達の行政資料、報告統計、調査統計をいろいろな方法で活用すべきだが、他の機関達が積極的にGDP推計機関の要請に応じて必要な資料を十分に供給せず韓国銀行は基礎資料の貧困にあえいでいる。国民経済の対外依存度が異常に高く、主に輸入原資材を加工した製造品を輸出したり国内流通していた時期には、国際収支統計と主要物資統計だけでGDP推計がある程度可能であり、行政統計も調査統計も質的量的に低い水準であったときにはそういう資料を排除したまま巨視的に推計する方式がむしろより正確だったかもしれない。しかし支出部門では国内消費が、生産部門でも非可視的なサービス業が重要な部分を占める今の韓国経済で貧困な基礎資料に依存したり、微視的である基礎資料がなかったりしたら正確なGDP推計が可能だろうか？ 経済構造も産業構造が今のように早い速度で変わっているのだが、5年間は基本的に固定された枠を維持する投入・産出計数や流通マージン率に依存する方式に多くの問題が内在しているのではないだろうか？

今後各種の衛星勘定が開発されて、社会福祉勘定が作成されなければならないとき、このような問題はもっと深刻になるはずだ。韓国銀行国民勘定チームの優秀性を認めるとしても、経済統計以外の分野にその専門領域を広めなければならないことは耐えがたい逸脱になるだろう。

だからといって、今ただちに中央統計機関である統計庁にGDP推計をはじめとする国民勘定業務を移すことも現実的な代案とはいえない。機関の間の領域争奪戦に飛び火する懸念のためではなく、統計庁が研究・分析する機能をたくさん遂行して受容態勢を備え、GDP推計作業が少数精鋭の頭脳に依存する今の方式から脱皮して、多くの作業過程が指針化されて部品化されると同時に微視的統計の正確度を上げるときまでは他の代案が模索されなければならない。その代案は、GDP推計の関連機関共同作業化だ。

要約すれば、

- ①我が国におけるGDP推計は、分散型統計制度が持つ典型的な問題を持っている。多くの行政資料と調査統計が生かされなければならないが現実はそのようではなく基礎資料の貧困にあえいでいる実情や、関連機関達との協調関係も貧弱だ。そのため相互点検を通じる質的向上、および微視統計とGDP推計の体系的な整合も向上の機会を喪失している。
- ②統合の代案としてGDP推計を関連機関の共同作業方式に転換することによって、より多くの基礎資料を生産して活用するようにする契機とし、微視統計の量的拡大と質的改善と同時にGDP推計の信頼度も向上させる制度的基盤を造成できると考えられる。

#### 4. 事業所統計を事例として見た調査統計の限界

先に事業所統計総調査に関してみてみよう。事業所統計調査の目的はなによりも産業別付加価値及びその付加価値を生産するために使用された生産要素の賦存状態を把握することにある。この目的が達せられるためには、第一に総調査段階から業種別に資料分化が可能な最大限の程度まで事業所が漏落無く完全に把握されなければならない。第二に、把握された事業所別に産業分類が正確でなければならない。第三に、費用項目が項目別に完全に調査されなければならない。第四に、生産のために使用された有・無形資産と人的資源(human capital)の把握が成しとげなければならない。以上が事業所の統計総調査に対する基本的な要請だ。事業所関連総調査として、毎年実施される事業所基礎統計調査と、5年ごとに実施される産業総調査及びサービス業総調査があるが、この統計調査がまともになされてこそ、産業全体の付加価値と投入生産要素規模を細部業種別に構造的に捉えることができ、これに基盤を置く各種の年間調査と

経常調査のための標本抽出母集団(sampling frame)がまともに提供される。ところがこのように重要な役割をする総調査がまともに行われているかについて、多くの疑問がある。

総調査達の結果を用いて作業をしてみれば、一番先に発見される問題点が産業分類上の誤りだ。産業分類の誤りが当該統計自体の問題となり、その統計結果を用いて遂行される産業構造別分析などの誤りを発生させ、その総調査結果から標本を抽出し、それに基盤を置いて母数推定をする年間調査の結果に治癒出来ない問題をはらませることになる。

費用構造ではサービス業は未記帳業者の数が多く産業の集中度が低いために微視的誤りは数えられないほど多いのに比べて、集計された資料の巨視的誤りはGDP推計資料や他の行政資料等と比較してむしろ比較的小さい方に入る。反面に記帳業者が比較的多い他の業種でGDP推計や行政資料との乖離が大きな場合を見かける。ここで考えるべき問題は、どの統計が当たっているのか間違っているのかということより、どうしてこのような差違が発生するのか、互いに源泉が異なるこれらの統計が接近するようにする方法は何なのかということである。

生産要素の投入状態、すなわち資産と人的資源不足に関する統計は新しい調査方法を研究しなければならない程、調査結果が貧弱だ。知識基盤社会を指向しながら、その重要性がもっとも強調される無形資産や人的資源(human capital)の事業所単位の統計の難しさは言うまでもないが、有形資産統計もその問題点が考えられていたより大きく現れている。現場調査において解決し難いこの問題は、調査員の誠実性だけに依存したり反対にあきらめるのではなく他の認識方法を模索するべきだ。それら中のひとつは事業体単位以上の段階における調査やあるいは異なる行政資料の活用などだ。

事業所統計調査時、当該事業所にかかわる情報の素材が当該事業所の外にある場合が多く、電算化の進行によって管理情報が事業所単位でなく企業単位で集積される傾向が大きくなっているが、それも業種ごと企業ごとに異なっており、単独事業所企業でない場合には企業調査と事業所調査が平行してされなければならない。非営利機関や公共機関については現場調査でなく行政資料によらなければならない場合が多いが、行政資料を活用するためにあらかじめ調査方法に対する緻密な企画をしなければならない。営利事業所の場合にも、もし現場調査以前にあらかじめ国税資料など行政資料が確保されるのなら調査の正確度は倍加されるはずだ。結局、調査統計であっても底引き網に頼るだけではなく捕獲方法を多様化するべきだ。注意することは、上記のような理由で企業統計調査を事業所統計調査とは別途に行うという呆れ返る発想はしてはいけないということだ。

特記することの一つは 340万の事業所を毎年調査すべき事業所基礎統計調査に統計庁ではわずか4名の正規職員しか割り当てていないことである。個人的な意見であるが、5年ごとの人口センサスには大いに関心をもつが事業所基礎統計調査がどういうものかも分かっていない姿を見れば、問題は統計庁の中から始まっているということを感じる。

事業所関連年間調査にはいろいろのものがあるが、標本調査にほとんど全面的に頼る調査の場合(例、卸小売サービス業年間調査)には標本の規模が細分化された業種別で意味ある母数を推定できる程度と十分大きく地域単位まで母数推定が可能にするためにはさらに大きくなければならぬ。ところが現在の卸小売サービス業年間調査の標本規模は、それで十分なのか疑問である。結局動員できる要員や予算の制約のために十分な標本規模を確保できない統計においていかなる結果を期待できるだろうか？

その上、上で指摘したとおりその標本枠となる事業所基礎統計調査において産業分類が誤っているのなら、その標本値の誤りとそれを持って推定された母数の現実反映度はどうなることであろうか？ 統計作成機関と統計製造機関は違うものである。

経常調査は標本が固定されていて、絶対値ではなく変化率を求めるための指数生産が狙いであるので個別調査の正確度自体より業種別で多すぎない標本が正確にその業種の動きを代表する事ができるように抽出されること(場合によっては有意選出の標本でも)と業種が経済の微細な動きを細部的に把握できるように十分に細分化されることが重要だ。特に景気の皮膚的に敏感な

部門がサービス業種の中にたくさん包括されており、一般国民に対する景気の変動説明力を増大させるためにもサービス業動向調査においてこの部分が重要であると評価されるが、まだ業種の細分化が市場要求についていくことが出来ずにいると評価できる。

要約すれば、

①事業所基礎統計調査、産業総調査、サービス業総調査などの事業所関連総調査は細部的な産業規模の把握を可能にし、細部業種別に詳細な費用構造と資産及び労働力不足状態を示し、年間調査と経常調査の標本枠を提供するなど重要な機能をもつ統計であるが、事業所の漏落ない完全な認識が難しく、事業所を細部業種別に分類するとき多くの誤りが発生しており、特に資産と要員不足関連統計の調査が難しく、340万あまりの事業所の中で90%程度が不十分な企業帳簿を維持して事業所単位の現場調査だけでは完全な統計作成が不可能だ。これを克服するためにまず産業分類作業をする事ができる装置を別途に準備するべきで、事業所調査と企業調査が並行されなければならない、同時に行行政資料を調査統計に十分活用したり代替する方法を講ずるべきだ。また事業所基礎統計調査の例を見ても現在の調査要員には信頼すべき結果を期待し難い。

②年間サービス統計調査などの標本調査は標本の規模を十分拡大するべきで、月間調査は業種の細分化が十分になされなければならない。

## 5. 社会需要の変化に応じた統計の開発と改善

私達は社会現象の分析や政策意志決定にかかわる分析作業をしながら、しばしば統計資料に対する渇きを感じる。あちこち探しまわって探し出すのに成功したり失敗したり時には探そうとする統計の存在自体が確認されないとき存在しないと結論を出したりする。統計利用者の立場で見た統計需要は精製された数値情報集合体としての製品化された統計ではなく、場合に応じて必要を感じる断片的な統計情報である。

反対に統計生産者の立場は大体的場合類型化された統計集団を統計製品として生産する。ここで私達は統計の需要と統計の供給の間には格差が存在するほかないということを認識する。問題は需給の格差をどのように狭くするのかということだ。

大体三つの経路を考えることができる。第一に、統計供給者(統計供給体系全般をいう)側で先にするのはすでに類型化された統計製品を最大限生産することだ。この場合、類型化された統計製品は各分野ごとに識別が可能で多くの場合に国際比較可能性まで考慮され、文明化され産業化がある程度進行した国に共通に適用されるモデルが存在する。この段階がいわゆる基礎統計である。

第二に、国際市場で類型化が進行しているか類型化の初期段階にある統計製品と、私達の社会が現時点で当面している課題、または社会発展段階に応じて今後その重要性が高まる分野に対する統計製品の生産だ。この段階がよくいわれる新規需要にあたる統計開発の問題だ。この部類の統計生産は、やはり統計供給者側が主導的に生産するべきであるが、需要者側や分野別の専門家側の多くの協調が伴わなければならない。

第三に、定形化するのには供給者の立場において費用がとて高い個別統計需要だ。このような部類は一律に決めるのは難しいが統計供給者と需要者の間の共通作業を通じて解決するべきで、場合によっては代替統計で満足しなければならない場合もある。いわゆる顧客化であるが利用者側の費用負担や努力負担が随伴する。

この三つの経路の統計供給は論理的に先後があるが、これが必ず時間的に先後になるのではなくて三つの経路が混在して動くのが現実だ。ただ、最小限この程度はされているべきなことではないかといういわゆる最小基準(minimum requirements)もあり、しっかりした基礎統計の基礎の上に新規需要の対応と顧客化が行われるしなければならないという、体系的な供給基準もある。

ここで提起される疑問点は、

①私達の社会は新規需要統計開発をいう前に基礎統計生産体系が堅実に根づいているのか、さもなければ最小限信頼度は多少おちても基礎統計に属する統計情報が量的には満足な程度存在はしているのか？

②多くの場合に基礎統計が豊富に供給されれば新規需要統計の供給が追加的な大きな努力の負担無くなされえる。ところがそうなおらず隘路を感じるために、本来、基礎統計段階で解決しなければならない問題を新規統計需要だと誤解する場合はないだろうか？

③需要の認識のための既存の努力が方法論上適切だったか？

④今後いわゆる prosumer時代に個別化された需要に対して、供給者側でしなければならない事は何か？

という疑問だ。

統計個別に改善に関連して最近浮き彫りになっている分野別でいくつか例を挙げれば、

①サービス取引統計:WTOスタート時、WTOの一軸である GATS生成過程で主導的な役割をしたアメリカの主張にしたがって、サービス取引の概念範囲形態の商品取引の基準である国境線越しに拡張され、その拡張された概念によって各国がサービス取引統計を新たに作成するようにした。その後続措置として国連統計委員会主軸で国連サービス取引統計マニュアルが作成がされ、各国に勧告されている。数年前から統計庁や韓国銀行がこの統計の開発をしておくべきなのに、実態はそうっていない。

②知的財産権など無形資産統計:サービス取引統計と同じようにWTOの一軸である TRIPSに関連して知的財産権関連統計を体系的に生産するべきであり、さらにR&D投資を含めた無形資産の重要性が増大している社会変化に応じて無形資産統計の開発が模索されなければならない。関連する問題のひとつは、知的財産権などの件数集計も財務諸表上の帳簿価値の集計は意味が少なく無形資産の経済的価値ないし市場価値に基盤を置いた統計の開発が要請される。資産評価が重要な作業として認識されて遂行されなければならない。

③有形固定資産統計:有形固定資産統計に関連した問題としては、現在未記帳業者の場合有形固定資本の価値が帳簿価値で表されていて市場価値と格差が大きい。第二に、未記帳業者の大多数が間借り施設や建物を利用しているのに、業種別資産投入として把握されない。第三に、固定資産賃貸借事業の統計が不十分だという点などを指摘することができる。ここでもやはり資産評価制度の定着が課題だ。

④人的資本(human capital)統計と職業分類の改善:労働力の市場価値評価に関連して職業分類の改善作業が速やかになされてその結果を事業所の関連統計生産時に活用する事ができなければならない。

⑤IT産業、文化産業、知識基盤産業など:大部分の基礎統計を再構成したり加工する二次統計であるから関連基礎統計の改善と分類作業の改善がなければならない。

⑥住宅土地取引価格傾向統計:アパート取引価格動向は国民銀行等を通して集計対象が拡大されていたが、アパート以外の他の形態の住宅及び土地取引に関しても調査周期と対象がアパートと同じ水準まで拡大されなければならない。(アパート再建築が一段落したあと単独住宅密集地域の再開発が行われるはずである。8.31措置に広域開発計画などが含まれており、ソウルの龍山区、恩平区、松坡区等にすでに現れている現象である)

⑦保健福祉、女性、障害者、老人、青少年の関連統計:先決課題は個人別所得、財産統計など行政資料や報告統計形態となっている基礎統計が整備されなければならない。今後の拡大が確実である社会保障、保険制度の正常な運営のためにも重要な課題だ。

上の例から見れば、

①多くの新規統計需要は、実は基礎統計の変形や加工程度に過ぎない。そのため基礎統計の完備にもっと多い努力を傾けるべきだ。ただ隘路にぶつかっている基礎統計項目の場合、単純な現場調査で解決することはできず、関連行政資料の分析、加工作業が要請される。

②新規開発が要請される統計の場合にも、一次的に収集される調査資料や行政資料の単純集

計だけで解決出来ない項目がたくさんある。統計作成機関の作業類型や要員構成がどのように変化しなければならないかに対して、なにか示唆する題目だ。ここでも同じように研究・分析の並行が出来なかったら多様な統計需要に応じることが出来なくなる。

## 6. 統計作成参加主体間の関係変化

### 〈政府と公企業〉

過去には政府とその傘下公企業の間が上下隷属関係であり、公企業が政策金融や政策事業を代理執行するが多かった。そういう関係が相当に包括的なので該当政府部処で作成すべき統計生産を代行するが多かったし現在もその残滓がたくさん残っている。しかし多くの公企業が民営化され残った公企業の経営も費用節約的に変化して、政策金融や政策事業の代行も大幅縮小されるなど、過去の伝統的な関係が大きく変化している。

このような状況に直面してからも政府部処は要員、予算などの制約などのため過去に公企業側で背負っていた統計作成業務を引き継ぐことができず不明瞭な葛藤状況を持続したり(例えば農林部と農協中央会、建設交通部と国民銀行)、代案として民間世論調査機関に委託する事例が多くなっている(例えば産業資源部)。統計作成の責任所在が不明確になり、不良統計の作成が心配であり、公共部門において管理しなければならない情報資源が責任もなく監督も受けない民間調査機関に蓄積、放置される事例が増加している。

### 〈政府と私企業、家計〉

政府機関と私企業の間が対等関係に変化することによって、統計調査に対して応答拒否が発生する等雰囲気が変わっている。家計の場合にも、応答なし率が次第に高まる等過去とは異なった姿を見せている。

### 〈中央政府と地方自治団体、上級団体と基礎団体〉

地方自治の実施とともに中央政府と地方自治団体、上級団体と基礎団体、そしてその下の邑・面・洞などの単位間の関係の垂直性が緩和されることによって、統計調査のように地方自治団体の内部で優先順位が低い国家業務の遂行を指示するのが難しくなった。

このような変化から、

- ①国家統計の作成に関連して該当政府部処、関連公企業、民間調査機関の役割に対する整備が必要だ。
- ②国家統計と地域統計、地方統計の作成体系を定めるとき、変化した国家と地方自治団体との関係が考慮されなければならない。
- ③応答負担緩和のために協力誘引などの微視的な考慮の他に、統計調査の経済的な遂行と調査統計の役割の相対的の縮小などが考慮されなければならない。

## 7. 韓国の統計要員

統計庁が実施する統計要員調査結果によると、国家統計を作成している統計作成機関の統計要員は全部で4,135人であった。この中で調査要員が2,480人なのでこれを除外すれば1,655人となる。この1,655人という数字を外国と比較してみよう。

非調査要員1,655名の機関別分布は統計庁756人、韓国銀行119人、農林部108人、労働部14人の順となっている。参考として地方自治団体(上級及び基礎自治団体)全体の要員は242人である。

調査要員2,480名の分布は統計庁1,347人、農林部740人、労働部51人、韓国銀行19名の順



となっている。

2004年7月1日現在133の統計作成機関が存在したのに、この中で統計庁、韓国銀行、農林部及び労働部の4機関だけが不足とはいえある程度の要員を確保している。他の機関はどのようにして統計を作ったのだろうか？

調査要員と資料処理要員(165人)を除外した1,490名の要員が2004年7月1日現在基準で465種の国家統計の作成を企画、管理、遂行したのだから驚くべきことだ。このような状況で良質の統計を期待すれのは無理ではなからうか？

<表> 機関別業務別統計要員分布(2004.7.1)

	小計	管理企画分析	統計支援行政	統計資料処理	現場調査
合計	3,871	779	219	396	2,477
政府機関	3,365	504	194	276	2,391
中央行政機関	2,849	367	152	178	2,152
統計庁	1,839	279	94	122	1,344
農林部	848	43	38	27	740
労働部	65	10	0	4	51
その他	97	35	20	25	17
地方自治団体	516	137	42	98	239
広域市・道	80	53	8	18	1
市・郡・区	401	73	30	60	238
市道教育庁	35	11	4	20	0

資料:統計庁、2004年統計要員及び予算調査

調査要員を正規職員として置いている例はあまりない。非調査要員1,655名の大きさの意味を相対的に把握してみるために集中型を選んでいるカナダの7,004人と比較してみれば(分散型国家の場合、全体の統計要員を把握しにくい)韓国の厳しい状況を推察することが出来る。さらにカナダより韓国の方がはるかに大きな人口規模、高い社会複雑度などが勘案されなければならない。日本の場合、中央政府の統計要員が2004年6月現在6,272名であり地方政府の場合、一例として福岡県だけで2002年現在7係69人となっていて膨大な規模を推察する事ができる。

<表> 主要国の中央統計機関の組織・要員比較

	韓国	アメリカ	フランス	ドイツ	カナダ	日本
統計制度	分散型	分散型	分散型	集中型	集中型	分散型
所属	財政経済部	商務省	経済財務省	連邦内務省	産業省	総務省
組織構造 (本部)	4局 20課	9局 1審議官 38課	1事務次官 5局21課 2室	11局 47課	7次長補 15局 68課	統計局 2部8課8室 統計センター 3部7課2室
(地方)	12事務所 35出張所	12地域事務所	24地域事務所	16地方庁	9地域事務所	組織なし
要員	1,839	12,489	6,452	11,379	7,004	1,579
本部	501	8,424	2,139	2,300	5,006	1,579
地方	1,338	4,065	4,313	9,079	1,998	なし

資料:統計庁

統計調査業務単位で例を挙げれば、家系調査の場合の韓国の統計庁の要員が5人、日本の

場合35名であり、事業所基礎統計調査の場合は韓国の統計庁要員が4人なのに反してフランスは45人、カナダは200人となっており、大きな差が認められる。

<表>韓・日 家計調査の企画・分析要員投入比較

韓国(標本数:7500世帯)	日本(標本数:8000世帯)
社会統計課 5名	消費統計課 35名

資料:統計庁

区 分	韓 国	フランス	カナダ
調査対象事業所	340万	600万	180万
担当組織	1係	3課	2課
要員数	4名	450名	200名

資料:統計庁。

どうしてこのような差の存在が可能だろうか？ 事業所基礎統計の場合を例として見るれば、韓国の場合の職員4人が対象事業所 340万個を一つの塊りとして相手にして機械的に日程にあわせ何の数字なのか意味をじっと見る余裕無く集計して出すのが精一杯だ。カナダの場合、職員が先に細部産業分類別に業種の専門家となる。分類からその細部業種の性格と現況業種別の統計作成上の問題点などに至るまでよく理解する。調査を企画する前に細心に分析して調査後にはまた細部業種別と各種関連資料と比較検討しながら内容を検討する。韓国が指向すべき方向である。

要約すれば

- ①韓国の統計要員規模が外国に比べて比べものにならないほど小さい。
- ②よい統計を作るためには、その対象を先によく知らなければならないが、このような要員規模では統計作成に対する専門知識を期待するのは不可能だ。
- ③良質の調査統計生産のために関連資料が生かされなければならないが、やはり現在の要員規模では期待することが難しい。
- ④自前の要員組織が殆どない統計作成機関が多いのに、そこではまともな統計生産を期待し難い。
- ⑤結局、外部機関に無秩序に依存する事例が発生することとなり、政府の統計生産役割はまともに遂行されない。

## 8. 地域統計の水準と与件

- ①現在16の広域市・道が合わせて97種の統計を生産している。平均5-6種の統計を生産していることになる。
- ②統計要員は広域市・道・市郡区すべて合わせて516人であり、その中で236人が調査要員だ。

調査要員を除外すれば 280人。

③目下のところ報告統計中心になっており、調査統計の開発が要請される。

### 第3章 国家統計発展のための実践方針

#### 1. 国家統計の概念、範囲、分類の再設定

##### ①国家統計概念の再設定

前述したように国家統計の概念が明確に設定されておらず、統計作成機関の申請によって国家統計作成承認されるために国家統計の範囲があいまいであり、その概念を再設定する必要が提起されている。

統計は情報財であるために情報財の性格を先に把握し、統計の中で国家が生産提供すべき国家統計が何なのかを決めるべきだ。まず情報財は一旦生産がされれば限界生産費はゼロであり、追加的な需要者が現れてもそれから費用徴収する必要がなく、ある場合にはその追加的な需要者から費用徴収することが難しい財貨、すなわち、公共財である。公共財は価格の媒介機能を通じて需給が調節される市場で生産者と消費者が財貨をやり取りするのが難しい。ただ財貨の性格が公共財だとしても、全て国家が生産して無料で供給しなければならないということではない。公共財の生産主体を定めるのに2種類の基準が設定される。まず媒体費用が考慮される。情報財の例を見てみよう。情報財自体は限界生産費がゼロであるが、それを積んで伝達する媒体(複製道含まれる)が必要で媒体に相当した費用が随伴される場合、限界生産費がゼロである情報財自体の公共財としての性格と、公共財とは限らない媒体(媒体の形態ごとに異なる。例えば音楽を聞くのにレコードをディスクプレーヤーに上げておいて聞かなければならない場合と、電波を通して聞く場合は全く違う)の性格が混ざっているのが私達が現実で会う情報財であるために、この場合媒体費用の徴収問題が発生する。

もし媒体費用が相当に高い場合には、公共財(public goods)と私的財(private goods)の混合体として市場で需要供給を解決することができ、媒体費用がとても低い場合には市場の外で需要と供給を合わせなければならない。2番目の例は情報財とは言え需要者が特定されていて限界生産費を論じる必要のない場合、すなわち、外部経済を考える必要のない場合にはその特定された需要者自身が固定費をすべて負担して自分自身で統計を生産するか、特定供給者と特定需要者が交渉によって価格を決定するかしなければならない。そして費用徴収に対してもう一つ加えるなら、一般多数の需要者の他に個別化された情報提供を望む需要者の場合には、有形化された情報財の生産のために必要な固定費の他に追加的な費用が必要なので、この場合にも限界生産費がゼロでないことになり、それなりの費用徴収をしなければならない。

要約すれば、情報財である統計の中で、需要が不特定多数の場合、すなわち一般社会で広く需要される統計は外部経済を創出するという意味において国家が生産して供給する。需要者が特定された場合にはその需要者が直接生産する。その需要者が国家の場合には国家が生産し、需要者が民間部門の場合それ自らが生産する。国家が生産する場合には媒体費用が相当な場合にはその部分の費用を徴収する。需要者が特定された場合と似ているが個別化された需要の場合にはその個別化に必要とされる追加費用を徴収する。したがって国家統計とは国家から(地域統計の場合地方自治団体含む)政策決定等に直接必要とされるか、一般社会(地域統計の場合地域社会)で広く必要とされる統計を指し、この国家統計は国家(地域統計の場合には国家または地方自治団体)が生産して供給する主体となる。統計作成機関は別途に決めるのではなく、国家統計を作成すれば当然に決まるものである。

##### ②国家統計の範囲の拡張

一般社会で広く必要とされる統計は、その分野がどの部分に属していても国家統計というカテ

ゴリーに属するべきである。ただ国家が直接必要とする統計で、政府内の特定人の他は接近が許されない性格のものはここでいう国家統計のカテゴリーに属する必要はない。従来開発経済時代から因習的に背負ってきた経済関連統計中心の思考枠から逃れて、上から決めたように分野を問わず国家が直接必要だったり一般社会で要求する統計をすべて生産して供給する義務を国家が負担することだ。

### ③国家統計分類の再設定

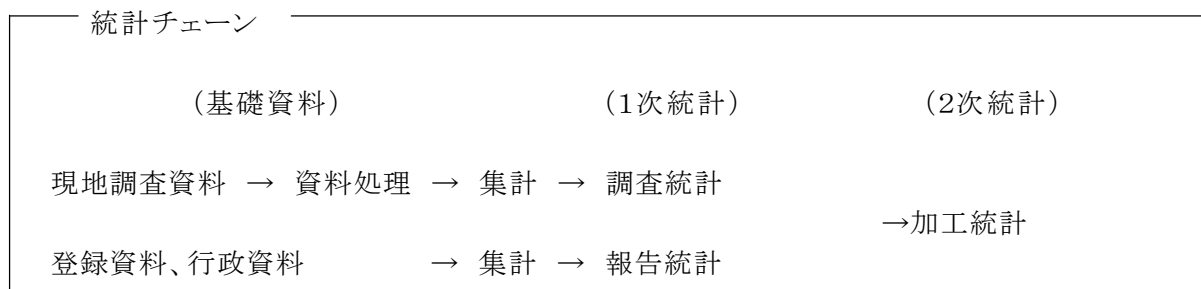
調査統計の限界点を、変化する社会環境、現場調査に固有の問題、統計情報の需要の高級化、多様化等を通して前述した。国家は可能な限り多くの良質の統計情報を生産提供する義務を遂行するために調査統計の他に行政資料、報告統計、加工統計の生産と活用に比重をもっとおくべきである。

統計法上で分類するときは論理的またはテクニカルな意味と同時に法執行上の差別化の必要性を考慮すべきだ。一方統計法は国家や一般社会が要求する統計を最大限たくさん生産して、それが広く有効適切に活用されるように制度条件を調整すべきである反面、強制が随伴される法執行の範囲は必要な範囲内に抑制しなければならない矛盾する要求を調和する必要がある。前述したように現行統計法上、指定統計と一般統計に分類したことは初めの意図とは違い現実的な意味がなくなったし、主に調査統計中心の思考で発想されたことなので今では使い物にならないことになった。参考として、韓国統計法の立法過程で多くの点で参考とされた日本の場合、調査統計中心に構成されている「統計法」の他に行政統計に関連して「統計報告調整法」を別に置いている。

私達が統計を生産して供給するとき、資料収集(現場調査または報告)→資料処理(micro data)→集計(macro data)→製品化(報告書または on-line上の類似形態)という統計作成過程の各過程ごとに存在する統計情報中どの段階のことを指摘するのかという問題が、最近重視されつつある。従来は報告書など製品化された段階における統計情報提供で十分であると考えられたし、最小限各統計生産計画において決めた目的はそうすることで達せられて一次需要者や定形化された大衆需要は満たされるものと見なした。すなわち、統計は完成品状態のことであると考えられており、それ以前のは完成品である統計を生産するための材料か在庫品であって統計自体ではないと考えられていた。

しかし政府保有資産の一種である情報資料も国民のものであり、可能な限りそれに対する接近が許されなければならないという思考及び既製品中心の製品生産から注文生産方式に転換すべきだという顧客満足主義などの影響、製品の形態が多様でなければならないということと、下位段階の情報も共有する傾向の現れなど、提供する統計の範囲もその深度が深くなった。すなわち、原始資料及び個別化された情報サービス問題の重要度が大きくなったのである。

統計資料の変形過程である統計チェーンも一種の付加価値チェーン(value added chain)である。これを図表で見れば下記のようになる。



まず統計の種類を大きく調査統計と報告及び加工統計の二つに分けて、調査統計は承認統計とし、報告および加工統計は申告統計とする。報告及び加工統計は各統計作成機関の専門

性に基づいて自律的に生産されるようにしてより多くの報告及び加工統計が供給出来るようにする。反面に調査統計は承認統計として応答負担、調査の正確度、漏落及び重複などに関して事前検討を受けるものとする。また行政資料と基礎資料に関して別途に規定して行政資料が共有度を上げて統計生産過程にたくさん活用されるようにし、需要が増大している基礎資料の供給が応答者の機密保護制約下でもスムーズに成されるようにする。

## 2. 統計の制度再構築基本方向の設定

### ①統計制度の意味

国家統計の作成主体である国家内の各機関の間で統計作成機能がどのように配分されるべきかということが統計制度の問題だ。そして同じ問題が同一機関内でも存在する。この統計制度の問題を定める前に統計産業の特徴に関して考えてみなければならない。先に供給側面で見れば、第一に、費用構造面で固定費用が高い反面可変費用は低い。すなわち、一旦ある統計調査をはじめようになれば基本項目は共通的に入る場合が多く資料収集対象の規模によって固定費用が大体決まる。少なくとも資料収集段階ではそこに調査項目が1,2個追加されたとしても費用が大きく増加するのではない。第二に、労働集約的産業であるということだ。資料収集して処理する過程に多くの労働力が投入されて全体費用規模をこの部分(人件費)が決定する。特に資料収集段階における費用が大きい。第三に、統合の経済が大きな産業だ。情報相互の間に関連性が大きく相互利用と交差検証の機能がある一つの統計生産過程に類似した情報が統合されるほど情報の質は高まる。情報提供過程でも関連情報が統合されれば探索費用(search cost)が低くなる。第四に、学習効果(learning by doing)が大きな産業だ。資料収集や資料処理では言うまでもないが企画過程でも経験の蓄積とfeedbackが重要な働きをする。第五に、独占度が高い産業だ。非競争部門であり自己検証機能を強化して利用者など第三者による評価、検証を要する。このような供給側面における特徴は統計作成の過程、すなわち、企画→資料収集→資料処理→情報サービスの輪から各段階ごとに多少違いがあり、調査統計と報告統計でも違うはずだが概ね企画段階より調査段階で上で述べた特徴が目立つ。

需要側の特徴は、関連情報の需要が分散している場合が多いということだ。分散している個別の需要者の立場においては自分の需要だけ充足するために多くの固定費負担を負担することは難しく、誰かが分散した個別需要を統合需要に転換する必要がある。

### ②統計制度の再構築の基本方向

統計制度は分散型と集中型に分けられ、各国ごとに分散と集中の程度が違うが韓国は分散型に属する。分散型か集中型の選択は上で述べた統計産業固有の色々な特徴を考慮しなければならないが、同時に現在までの慣行や、各機関の賦存資源なども考慮して各分野ごとに各論的に細心に検討しなければならない。分散型は一種の自給自足型(「需要者が必要な統計を自分で直接生産しなさい」)に近いので需要により近接しているという長所のある反面、集中型の場合の上で論じたとおり供給側面に長所があるように見える。

総合して判断するなら、調査統計の場合企画は需要機関できるように分散し、調査段階以降は集中することが経済的である。報告及び加工統計の場合、情報提供前段階における集中の必要性は大きくないだろう。

韓国の場合、137の統計作成機関中、統計庁、韓国銀行、農林部、労働部以外は統計生産インフラが殆どないために、少なくともその4つの機関以外は集中型へ移行することが効率的だ。すなわち、原則的に調査統計の場合企画は分散してその後は集中、報告及び加工統計の場合情報提供段階の集中が必要視される。ただし、どの場合でも、情報共有のための装置は別途に用意されるべきだ。

韓国の場合集中の必要性がより強調されることは、非常に経済的に合理的なことであるが個別

需要機関が要員や組織のなど統計インフラ構築に対する固定費負担を抱え込まないようにするということだ。

概ね、企画は分散その後過程は集中型が望ましいとすると、集中機能をどこに置くべきかという問題が台頭する。これは中央統計機関である統計庁や後述する国家統計委員会またはその傘下に別途の機関を設置する案を検討することができる。これについては後述する。

### 3. 調整制度の転換

#### ①調整の目的

分散型統計の下では統計制度の体系的な運営のために調整の必要性が提起される。調整の目的は色々に分析する事ができるが、結局あるべき統計の重複や漏落が無いようにして、個別統計が信頼性を維持するようにすることである。

#### ②事後的微視的調整から事前的巨視的調整に転換

現行統計法では、統計庁長は個別統計作成のたびに統計作成機関の申請をまって承認をするようになっている。すなわち、調整が個別的に事後校正的に成されるようになっているうえ、行政手続書類処理期間などに制限されて十分に検討する時間のないのが実情だ。

事前的統合的に転換されるためには、まず統計開発及び改善の需要認識の方法を変更して効果的な需要認識をあらかじめしておかなければならない。次に需要認識の結果によって各統計作成機関は毎年次期年度統計開発・改善計画を樹立し提出するものとする。この点を下に詳述する。

#### ③需要認識方法の転換

統計需要は多くの場合個別的に分散して発生するためにそれを組織内外において統合して類型化された統計に切換えさせたりそれに関連させなければならない。個別需要を個別的に調査だけでも類型化された統計に転換するのが難しい。

統計需要は分野別に接近して統合的に認識するようにする。分野別利用者集団、分野別の専門家集団から十分な諮問を受けなければならない。統計は多くの場合類型化されていて外国の事例、国際機関の勧告案などを参照して需要調査に入る前に先に分野別統計需要の模型を作成するべきだ。個別の需要の中には国家が作成するべきものがある一方で需要者自ら解決すべきものがある。これを明確に区分するべきだ。

すなわち、分野別統計集団模型を先に作成して、それをもとに意見集約及び需要調査を行う方法に転換する。

#### ④年度別統計改善開発計画樹立

各統計作成機関は主要分野別に上述した統計需要認識過程をたどって毎年次期年度に施行する分野別統計改善・開発計画を樹立して後述する国家の統計委員会に提出する。

#### ⑤品質評価の拡大

個別統計に対する信頼性確保は統計品質評価制度を定着させて統計の信頼度を向上させるようにする。ただし、統計品質評価が他律的、一方的に実施に移されるのではなく双方の間で対話式で成り立たなければならない。

#### ⑥実効性ある調整手段の確保

統計作成機関の年度別統計生産計画と共に年度別所要予算を事前審議する権限を国家統計委員会に附与する。総合調整は政府部処間だけではなく統計作成機関内部でも必要な機能

であるために統計作成件数が多い主要統計作成機関には統計調整官を置いて内部調整を施行するようにする。

#### 4. 国家統計委員会と事務局の設置

現在、統計庁には統計庁長の諮問機構として統計委員会をおいており7個の分科委員会において統計生産、普及に関する重要な案件に対して討議することになっているが、義務事項ではなく統計庁各課の判断によって案件附議可否が決まるようになっていて、その機能に限界がある。問題は統計委員会が実質的な調停者役割をするならそこにみあった権限と権威を確保しなければならないということだ。

新しく設置する国家統計委員会は統計庁ではなく国務総理傘下に置いて審議議決機関とし、実務機関として事務局を置く。国家統計委員会の委員長は国務調整室長として委員は主要統計作成機関の次官と大学教授のなど民間専門家及び統計庁長で構成して事務局長が幹事役をする。

主要機能は年度及び統計改善・開発計画、統計関連予算及び人事調整、品質評価の結果及び主要調整業務に関する審議をして議決するものとする。

分科委員会は関連分野の専門家及び事務局長で構成するものとし、以下の各分科会を置く。

- ①国民経済計算・国際収支
- ②労働・賃金・雇用
- ③犯罪・司法・警察
- ④農業・漁業・山林
- ⑤保健福祉
- ⑥人口・社会・環境
- ⑦租税・財政・金融
- ⑧教育・科学・技術
- ⑨交通・通信・情報・文化
- ⑩基準・分類・調整

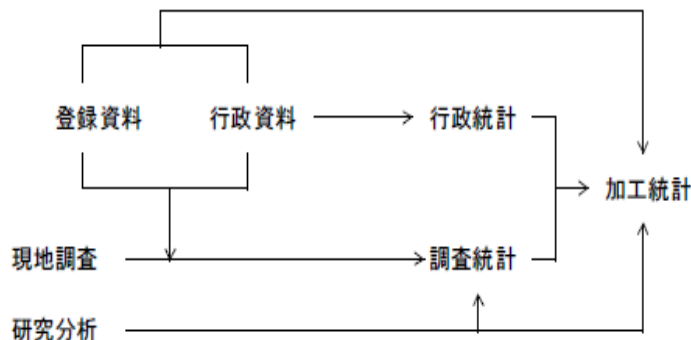
などに分けて構成して、分野別統計需要調査の結果の討議など分野別専門意見を取りまとめる必要のある場合に召集して審議・議決する。

国家統計委員会で審議議決する事項は、規定で決めて委員会の審議議決を必須過程とする。国家統計委員会を財政経済部や統計庁に設置しない理由は、統計の範囲が非経済分野に横断的に拡張されているという点、統計庁の権威が虚弱だという点、統計庁の組織文化が内部指向的なので外部の多くの機関と接触して先導していく仕事には適合しないという点、統計庁職員の分野別専門性が脆弱だという点などを挙げるができる。財政経済部の場合は、現在状況でも統計発展において専門的に寄与するところがないうえ人事停滞など否定的な働きをしているという点も考慮した。

#### 4. 資料の共有、提供及び活用の拡大

##### ①資料共有の拡大

前述したように統計需要が高級化・多様化する反面で調査統計は色々な理由で作成過程上の困難が増しており、作用上(ママ)でも限界を現している。そのため各種登録資料・行政資料など政府内に散在している行政情報の活用に対する必要性が増大している。政府内に存在する統計関連情報の活用に対する構想を図表化すれば下のとおりになる。



関連機関の間情報交流を拡大するための法的根拠の為に一次的に統計法にこれを反映するものとし、国税基本法等にも反映するものとする。共有する行政資料の範囲などは国家統計委員会の審議議決により決めるものとする。

## ②統計情報提供の拡大

現在統計庁でSTAT-KOREA, KOSIS等を通してon-line上で統計情報を提供しているが、より多くの統計資料に対する接近が容易なように情報の量を拡充する。基礎資料の提供は統計庁の場合資料提供審議などの過程をたどって活発になされてきていたが、これを他の統計作成機関の基礎資料にも拡大しなければならない。このために機関ごとに資料提供審議規定を制定して運営するものとする。

## ③国家の統計統合データベース網構築

行政資料、基礎資料、行政統計、調査統計、加工統計など統計関連情報資料の統合データベース網を構築して統計作成機関間の情報共有を円滑にし、統計情報の提供及び活用が拡大する物的基盤となるようにする。

## 5. 統計研究機関の設置

情報の共有は、既存情報の比較、分析及び変形過程をたどってこそ可能な場合が多く、調査統計の品質向上と調査統計の限界性克服のために研究、分析の必要性が大きくなっている。新しい統計の開発及び活用技法なども研究が必要であり、研究需要が拡大している。また統計要員の資質向上のためにも統計生産作業と研究・分析業務を交差して経験する必要がある。このような目的のため統計研究機関を別途に設置するべきだ。

## 6. 地域統計組織の拡充

### ①基本方向

分散型と集中型の選択は中央政府機関間の横断的機能配分だけでなく中央政府、特に統計庁と地方自治団体間に地域統計作成機能をどのように配分するべきかとも関連のある。地方統計と地域統計の概念を分離して、地方統計は地方自治団体が、国家統計の部分集合としての地域統計は統計庁が担当する二元論、地方統計と地域統計の区分無く地方自治団体に絞る案、反対に統計庁に集中する案が考慮されるが、論理的には各案間の甲乙をつけることはできない。代案別の長短点と実行可能性を比較して決めるべきことである。いままでの経験に照らして



みれば地方自治団体で自体統計組織と要員を揃えることは期待し難いという現実を勘案すれば、統計庁の地方事務所組織を拡大して地域統計・地方統計のすべてを生産する案が実行可能性が高い。ただしこの場合、地域単位から行政資料の共有に関する協力が先行されなければならない。

## ②統計庁地方組織の機能と組織の拡大

統計庁の地方庁は現在統計庁が担当する国家統計生産のための現場調査機能を遂行しているが、地域統計機関としての機能を同時に遂行するならば調査組織を拡大させて、統計生産のための企画能力も揃えるようにし、さらに地域統計情報の管理及び提供も兼ねる地域統計センターとしての機能も遂行するべきだ。

同時に考慮しなければならないことは、地域統計の開発、研究、分析などは前述した統計研究機関と協力して、資料収集の負担は後述する統計調査及び資料処理代行機関と分担することもできるという点だ。

## ③地域統計情報統合システム構築

地域単位でも地域内の各機関が保有する基礎資料、行政資料、行政統計、調査統計、加工統計に対して地域統計統合データベース網を揃えて資料共有と情報提供拡大を容易にする。

## 7. 統計組織と要員の拡充

### ①全体統計要員8,000人確保

微視的に見れば、例えば事業所基礎統計調査の場合の韓国統計庁では4人が業務を遂行している反面カナダ統計庁の場合200人が同じ業務を遂行する状況であり、韓国の統計要員が量的にどれほど貧弱なのか分かる。巨視的に我が国の全体の国家統計分野企画・管理業務の遂行要員が1,655人で比べて韓国より人口が少ないカナダ統計庁の場合7,000名である点などを考慮する必要がある。

新規統計需要の増加、標本規模の拡大、分類・基準・評価業務の拡大、統合調整機能の強化、地域統計の拡充、調査統計の他に行政資料の活用、報告及び加工統計の拡大の必要性、研究・分析活動に対する需要の増大などと共に統計庁、農林部、労働部、韓国銀行を除外した他の統計作成機関は統計組織をほとんど持っていないという点、その結果統計作成業務が無秩序に民間機関に委託される点などを考慮するとき、現在よりははるかに多い要員が確保されなければならない。統計産業は労働集約的産業であるために要員が投入されなければ良質の統計を生産することは不可能である。

### ②統計調査及び資料処理代行機関設置

統計産業の規模の経済性・統合の経済性が、統計調査・資料処理及び情報提供過程から特に重要な点、統計利用者の立場において組織、要員拡充のために大規模の固定費投入が容易でないという点、統計作成機関ごとに別途の調査組織と資料処理組織を持つことが経済的でないという点、民間部門に対する無秩序な委託が国家統計の品質及び応答者関連の秘密事項の管理上の問題を引き起こす点などを考慮すると、国家統計委員会または統計庁傘下に統計作成機関が要請する統計調査と資料処理を代行する機構を設置する必要がある。参考にアメリカと日本の場合別途の資料処理センターを設置している。

### ③主要統計作成機関の組織・要員の拡充義務づけ

経済性などを考慮して、統計作成機関自身が統計組織と要員を確保するように誘導していかなければならない。ただし、いままでの経験と見ると、統計需給構造上、実際に必要な資源の確

保がされるかどうかは疑わしい。

#### ④委任・委託機関の要件強化及び監督

専門性などに考慮して他機関に統計作成を委任委託するとき、その受託機関の能力、組織、要員などに対する要件を強化して関連の基礎資料の管理などに関して国家統計委員会事務局の監督を受ける。

#### ⑤統計庁の責任運営機関化及び統計庁長の公募

現在の統計庁地方組織の中一ヶ所は責任運営機関運営(ママ)、統計庁の地方組織は資料収集、業務の独自性責任運営ができない。統計庁自体を責任運営機関化する必要がある。現行統計庁長は財政経済部長官が任命しているが、統計庁の専門性を確保するために庁長を公募を通して選定する方式を追求する必要がある。

### 第4章 結語

韓国はこれまで分散型統計制度の下で国家統計を生産供給した。しかし個別統計機関の自律性、創意、専門性を用いて統計需要により近接しようとした分散型制度の趣旨は、統計に対する無関心のために資源配分の優先順位でつねに劣位に押し込められた結果十分発揮されず、分散型の短所がより多く露呈されることとなった。その結果 137の統計作成機関中、わずか4機関のみが統計作成組織を保有するという貧弱な統計制度を持つことになった。

上でわれわれはこのような韓国統計制度の欠陥を指摘し、これを是正するために統計の個別範囲の再設定、統計制度基本枠組みの修正、調整制度の転換、資料の共有、研究雰囲気拡大と専門性の確保など色々な実践方針を提示した。このような案は結局は国家統計が社会需要に応じるために十分な供給基盤を構築して効率的に作動するようにするということだ。

このような実践方針は要員と予算が伴う仕事なので国家統計に対する社会的関心度が現在水準に留まっていれば実践に移されることを期待できない。また統計に対する関心を個別主体の任意的な選択に任せるだけでは不十分であるということが私の経験だ。私は統計作成機関の自発的な関心だけに依存せず、需要認識方法の転換、年度別統計発展計画の樹立・提出、国家統計委員会の審議機能強化など関心誘発のための色々な制度的な装置用意に優先順位をおいた。

提示した案の長短点を論じることはできるが、今われわれは国家統計に対する革新的かつ果敢な資源投入をこれ以上後回しにしてはいけない。今は決定して行動するときだ。

## 資料4 「統計法全文改正案」立法予告

◎財政経済部公告第2005-156号

統計法を改正することについて、国民にあらかじめ知らせて意見を聞くため、その改正理由と主要内容を行政手続法第41条の規定によって次のように公告します。

2005年10月11日

財政経済部長官

統計法全部改正法律案立法予告

### 1.改正理由

公共財性格が強く重要な国家インフラである統計は、政府の各種政策の樹立及び評価、経済・社会的分析などの基盤となり社会・経済的に有・無形の多くの影響を及ぼしているから、正確で信頼性ある統計の作成及び普及、利用が非常に重要だが、最近その正確性などに対して継続的に問題が提起されることによって、統計の作成と普及・利用システムの改善を通じて国家統計インフラを強化することによって国家と社会の発展のための基礎資料を提供するために現行統計法を全面的に改正しようとするものである。

### 2.主要内容

ア)用語で「指定統計」と「一般統計」に分離していた国家統計を調査環境の変化によって「統計」に統合して定義し、統計従事者、行政資料などに対する定義を追加する。

イ)指定統計を統計と統合して定義することにより指定統計制度を廃止し、現行法から関連内容を削除して、指定機関に対する職権指定制度を導入して、指定機関の指定撤回理由を整備する。

ウ)国家統計関連主要政策や制度などに対する審議・議決機構である国家統計委員会の設置根拠を準備する。

エ)統計作成機関の間の円滑な統計協力のために各統計作成機関は所管統計の作成・普及・利用などに関する事務を統轄して担当する統計担当官を指定して運用するようにする。

オ)国民の信頼を受けることができる統計の作成と普及のために統計作成機関に適正な人力と予算を確保するようにし、統計作成機関に人力と予算が著しく不足すると判断される場合には統計庁長が必要な人力と予算を確保するように勧告できるようにする。

カ)統計従事者の専門性と能力向上のために統計庁長が実施する統計に関する教育に統計作

成機関の長が協調するものとし、新規統計従事者に統計専門教育を履修するようにするようになる。

キ) 正確で信頼性ある統計の作成・普及のために統計作成機関の長に所管統計に対する自己品質診断を定期的実施した後その結果を統計庁長に直ぐに提出するようにし、例外的に必要だと認定される場合には統計庁長が別途の統計品質診断を実施できるものとする。

ク) 統計作成の承認要件と承認例外事項、撤回要件などを規定することによって制度上の未備点を補完して、統計作成機関が承認対象統計を承認を得ないで作成及び活用していたり新しい統計を作成するようにする必要がある場合には統計庁長が職権で指定できるようにする。

ケ) 統計作成機関が中央行政機関及び地方自治団体など公共機関が保有して管理している行政資料を法人・団体または個人などの秘密を保護する範囲内で統計作成目的に提供されて活用できるようにする。

コ) 統計を作成するために必要な場合には指定機関である統計作成機関があらかじめ統計庁長の承認を得て統計応答者である法人・団体または個人などに資料の提出を命じるようにして、既存指定統計の他に承認を得た統計の調査も確認のためにあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関しては統計従事者が関係者料の検査または調査資料の提出要求などをする事ができるようにする。

サ) 統計公表事前協議制度を廃止して、統計作成機関が統計作成を完了したときにはその結果を直ちに公表した後その結果を統計庁長に提出させる扱いにする。

シ) 統計庁長に統計データベース構築及び関係、統合など必要な措置を講ずるようにして、このために必要な場合には統計庁長が統計作成機関に細部的な統計関連資料を追加で提出するように要求することができるようにする。

ス) 統計作成機関の章は統計作成または学術研究の目的に統計マイクロデータを利用しようとする者が請求する場合には、その妥当性を審査したあとに個人、事業体のなど個別的な調査対象を識別出来ないように処理した後提供するようにして、統計マイクロデータが毀損・亡失出来ないように善良な管理者の注意として維持・管理するようにする。

セ) 信頼性ある統計が作成されるように統計応答者に誠実応答義務を宣言的に附与する。

ソ) 保護されなければならない個人または法人や団体の秘密に属する事項を個人または家計の私生活の秘密または自由及び法人・団体または個人などの経営・営業上の秘密に関する事項と具体化する

タ) 統計作成機関に提出された応答資料が応答者に不利な法的証拠で使われることが出来ないようにすることで統計応答者に対する保護を強化する。

チ) 統計資料の販売を受託した機関の役員及び職員に該当する者に対しては収賄、事前収賄、第三者わいろ供与などの罪に関する刑法第129条ないし第132条の適用においては公務員と見なすものとする

ツ) 法律全面改正によって関連条文の新設などのために罰則及び過料賦課対象を拡大して、1995年以後金額変動のない指定機関などの違反事例に対する実効性が低くなった罰金と過料の金額を引き上げる

### 3.意見提出

この法律案に意見のある機関・団体または個人は 2005年10月 31日まで次の事項を記載した意見書を財政経済部長官に提出してください。

## 資料5 立法予告時(2005年10月)、政府による国会提出時 (2006年3月)及び経済財政委員長案(2006年12月)の比較表

立法予告時点での法案	国会提出時の法案	経済財政委員長案
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条(目的) この法律は、統計の作成・普及・利用とその基盤造成等に関して必要な事項を定めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この法律は、統計の作成・普及及び利用とその基盤構築等に関して必要な事項を定めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この法律は、統計の作成・普及及び利用とその基盤構築等に関して必要な事項を定めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。</p>
<p>第2条(基本理念) ①統計は科学的方法によって正確で時宜適切に一貫して作成されなければならない。 ②統計は法人・団体、個人等の秘密が保障される範囲内で広く普及されなければならない。 ③統計は国民が容易に接近できなければならない。</p>	<p>第2条(基本理念) ①統計は各種意志決定を合理的に遂行するための公共資源として社会発展に寄与する事ができるように作成・普及及び利用されなければならない。 ②統計は正確性・時宜性及び一貫性が確保できるように科学的な方法に従って作成されなければならない。 ③統計は個人や法人または団体等の秘密が保障される範囲内で広く普及・利用されなければならない。</p>	<p>第2条(基本理念) ①統計は各種意志決定を合理的に遂行するための公共資源として社会発展に寄与する事ができるように作成・普及及び利用されなければならない。 ②統計は正確性・時宜性及び一貫性が確保できるように科学的な方法に従って作成されなければならない。 ③統計は個人や法人または団体等の秘密が保障される範囲内で広く普及・利用されなければならない。</p>
<p>第3条(定義) この法律で使用する用語の定義は次の通りとする。 1.「統計」とは、各種政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に活用するために統計作成機関が統計庁中尾の承認を得て作成する統計であり、大統領令で定めるものをいう。 2.「統計の作成」とは、企画、資料の収集・処理、結果分析及び推定など統計を生産する一連の過程をいう。 3.「統計の普及」とは、作成された統計資料を報道資料、刊行物、データベースなどを通じて公表してこれを利用者に提供することをいう。</p>	<p>第3条(定義) この法律で使用する用語の定義は次の通りとする。 1.「統計」とは、統計作成機関が政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に活用する目的で産業・物価・人口・住宅・文化・環境等特定の集団や対象等に関して直接または他の機関や法人または団体等(以下「機関等」という)に委任・委託して作成する数量的情報であり、指定統計と一般統計をいう。 2.「指定統計」とは、統計の中で政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活用される統計であって第18条により統計庁長が指</p>	<p>第3条(定義) この法律で使用する用語の定義は次の通りとする。 1.「統計」とは、統計作成機関が政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に活用する目的で産業・物価・人口・住宅・文化・環境等特定の集団や対象等に関して直接または他の機関や法人または団体等(以下「機関等」という)に委任・委託して作成する数量的情報であり、指定統計と一般統計をいう。 2.「指定統計」とは、統計の中で政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活用される統計であって第17条により統計庁長が指</p>

<p>4.「統計の利用」とは、作成された統計を政策の樹立・評価、経済・社会現象の研究・分析などに活用することをいう。</p> <p>5.「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体および第6条の規定によって指定を受けた機関(以下「指定機関」という)をいう。</p> <p>6.「統計従事者」とは、統計の作成及び普及などの事務に従事する者をいう。</p> <p>7.「統計応答者」とは、統計作成のために質問・資料提出などの応答要求を受ける法人・団体または個人などをいう。</p> <p>8.「行政資料」とは、中央行政機関・地方自治団体その他公共団体中大統領令で定める期間機関(以下「公共機関」という)が業務と関連して生産または取得して管理している文書、台帳、図面及び電算資料(データベースを含む)等の資料をいう。</p> <p>9.「統計資料」とは、統計作成過程を経て得られた要約・整理または分析資料、統計表等統計作成の最終産出物(電算資料を含む)をいう。</p> <p>10.「統計マイクロデータ」とは、個人・家計または事業者など個別的な調査対象に関して収集された資料であって入力・調査誤謬などを修正した資料をいう。</p>	<p>定・告示する統計をいう。</p> <p>3.「一般統計」とは、統計の中で指定統計以外の統計をいう。</p> <p>4.「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体及び第16条によって指定を受けた統計作成指定機関をいう。</p> <p>5.「公共機関」とは中央行政機関・地方自治団体及び次の各号の一に該当する機関等をいう。</p> <p>ア 「政府投資機関管理基本法」第2条の政府投資機関</p> <p>イ 「政府傘下機関管理基本法」第2条の政府傘下機関</p> <p>ウ 「地方公企業法」による地方公社及び地方公団</p> <p>エ 「乳児教育法」、「初・中等教育法」及び「高等教育法」その他の法律によって設立された各級の学校</p> <p>オ 特別法によって設立された特殊法人</p> <p>6.「行政資料」とは、公共機関が職務上作成または取得して管理している文書・台帳及び図面とデータベース等電算資料をいう。ただし統計資料は除く。</p> <p>7.「統計資料」とは、統計作成機関が統計の作成のために収集・取得または使用した資料(データベース等電算資料を含む)をいう。</p>	<p>定・告示する統計をいう。</p> <p>3.「一般統計」とは、統計の中で指定統計以外の統計をいう。</p> <p>4.「統計作成機関」とは、中央行政機関・地方自治団体及び第15条によって指定を受けた統計作成指定機関をいう。</p> <p>5.「公共機関」とは中央行政機関・地方自治団体及び次の各号の一に該当する機関等をいう。</p> <p>ア 「政府投資機関管理基本法」第2条の政府投資機関</p> <p>イ 「政府傘下機関管理基本法」第2条の政府傘下機関</p> <p>ウ 「地方公企業法」による地方公社及び地方公団</p> <p>エ 「乳児教育法」、「初・中等教育法」及び「高等教育法」その他の法律によって設立された各級の学校</p> <p>オ 特別法によって設立された特殊法人</p> <p>6.「行政資料」とは、公共機関が職務上作成または取得して管理している文書・台帳及び図面とデータベース等電算資料をいう。ただし統計資料は除く。</p> <p>7.「統計資料」とは、統計作成機関が統計の作成のために収集・取得または使用した資料(データベース等電算資料を含む)をいう。</p>
<p>第4条(国家等の責務)</p> <p>① 国家または地方自治団体は、この法の目的と基本理念を具現するために必要な政策を樹立・施行しなければならない。</p> <p>② 統計庁長は、統計が社会発展に尽くすよう統計の作成・普及・利用を拡大することができる措置を講じなければならない。</p> <p>③ 統計作成機関の長は、信</p>	<p>第4条(国家等の責務)</p> <p>① 国家及び地方自治団体は、この法の目的と基本理念を具現するために必要な政策を樹立・施行しなければならない。</p> <p>② 統計庁長は、統計が社会発展に尽くすよう統計の作成・普及及び利用を拡大することができる措置を講じなければならない。</p> <p>③ 統計作成機関の長は、統</p>	<p>第4条(国家等の責務)</p> <p>① 国家及び地方自治団体は、この法の目的と基本理念を具現するために必要な政策を樹立・施行しなければならない。</p> <p>② 統計庁長は、統計が社会発展に尽くすよう統計に関する事項を総合的に調整・整備し、統計の作成・普及及び利用を拡大することができる措置を講じなければならない。</p>

<p>頼性ある統計を作成し、その統計が広く普及・利用できるようにしなければならず、統計を作成するには統計応答者の負担が最小化されるよう努力しなければならない。</p>	<p>計の作成のために質問を受けたり資料提出等の要請を受けて答弁をしたり資料提出等をする個人や法人または団体等(以下「統計応答者」という)の負担を最小化し、秘密が保護されるように努力しなければならない。</p> <p>④統計作成機関の長は、統計の作成または普及に関する事務に従事する者(以下「統計従事者」という)の交流、統計作成技法の共同研究と開発及び統計資料の共有等のためにお互い協力しなければならない。</p>	<p>③統計作成機関の長は、統計の作成のために質問を受けたり資料提出等の要請を受けて答弁をしたり資料提出等をする個人や法人または団体等(以下「統計応答者」という)の負担を最小化し、秘密が保護されるように努力しなければならない。</p> <p>④統計作成機関の長は、統計の作成または普及に関する事務に従事する者(以下「統計従事者」という)の交流、統計作成技法の共同研究と開発及び統計資料の共有等のためにお互い協力しなければならない。</p>
<p>第5条(他の法律との関係) ①統計の作成・普及・利用などに関して、他の法律に特別な規定のある場合を除いて、この法が定めるところによる。 ②関係行政機関の長は統計の作成・普及・利用などに関する事項を内容とする法令を制定・改正または廃止しようとするときにはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p>	<p>第5条(他の法律との関係) ①統計の作成・普及及び利用に関して、他の法律に特別な規定のある場合を除いて、この法が定めるところによる。 ②関係行政機関の長は統計の作成・普及及び利用に関する事項を内容とする法令を制定・改正または廃止しようとするときにはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p>	<p>第5条(他の法律との関係) ①統計の作成・普及及び利用に関して、他の法律に特別な規定のある場合を除いて、この法が定めるところによる。 ②関係行政機関の長は統計の作成・普及及び利用に関する事項を内容とする法令を制定・改正または廃止しようとするときにはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p>
<p>第2章 指定機関の指定および撤回</p>	<p>(該当章なし)</p>	<p>(該当章なし)</p>
<p>第6条(統計作成指定機関の指定) ①統計庁長は、中央行政機関及び地方自治団体でない機関・法人又は団体(以下「機関等」という)が統計作成機関として指定を受けようとするときには、申請によって、指定機関として指定する。この場合、統計作成事務に従事する人員規模及び統計作成計画等その条件は大統領令で定める。 ②統計庁長は、政府政策の樹立・評価及び意思決定などに広く活用される統計を生産する機関等が第1項の規定による申請をしなかつたり新たに</p>	<p>(第16条参照)</p>	<p>(第15条参照)</p>



<p>統計を作成する必要がある場合には職権で指定期間に指定することができる。</p>		
<p>第7条(指定機関の指定撤) 統計庁長は、指定期間が次の各号の一に該当する場合には指定機関の指定を撤回することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第6条第1項の指定要件を満たさなくなった場合</li> <li>2. 第12条第4項の規定に違反した場合</li> <li>3. 第15条及び第16条の規定による承認をうけずに、または協議せずに統計を作成したり統計作成を任意に中止又は変更した場合</li> <li>4. 第17条第1項の規定による標準分類を使用しなかったり、統計庁町の同意を得ずに標準分類と異なる分類を使用した場合</li> <li>5. 第17条第3項の規定による統計庁長の是正命令に違反した場合</li> </ol>	<p>(第17条参照)</p>	<p>(第16条参照)</p>
<p>第3章 統計の作成・普及・利用基盤構築</p>	<p>第2章 統計の作成・普及及び利用の基盤構築</p>	
<p>第8条(国家統計委員会の設置及び機能)</p> <p>①統計政策及び統計の作成・普及・利用などに関する重要事項を審議・議決するため国家統計委員会(以下「委員会」という)をおく。</p> <p>②委員会は、次の各号の事項を審議・議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統計発展のための長・短期計画に関する事項</li> <li>2. 統計制度の改善・発展に関する事項</li> <li>3. 統計の調整及び新規統計開発に関する事項</li> <li>4. 統計品質向上及び統計作成協力に関する事項</li> <li>5. その他統計の作成・普及・利用基盤の強化などこの法の目的を達成するため必要な事項</li> </ol>	<p>第6条(国家統計委員会の設置及び機能)</p> <p>①次の各号の事項を審議するため財政経済部に国家統計委員会(以下「委員会」という)をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統計制度の改善・発展に関する事項</li> <li>2. 統計の発展のための長・短期計画に関する事項</li> <li>3. 類似したり重複する統計の調整及び統計作成機関間の協力に関する事項</li> <li>4. 統計の品質向上及び評価・点検と新しい統計の開発に関する事項</li> <li>5. その他統計の作成・普及及び利用のための基盤の強化などこの法の目的を達成するために必要な事項</li> </ol> <p>②委員会は、委員長と副委員</p>	<p>(国会審議で全面削除)</p>

<p>③委員会は、委員長1名と副委員長1名、関係中央行政機関の長など統計作成機関の長及び統計、経済、社会、人口などの分野で学識と経験が豊富な者であって委員長が委嘱する民間委員を含み25名以内の委員で構成する。</p> <p>④委員長は副総理兼財政経済部長官とし、副委員長は民間委員の中から委員長が任命する。</p> <p>⑤委員会の組織及び運営などに関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>長各1名を含む25名以内の委員で構成する。</p> <p>③委員会の委員長は副総理兼財政経済部長官とし、副委員長は委員長が委嘱する委員の中から委員長が任命する者となり、委員は次の各号の者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.大統領令で定める中央行政機関の長</li> <li>2.中央行政機関以外の大統領令で定める統計作成機関の長</li> <li>3.統計・経済・社会・人口などの分野で学識と経験が豊富な者であって委員長が委嘱する者</li> </ol> <p>④委員会の事務を処理するため委員会に幹事1名をおき、幹事は統計庁に所属する公務員の中から統計庁長が任命する。</p> <p>⑤委員会の構成及び運営に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	
<p>第9条(統計担当官の指定・運営)</p> <p>統計作成機関の長は、所管統計の作成・普及・利用などに関する事務を統括する統計担当官を指定・運用しなければならない。この場合、指定対象及び担当事務などに関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第7条(統計責任官の指定及び運営)</p> <p>①統計作成機関の長は、所管統計の作成・普及及び利用に関して次の各号の事務を統括する統計責任官を指定・運営しなければならない。この場合指定対象者の範囲は大統領令で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.統計作成機関及び所属機関の統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務</li> <li>2.他の統計作成機関との協力に関する事務</li> <li>3.その他所管統計の作成・普及及び利用に関する事務</li> </ol> <p>②統計作成機関の長は、統計責任官を指定または変更したときには遅滞無く統計庁長に通報しなければならない。</p>	<p>第6条(統計責任官の指定及び運営)</p> <p>①統計作成機関の長は、所管統計の作成・普及及び利用に関して次の各号の事務を統括する統計責任官を指定・運営しなければならない。この場合指定対象者の範囲は大統領令で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.統計作成機関及び所属機関の統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務</li> <li>2.他の統計作成機関との協力に関する事務</li> <li>3.その他所管統計の作成・普及及び利用に関する事務</li> </ol> <p>②統計作成機関の長は、統計責任官を指定または変更したときには遅滞無く統計庁長に通報しなければならない。</p>
<p>第10条(統計作成機関の要員及び予算確保)</p> <p>①統計作成機関は、この法の</p>	<p>第8条(統計作成機関の要員及び予算確保)</p> <p>①統計作成機関の長は、統</p>	<p>第7条(統計作成機関の要員及び予算確保)</p> <p>①統計作成機関の長は、統</p>

<p>基本理念を具現するため統計を作成・普及するために必要な適正要員と予算を確保しなければならない。</p> <p>②統計庁長は、統計作成機関が統計を作成・普及する際に要員と予算が著しく不足すると判断される場合には統計作成機関の長に必要な適正要員及び予算の確保を勧告することができる。</p> <p>③第2項の規定によって統計庁長の勧告を受けた統計作成機関の長は、特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>計の作成及び普及に必要な要員と予算を確保するように努力しなければならない。</p> <p>②統計庁長は統計作成機関の統計の作成及び普及に必要な要員と予算が著しく不足すると判断される場合には統計作成機関の長に必要な要員と予算の確保を勧告することができる。</p>	<p>計の作成及び普及に必要な要員と予算を確保するように努力しなければならない。</p> <p>②統計庁長は統計作成機関の統計の作成及び普及に必要な要員と予算が著しく不足すると判断される場合には統計作成機関の長に必要な要員と予算の確保を勧告することができる。</p>
<p>第11条(統計従事者に対する教育)</p> <p>①統計庁長は、統計従事者の専門性及び能力の向上のため統計に関する教育を直接実施したり所属機関または統計の教育に関する事業をする機関などに委任・委託して実施することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は第1項の規定によって教育の実施に協力しなければならない。新しく統計作成及び普及業務に従事する者に対しては統計専門教育を履修するようにしなければならない。</p> <p>③第1項の規定によって統計に関する教育を受ける者の範囲、教育の方法その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第9条(統計従事者に対する教育)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の統計従事者の資質向上のために直接または所属機関や統計に関する教育を実施する機関等に委任または委託して統計に関する教育を実施することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による教育の実施に積極的に協力しなければならない。</p> <p>③統計庁長は統計作成機関の長に自主統計教育の実施を勧告することができる。</p> <p>④第1項及び第3項による教育対象者の範囲、教育内容その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第8条(統計従事者に対する教育)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の統計従事者の資質向上のために直接または所属機関や統計に関する教育を実施する機関等に委任または委託して統計に関する教育を実施することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による教育の実施に積極的に協力しなければならない。</p> <p>③統計庁長は統計作成機関の長に自主統計教育の実施を勧告することができる。</p> <p>④第1項及び第3項による教育対象者の範囲、教育内容その他必要な事項は大統領令で定める。</p>
<p>第12条(統計品質診断及び改善要求など)</p> <p>①統計作成機関の長は、性格で信頼性ある統計の作成・普及などのため所管統計に対する品質診断を定期的実施(以下「自己品質診断」という)し、その結果を遅滞なく統計庁長に提出しなければならない。</p> <p>②統計庁長は、統計の信頼性の向上のため統計作成機</p>	<p>第10条(定期統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、統計の作成及び普及の諸般過程に対して10年の範囲内で大統領令が定める期間ごとに統計品質診断(以下「定期統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が10年以内で大統領令が定める期間を超過する統計の場合にはその統計を作成する年または</p>	<p>第9条(定期統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、統計の作成及び普及の諸般過程に対して10年の範囲内で大統領令が定める期間ごとに統計品質診断(以下「定期統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が10年以内で大統領令が定める期間を超過する統計の場合にはその統計を作成する年またはその翌年に定期統計品質診</p>

<p>関の統計作成及び普及の諸般過程に対する品質診断計画を立てて定期的に実施しなければならない。ただし、統計作成機関が自主統計診断を実施しなかったりその作成統計の信頼性が低下したと判断されるなど必要と認定される場合には別途の品質診断を実施しなければならない。</p> <p>③統計庁長は、この法の目的を達成するため必要と認定する場合には、統計作成機関に対して統計作成の実施・中止・変更または統計作成事務の改善を要求することができる。</p> <p>④第3項の規定によって統計庁長の要求を受けた機関の長は正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>⑤第1項及び第2項の規定による統計品質診断の対象、実施方法などに関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>その翌年に定期統計品質診断を実施することができる。</p> <p>②統計庁長は、次の各号の事項が含まれた定期統計品質診断計画を立てて定期統計品質診断を実施する年の2月末までに統計作成機関の長に通報しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.定期統計品質診断の対象の統計</li> <li>2.定期統計品質診断の時期及び方法</li> <li>3.定期統計品質診断結果の活用計画</li> <li>4.その他定期統計品質診断の実施に関して必要な事項</li> </ol> <p>③定期統計品質診断は第36条による資料提出要求、統計作成機関に対する訪問確認、統計応答者に対する現地確認等の方法で実施する。</p> <p>④統計庁長は、第12条による自己統計品質診断をした統計中で、その品質が優れていると判断される統計に対しては定期統計品質診断を免除することができる。</p> <p>⑤定期統計品質診断計画の樹立、定期統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>断を実施することができる。</p> <p>②統計庁長は、次の各号の事項が含まれた定期統計品質診断計画を立てて定期統計品質診断を実施する年の2月末までに統計作成機関の長に通報しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.定期統計品質診断の対象の統計</li> <li>2.定期統計品質診断の時期及び方法</li> <li>3.定期統計品質診断結果の活用計画</li> <li>4.その他定期統計品質診断の実施に関して必要な事項</li> </ol> <p>③定期統計品質診断は第35条による資料提出要求、統計作成機関に対する訪問確認、統計応答者に対する現地確認等の方法で実施する。</p> <p>④統計庁長は、第11条による自己統計品質診断をした統計中で、その品質が優れていると判断される統計に対しては定期統計品質診断を免除することができる。</p> <p>⑤定期統計品質診断計画の樹立、定期統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>
	<p>第10条(随時統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、第12条による自己統計品質診断を実施しなかったり統計の品質が低下したと信じることができる相当な理由のある場合には、いつでも統計品質診断(以下「随時統計品質診断」という)を実施することができる。</p> <p>②統計庁長は、随時統計品質診断を実施するときには該当統計作成機関にあらかじめ随時統計品質診断の事由・時期及び方法等を通報しなければならない。</p> <p>③第10条第3項は随時統計品質診断に関して準用する。</p>	<p>第10条(随時統計品質診断)</p> <p>①統計庁長は、第11条による自己統計品質診断を実施しなかったり統計の品質が低下したと信じることができる相当な理由のある場合には、いつでも統計品質診断(以下「随時統計品質診断」という)を実施することができる。</p> <p>②統計庁長は、随時統計品質診断を実施するときには該当統計作成機関にあらかじめ随時統計品質診断の事由・時期及び方法等を通報しなければならない。</p> <p>③第9条第3項は随時統計品質診断に関して準用する。</p>

	④随時統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。	④随時統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。
	<p>第12条(自己統計品質診断)</p> <p>①統計作成機関の長は、所管統計に関して毎年統計品質診断(以下「自己統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が1年を超過する統計の場合にはその統計を作成する年またはその翌年に自己統計品質診断を実施する事ができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、所管統計に対して定期統計品質診断または随時統計品質診断を受けたときにはその年度の自己統計品質診断を実施しないことができる。</p> <p>③統計作成機関の長は、自己統計品質診断を実施した年の12月 31日までにその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p> <p>④自己統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第11条(自己統計品質診断)</p> <p>①統計作成機関の長は、所管統計に関して毎年統計品質診断(以下「自己統計品質診断」という)を実施しなければならない。ただし、作成周期が1年を超過する統計の場合にはその統計を作成する年またはその翌年に自己統計品質診断を実施する事ができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、所管統計に対して定期統計品質診断または随時統計品質診断を受けたときにはその年度の自己統計品質診断を実施しないことができる。</p> <p>③統計作成機関の長は、自己統計品質診断を実施した年の12月 31日までにその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p> <p>④自己統計品質診断の方法及び手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>
	<p>第13条(統計の作成・普及に関する事務に対する改善要求等)</p> <p>①統計庁長は、定期統計品質診断・随時統計品質診断または自己統計品質診断結果の反映または類似・重複した統計の調整等、統計の信頼性及び統計制度運用の効率性を確保するために必要だと認定する場合には統計作成機関の長に統計の作成の中止・変更その他統計の作成・普及に関する事務の改善を要求することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による改善要求を受けたときには正当な理由のない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>第12条(統計の作成・普及に関する事務に対する改善要求等)</p> <p>①統計庁長は、定期統計品質診断・随時統計品質診断または自己統計品質診断結果の反映または類似・重複した統計の調整等、統計の信頼性及び統計制度運用の効率性を確保するために必要だと認定する場合には統計作成機関の長に統計の作成の中止・変更その他統計の作成・普及に関する事務の改善を要求することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による改善要求を受けたときには正当な理由のない限りこれに応じなければならない。</p>
第13条(予算・要員及び技術などの支援)	第14条(予算・要員及び技術等の支援)	第13条(予算・要員及び技術等の支援)

<p>①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・振興・品質管理または広報に関する事業をする機関等に対してその運営及び事業に必要な経費及び要員の一部を一定期間支援したり所管事務の一部を委託できる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成機関から統計の作成・普及に必要な諮問や技術支援を要請された場合にはこれに積極的に協力しなければならない。</p> <p>③統計庁長は、国際交流・協力の推進及び開発途上国家の統計発展のため統計作成技法の共同開発・伝授、技術支援、職員研修などに関する事業を遂行できる。</p>	<p>①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・振興・統計品質診断または広報に関する事業をする機関等に対してその運営及び事業に必要な経費の一部を支援する事ができ、必要と認める場合には一定期間要員を支援する事ができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成機関の長から統計の作成及び普及に必要な諮問や技術支援を要請された場合にはこれに積極的に協力しなければならない。</p>	<p>①統計庁長は、統計の発展のために毎年予算の範囲内で統計作成機関や統計の教育・開発・振興・統計品質診断または広報に関する事業をする機関等に対してその運営及び事業に必要な経費の一部を支援する事ができ、必要と認める場合には一定期間要員を支援する事ができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成機関の長から統計の作成及び普及に必要な諮問や技術支援を要請された場合にはこれに積極的に協力しなければならない。</p>
(該当章なし)	第15条(国際協力) 統計庁長は、統計の発展のために国際機構・外国政府または外国機関との交流・協力、統計作成技法の共同開発・伝授、外国統計従事者の研修その他技術支援等に関する事業を遂行することができる。	第14条(国際協力) 統計庁長は、統計の発展のために国際機構・外国政府または外国機関との交流・協力、統計作成技法の共同開発・伝授、外国統計従事者の研修その他技術支援等に関する事業を遂行することができる。
(第6条参照)	第3章 統計作成指定機関及び指定統計の指定等  第16条(統計作成指定機関の指定) ①統計庁長は、統計の作成・普及及び利用を促進するために政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等の申し出があった場合、当該機関等を統計作成指定機関として指定することができる。この場合指定要件は統計作成組織及び予算、統計作成計画等を考慮して大統領令で定める。 ②統計庁長は、政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等が第1項の規定による指定申請をしない場合には相当な期間を定めて指定申請をするように勧告することが	第3章 統計作成指定機関及び指定統計の指定等  第15条(統計作成指定機関の指定) ①統計庁長は、統計の作成・普及及び利用を促進するために政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等の申し出があった場合、当該機関等を統計作成指定機関として指定することができる。この場合指定要件は統計作成組織及び予算、統計作成計画等を考慮して大統領令で定める。 ②統計庁長は、政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される数量的情報を作成している機関等が第1項の規定による指定申請をしない場合には相当な期間を定めて指定申請をするように勧告することが

	<p>できる。</p> <p>③統計庁長は、第2項による勧告を受けた機関等が指定申請をしない場合には委員会の審議を経て統計作成指定機関に指定することができる。</p> <p>④統計作成指定機関の指定申請、指定の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>できる。</p> <p>③統計作成指定機関の指定申請、指定の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>
(第7条参照)	<p>第17条(統計作成指定機関指定の取消)</p> <p>統計庁長は、統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には統計作成指定機関の指定を取り消すことができる。</p> <p>1. 第13条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2. 第16条第1項後段による指定要件を充足しなくなった場合</p> <p>3. 第19条第1項に違反して統計庁長の承認を得ずに新しい統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合</p> <p>4. 第22条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合</p> <p>5. 第35条第2項に違反して統計庁長の資料提出要求に応じない場合</p>	<p>第16条(統計作成指定機関指定の取消)</p> <p>①統計庁長は、統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には統計作成指定機関の指定を取り消すことができる。</p> <p>1. 第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2. 第15条第1項後段による指定要件を充足しなくなった場合</p> <p>3. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を得ずに新しい統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合</p> <p>4. 第22条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合</p> <p>5. 第35条第2項に違反して統計庁長の資料提出要求に応じない場合</p> <p>②統計作成指定機関の長が統計庁長に当該統計作成指定機関の指定の取消しを申請した場合、統計庁長はその指定を取り消さなければならない。</p>
(該当条なし)	<p>第18条(指定統計の指定及び指定取消)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の長の申請によって政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活</p>	<p>第17条(指定統計の指定及び指定取消)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関の長の申請によって政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く活</p>

	<p>用される統計を指定統計として指定する。この場合指定要件は統計の活用性・地域範囲及び国際比較性等を考慮して大統領令で定める。</p> <p>②統計庁長は、指定統計が第1項後段による指定要件を備えなくなった場合にはその指定を取り消すことができる。</p> <p>③統計庁長は、指定統計を指定したり指定統計の指定を取り消したときにはこれを告示しなければならない。</p> <p>④指定統計の指定の手続き及び方法と第3項による告示に含まれる事項等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>用される統計であり次の各号の一つに該当する統計を指定統計に指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.全国を対象として作成する統計</li> <li>2.地域発展のため政策樹立および評価の基礎資料となる統計</li> <li>3.他の統計の母集団資料として活用可能な統計</li> <li>4.国際連合など国政機構で勧告する統一された基準及び作成方法に従って作成される統計</li> <li>5.その他指定統計として指定する必要があると統計庁長が認定する統計。</li> </ol> <p>②統計庁長は、指定統計が第1項による指定要件を備えなくなった場合にはその指定を取り消すことができる。</p> <p>③統計庁長は、指定統計を指定したり指定統計の指定を取り消したときにはこれを告示しなければならない。</p> <p>④指定統計の指定の手続き及び方法と第3項による告示に含まれる事項等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>
<p>第14条(統計作成機関の協力)</p> <p>①統計作成機関は統計要員の交流、統計作成技法の研究・開発・教育及び統計資料の共有など統計の作成・普及・利用及び基盤構築のためお互い協力しなければならない。</p> <p>②統計庁長は、第1項の規定による協力のため必要だと認める場合には関係中央行政機関の長または地方自治団体の長に必要な措置を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長または地方自治団体の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>(第4条参照)</p>	<p>(第4条参照)</p>



第4章 統計の作成及び普及	第4章 統計の作成・普及及び利用	第4章 統計の作成・普及及び利用
第1節 統計の作成	第1節 統計の作成	第1節 統計の作成
<p>第15条(統計作成の承認及び撤回)</p> <p>①統計作成機関の長は、次の各号の一に該当する新しい統計を作成しようとする場合には、あらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。この場合、統計の名称・種類・目的及び調査事項等承認を得なければならない時効は大統領令で定める。</p> <p>1. 政府の各種政策の樹立・評価などに活用するため作成する統計</p> <p>2. 経済・社会現象の研究・分析に活用するため公共目的で作成する統計</p> <p>3. その他この法の目的を達成するため作成する統計</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項の規定によって承認を受けた統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更したりしようとするときには、あらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計作成機関が第1項各号の一に該当する統計を統計庁長の承認を得ずに作成または活用している場合には、統計作成機関が第1項の規定による承認を遅滞なく申請するように求めなければならない。</p> <p>④統計庁長は、統計作成機関が第3項の規定にもかかわらず承認を申請しなかったり新しい統計を作成させる必要があるときには、職権でこの法による統計を指定することができる。この場合、指定を受けた統計は第1項の規定による承認を受けたものとみなす。</p> <p>⑤統計庁長は、第1項の規定にもかかわらず承認を得ようと</p>	<p>第19条(統計作成の承認)</p> <p>①統計作成機関の長は、新しい統計を作成しようとする場合にはその名称、種類、目的、調査対象、調査方法、調査事項の性別区分等大統領令が定める事項に関してあらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更したり承認を得た統計の作成を中止しようとする場合にも同様とする。</p> <p>②統計庁長は次の各号の一に該当する場合には第1項による承認をしてはならない。</p> <p>1.すでに承認を得た他の統計と調査または報告の対象・目的及び方法等その内容が同一または類似していると認められる場合</p> <p>2.標本規模があまりにも小さかったり検証された統計作成技法を使用しないために、統計の信頼性が確保されないと認められる場合</p> <p>3.調査または報告の対象または目的等が特定利益集団または特定部門に偏っていたり営利目的で作成される等、公共の利益を目的として作成されると見なすことが難しい場合</p> <p>③統計庁長は、第1項による承認をしたときにはこれを告示しなければならない。この場合承認をした統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p> <p>第20条(統計作成承認の取消)</p> <p>①統計庁長は、第19条第1項による承認を得た統計が次の各号の一に当該する場合には</p>	<p>第18条(統計作成の承認)</p> <p>①統計作成機関の長は、新しい統計を作成しようとする場合にはその名称、種類、目的、調査対象、調査方法、調査事項の性別区分等大統領令が定める事項に関してあらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更したり承認を得た統計の作成を中止しようとする場合にも同様とする。</p> <p>②統計庁長は次の各号の一に該当する場合には第1項による承認をしてはならない。</p> <p>1.すでに承認を得た他の統計と調査または報告の対象・目的及び方法等その内容が同一または類似していると認められる場合</p> <p>2.標本規模があまりにも小さかったり検証された統計作成技法を使用しないために、統計の信頼性が確保されないと認められる場合</p> <p>3.調査または報告の対象または目的等が特定利益集団または特定部門に偏っていたり営利目的で作成される等、公共の利益を目的として作成されると見なすことが難しい場合</p> <p>③統計庁長は、第1項による承認をしたときにはこれを告示しなければならない。この場合承認をした統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p> <p>第19条(統計作成承認の取消)</p> <p>①統計庁長は、第18条第1項による承認を得た統計が次の各号の一に当該する場合には</p>

<p>する統計が次の各号の一つに該当する場合には承認をしないことができる。</p> <p>1.既に承認された統計と調査対象・目的・方法などその内容面で同一または類似していると認められる場合</p> <p>2.標本規模が少なすぎたり検証された統計作成技法を使用しないため統計作成結果の信頼性が確保できないと認められる場合</p> <p>3.調査対象及び目的等が特定利益集団または特定部門に偏重して社会公共の利益を目的として作成されると見ることが難しい場合</p> <p>4.営利的な目的で作成されるなどこの法の目的を達成することが難しいと認められる場合</p> <p>⑥統計庁長は、次の各号の一に該当する場合には第1項または第4項の規定による承認または指定を撤回することができる。</p> <p>1.第5項第1号ないし第4号に該当する場合</p> <p>2.承認当時に比べて政府の各種政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析において著しく活用されなかったり活用されないと信じる相当な理由がある場合</p> <p>3.母集団または標本など承認当時の調査対象が縮小されるなどこの法による統計としての価値が著しく消失したり消失したと信じる相当な理由がある場合</p> <p>4.その他承認当時とは異なる調査環境の変化によりこれ以上この法の目的を達成することが難しかったり難しいと信じる相当な理由がある場合</p> <p>⑦統計庁長は、第1項の規定による承認をする場合には品質診断・統計データベースの構築など統計の作成・普及・利用の拡大のために必要な措</p>	<p>その承認を取り消すことができる。</p> <p>1.第13条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求そのほか統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2.第19条第2項各号の一に当該するようになった場合</p> <p>3.第23条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合</p> <p>4.政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析への活用度が低い場合</p> <p>②統計庁長は、第1項によって承認を取り消したときにはこれを告示しなければならない。この場合、承認を取り消した統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p>	<p>その承認を取り消すことができる。</p> <p>1.第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求そのほか統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合</p> <p>2.第18条第2項各号の一に当該するようになった場合</p> <p>3.第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合</p> <p>4.政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析への活用度が低い場合</p> <p>②統計庁長は、第1項によって承認を取り消したときにはこれを告示しなければならない。この場合、承認を取り消した統計の名称、統計作成機関の名称等告示に含まれる事項は大統領令で定める。</p>
---	--	--

<p>置を要求することができる。</p> <p>⑧統計庁長は、第1項または第4項の規定によって統計を承認または指定をしたり第6項の規定によって統計の承認または指定を撤回するときにはこれを告示しなければならない。</p>		
<p>(該当条なし)</p>	<p>第21条(統計作成の勧告)</p> <p>①統計庁長は、経済・社会的環境の変化によって新しい統計を作成する必要がある場合には、委員会の審議を経て関連機関等にこれを勧告することができる。</p> <p>②統計庁長は、第1項による勧告によって統計を作成する機関等に対しては、その統計の作成に必要な要員及び技術等を支援することができる。</p>	<p>第20条(統計作成の勧告)</p> <p>①統計庁長は、経済・社会的環境の変化によって新しい統計を作成する必要がある場合には、関連機関等に統計の作成を勧告することができる。</p> <p>②統計庁長は、第1項による勧告によって統計を作成する機関等に対しては、その統計の作成に必要な要員及び技術等を支援することができる。</p>
<p>第16条(統計作成の協議)</p> <p>①他の法律によって作成する統計について、第15条の規定によって承認を得なければならない事項中その法律で定めがない事項に関してはあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経て統計の作成を中止したり変更したりしようとする場合も同様とする。</p> <p>②第1項の規定による協議を経て統計を作成する場合には第15条の規定による承認を得たものとみなす。</p>	<p>第22条(統計作成の協議)</p> <p>③統計作成機関の長は、他の法律によって統計を作成する場合、第18条第1項によって承認を得なければならない事項中その法律で定めがない事項に関してあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経た事項を変更したり協議を経た統計の作成を中止しようとする場合も同様とする。</p> <p>②第1項による協議を経た場合には第19条第1項による承認を得たものとみなす。</p>	<p>第21条(統計作成の協議)</p> <p>③統計作成機関の長は、他の法律によって統計を作成する場合、第18条第1項によって承認を得なければならない事項中その法律で定めがない事項に関してあらかじめ統計庁長と協議しなければならない。協議を経た事項を変更したり協議を経た統計の作成を中止しようとする場合も同様とする。</p> <p>②第1項による協議を経た場合には第18条第1項による承認を得たものとみなす。</p>
<p>第17条(標準分類に従った統計作成)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関が統一的な基準によって統計を作成できるように経済・社会分類など標準化された分類(以下「標準分類」という)を作成・告示しなければならない。ただし、標準分類を作成・告示するときには関係機関とあらかじめ協議しなければならない。</p> <p>②統計作成機関が統計を作成するときには統計庁長が作</p>	<p>第22条(標準分類)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関が同一の基準に従って統計を作成するように国際標準分類を基準として産業、職業、疾病・死因等に関する標準分類を作成・告示しなければならない。この場合統計庁長はあらかじめ関係機関の長と協議しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、統計を作成するときには統計庁長が第1項によって作成・告示する標準分類に従わなければ</p>	<p>第22条(標準分類)</p> <p>①統計庁長は、統計作成機関が同一の基準に従って統計を作成するように国際標準分類を基準として産業、職業、疾病・死因等に関する標準分類を作成・告示しなければならない。この場合統計庁長はあらかじめ関係機関の長と協議しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、統計を作成するときには統計庁長が第1項によって作成・告示する標準分類に従わなければ</p>

<p>成・告示する標準分類によらなければならない。ただし、統計の作成目的上やむをえず標準分類と異なる基準を適用しようとするときには、あらかじめ統計庁長の同意を得なければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計作成機関が標準分類の内容を変更したり要約・抜萃して使用することにより、その内容が事実と違うように伝達される恐れがあると認められる場合には、その是正を命じることができる。</p>	<p>ならない。ただし、統計の作成目的上やむをえず標準分類と異なる基準を適用しようとするときには、あらかじめ統計庁長の同意を得なければならない。</p> <p>③統計庁長は、標準分類の内容を変更したり要約・抜萃して発刊することによって標準分類の内容が事実と違うように伝達される恐れがあると認められる場合には、その是正を命じることができる。</p>	<p>ならない。ただし、統計の作成目的上やむをえず標準分類と異なる基準を適用しようとするときには、あらかじめ統計庁長の同意を得なければならない。</p> <p>③統計庁長は、標準分類の内容を変更したり要約・抜萃して発刊することによって標準分類の内容が事実と違うように伝達される恐れがあると認められる場合には、その是正を命じることができる。</p>
<p>第18条(統計作成に関する協力)</p> <p>①統計作成機関の長は、第15または第16条の規定による承認を得たり指定を受け、または協議を経た統計を作成するために必要な場合には他の統計作成機関の長に対して協力を要請する事ができる。この場合協力要請を受けた他の統計作成機関の長は特別な理由のない限りこれに応じなければならない。</p> <p>②第1項の規定による協力に必要な経費は、他の法令に特別な規定のある場合を除き協力を要請した機関が負担することを原則とする。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には互いに協議して所要経費を分担する事ができる。</p>	<p>第24条(統計作成に関する協力)</p> <p>①統計作成機関の長は、第19条第1項または第22条第1項による承認を得たり協議を経た統計を作成するために必要な場合には関係統計作成機関の長に対して協力を要請する事ができる。この場合協力要請を受けた関係統計作成機関の長は特別な理由のない限りこれに応じなければならない。</p> <p>②第1項による協力にかかる経費は、他の法令に特別な規定のある場合を除き協力を要請した機関が負担することを原則とする。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には互いに協議して所要経費を分担する事ができる。</p>	<p>第23条(統計作成に関する協力)</p> <p>①統計作成機関の長は、第18条第1項または第21条第1項による承認を得たり協議を経た統計を作成するために必要な場合には関係統計作成機関の長に対して協力を要請する事ができる。この場合協力要請を受けた関係統計作成機関の長は特別な理由のない限りこれに応じなければならない。</p> <p>②第1項による協力にかかる経費は、他の法令に特別な規定のある場合を除き協力を要請した機関が負担することを原則とする。ただし、作成された統計を協力の要請を受けた機関でも活用する場合には互いに協議して所要経費を分担する事ができる。</p>
<p>第19条(行政資料の提供)</p> <p>①公共機関の長は、統計作成機関の長が国家統計委員会の議決を経て統計作成目的で行政資料を要請するときには次の各号の一に該当する場合でない限りこれに応じなければならない。</p> <p>1. 他の法令による秘密または非公開事項であって統計作成目的に提供できないことが規定された資料</p> <p>2. 国家安全保障・国防・統</p>	<p>第25条(行政資料の提供)</p> <p>①中央行政機関の長または地方自治団体の長は、統計の作成のために必要な場合には公共機関の長に行政資料の提供を要請する事ができる。</p> <p>②公共機関の長は、第1項によって行政資料の提供を要請されたときには、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第2項によって行政資料を提供する場合、その提供範囲</p>	<p>第24条(行政資料の提供)</p> <p>①中央行政機関の長または地方自治団体の長は、統計の作成のために必要な場合には公共機関の長に行政資料の提供を要請する事ができる。</p> <p>②公共機関の長は、第1項によって行政資料の提供を要請されたときには、国家機密、個人と企業の重大な秘密の侵害など大統領令が定める正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>

<p>一・外交関係などに関する事項であって公開された場合国家の利益を著しく害する恐れがあると認められる資料</p> <p>3. その他大統領令が定める特別な理由がある資料</p> <p>②公共機関の長は、第1項の規定によって行政資料を提供するときにはこれを要請した統計作成機関の長に行政資料に含まれている法人・団体または個人等(以下「法人等」という)の情報を保護するため必要な措置を講じるよう要請することができる。</p> <p>③統計作成機関の長は、第1項の規定によって公共機関から提供された行政資料を統計作成以外の目的で使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>④公共機関の長は、行政資料を提供された統計作成機関が第2項の規定によって法人などの情報保護措置または第3項の規定に違反したときには行政資料の提供を中止または制限することができる。</p>	<p>及び方法等に関しては行政資料の要請機関の長と提供機関の長が協議して決定し、提供機関の長は要請機関の長に行政資料に含まれている個人や法人または団体等の情報を保護するために使用方法・使用部署そのほか必要な事項に対して制限をしたり行政資料の安全性確保のために必要な措置(以下「情報保護措置」という)を講じるように要請する事ができる。</p> <p>④第2項によって公共機関から提供された行政資料は、これを統計作成以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤行政資料の提供機関の長は、要請機関の長が第3項によって要請した情報保護措置をしなかったり第4項に違反する場合には行政資料の提供を中止または制限する事ができる。</p>	<p>③第2項によって行政資料を提供する場合、その提供範囲及び方法等に関しては行政資料の要請機関の長と提供機関の長が協議して決定し、提供機関の長は要請機関の長に行政資料に含まれている個人や法人または団体等の情報を保護するために使用方法・使用部署そのほか必要な事項に対して制限をしたり行政資料の安全性確保のために必要な措置(以下「情報保護措置」という)を講じるように要請する事ができる。</p> <p>④第2項によって公共機関から提供された行政資料は、これを統計作成以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤行政資料の提供機関の長は、要請機関の長が第3項によって要請した情報保護措置をしなかったり第4項に違反する場合には行政資料の提供を中止または制限する事ができる。</p>
<p>第20条(資料提出命令)</p> <p>統計作成機関の長は、この法による統計を作成するため必要だと認められる場合には法人等に関係する資料の提出を命じることができる。ただし、中央行政機関の長または地方自治団体の長でない統計作成機関の長が資料の提出を命じるときには事前に統計庁長の承認を得なければならない。</p>	<p>第26条(資料提出命令)</p> <p>①中央行政機関の長または地方自治団体の長は、指定統計の作成のために必要だと認められる場合には個人や法人または団体等に関係資料の提出を命じることができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成指定機関が要請する場合であって指定統計の作成のために必要だと認定される場合には第1項による命令をすることができる。</p> <p>③第1項及び第2項による資料の提出命令を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>④第1項及び第2項による資料提出命令の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第25条(資料提出命令)</p> <p>①中央行政機関の長または地方自治団体の長は、指定統計の作成のために必要だと認められる場合には個人や法人または団体等に関係資料の提出を命じることができる。</p> <p>②統計庁長は、統計作成指定機関が要請する場合であって指定統計の作成のために必要だと認定される場合には第1項による命令をすることができる。</p> <p>③第1項及び第2項による資料の提出命令を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>④第1項及び第2項による資料提出命令の手続き及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>

<p>第21条(実地調査)</p> <p>①統計従事者は、この法による統計の調査や確認のためあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関して関係資料の検査または調査資料の提出を要求したり関係人に質問をすることができる。</p> <p>②第1項の規定によって関係資料の検査または調査資料の提出を要求されたり質問を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第1項の規定による職務を行うものは、その権限が表示された証票を関係人に示さなければならない。</p>	<p>第27条(実地調査)</p> <p>①統計の作成に関する事務に従事する者は、統計の作成のための調査または確認のためあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関して関係資料の提出を要求したり関係人に質問をすることができる。</p> <p>②指定統計の作成のための調査または確認において第1項による関係資料の提出を要求されたり質問を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第1項による職務を行なう者は、その権限が表示された証票を関係人に示さなければならない。</p>	<p>第26条(実地調査)</p> <p>①統計の作成に関する事務に従事する者は、統計の作成のための調査または確認のためあらかじめ統計庁長の承認を得た事項に関して関係資料の提出を要求したり関係人に質問をすることができる。</p> <p>②指定統計の作成のための調査または確認において第1項による関係資料の提出を要求されたり質問を受けた者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>③第1項による職務を行なう者は、その権限が表示された証票を関係人に示さなければならない。</p>
<p>第22条(統計従事者等の義務)</p> <p>統計作成に関する事務に現に従事していたり過去に従事した者または統計作成機関から統計資料の処理業務を委託され現にその業務に従事していたり過去に従事した者は、職務上知りえた法人等の秘密に属する事項を漏洩または権限無く処理したり他人に提供してはならない。</p>	<p>(第34条参照)</p>	<p>(第34条参照)</p>
<p>第2節 統計の普及</p>	<p>第2節 統計の普及及び利用</p>	<p>第2節 統計の普及及び利用</p>
<p>第23条(統計資料の公表)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計作成を完了したときにはその結果を遅滞無く公表しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項によって統計資料を公表するときには統計利用者の混同を防止できるよう調査対象・方法等必要な事項を同時に公表しなければならない。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は次の各号の一に当該する場合には統計資料を公表しないことができる。この場合あらかじめ書面で理由を明示して統計庁長の承認を得なければならない。</p>	<p>第28条(統計の公表)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を作成したときにはその結果を遅滞無く公表しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項によって統計を公表するときには統計利用者が統計を正確に利用できるように調査の対象・方法等必要な事項を同時に公表しなければならない。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は作成した統計が次の各号の一に当該する場合には統計を公表しないことができる。この場合あらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。</p>	<p>第27条(統計の公表)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を作成したときにはその結果を遅滞無く公表しなければならない。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項によって統計を公表するときには統計利用者が統計を正確に利用できるように調査の対象・方法等必要な事項を同時に公表しなければならない。</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は作成した統計が次の各号の一に当該する場合には統計を公表しないことができる。この場合あらかじめ統計庁長の承認を得なければならない。</p>

<p>認を得なければならない。</p> <p>1. 統計の信頼性が低くその利用に混乱がもたらされるおそれがあると認められる場合</p> <p>2. 統計が試験的に作成され統計資料の信頼性が確保できない場合</p> <p>3. その他統計を公表しない必要があると認められる相当な理由のある場合</p> <p>④統計作成機関の長は、第3項によって公表しない統計について、その理由が消滅したと認められるときにはこれを遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>⑤統計作成機関の長は第1項及び第4項によって統計を公表したときには遅滞無くその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>1. 公表する場合、国家安全保障・秩序維持または公共福利に著しい支障を招くと認められる場合</p> <p>2. 統計の信頼性が低くその利用に混乱がもたらされると認められる場合</p> <p>3. その他統計を公表しない必要があると認められる相当な理由のある場合</p> <p>④統計作成機関の長は、第3項によって公表しない統計について、その理由が消滅したと認められるときにはこれを公表しなければならない。この場合あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p> <p>⑤統計作成機関の長は第1項または第4項によって統計を公表したときには遅滞無くその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>1. 公表する場合、国家安全保障・秩序維持または公共福利に著しい支障を招くと認められる場合</p> <p>2. 統計の信頼性が低くその利用に混乱がもたらされると認められる場合</p> <p>3. その他統計を公表しない必要があると認められる相当な理由のある場合</p> <p>④統計作成機関の長は、第3項によって公表しない統計について、公表しない理由が消滅したと認められるときにはこれを公表しなければならない。この場合あらかじめ統計庁長と協議しなければならない。</p> <p>⑤統計作成機関の長は第1項または第4項によって統計を公表したときには遅滞無くその結果を統計庁長に提出しなければならない。</p>
<p>第24条(統計資料等の普及)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計資料を公表するときには国民が迅速かつ便利に利用し得るように統計データベースの構築等必要な措置をしなければならない。</p> <p>②統計庁長は、第23条第5項及び第25条の規定によって提出された統計資料を利用者に広く提供する事ができるように統計データベースの構築・連係及び統合等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計データベースの構築・連係及び統合等のために必要な場合には統計作成機関が保有するデータベースとして構築された資料等の細部的な統計関連資料を追加して提出するように要求することができる。この場合要求を受けた統計作成機関の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p> <p>④統計作成機関の長は統計</p>	<p>第29条(統計の普及)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を公表するときには国民が迅速かつ便利に利用し得るように統計データベースの構築等必要な措置をしなければならない。</p> <p>②統計庁長は、第28条第5項及び第30条第2項によって提出された統計結果と統計刊行物及びその発刊内訳を統計利用者に広く提供する事ができるように統計データベースの構築・連係及び統合等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計データベースの構築・連係及び統合等のために必要な場合には統計作成機関が保有するデータベース資料等の細部的な統計関連資料を提出するように要求することができる。この場合要求を受けた統計作成機関の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>	<p>第28条(統計の普及)</p> <p>①統計作成機関の長は、統計を公表するときには国民が迅速かつ便利に利用し得るように統計データベースの構築等必要な措置をしなければならない。</p> <p>②統計庁長は、第27条第5項及び第29条第2項によって提出された統計結果と統計刊行物及びその発刊内訳を統計利用者に広く提供する事ができるように統計データベースの構築・連係及び統合等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③統計庁長は、統計データベースの構築・連係及び統合等のために必要な場合には統計作成機関が保有するデータベース資料等の細部的な統計関連資料を提出するように要求することができる。この場合要求を受けた統計作成機関の長は特別な理由がない限りこれに応じなければならない。</p>

<p>資料の円滑な普及のため統計資料を直接販売したり他の機関に委託して販売することができる。</p>		
<p>第25条(統計刊行物の発刊) 統計の収録を目的とする刊行物(電子媒体を利用した刊行物を含む)であって大統領令が定める刊行物を発行する統計作成機関の長は、その発刊内訳を遅滞なく統計庁長に通報しなければならない。</p>	<p>第30条(統計刊行物の発刊等) ①統計作成機関の長は、統計の円滑な普及のために統計刊行物(統計及び統計資料を収録した刊行物を行い、電子媒体を利用したものを含む。以下同じ)を直接発刊または販売したり他の機関等に委託して発刊または販売させることができる。 ②統計作成機関の長は、大統領令が定める統計刊行物を発刊したときにはその統計刊行物及び発刊内訳を遅滞無く統計庁長に提出しなければならない。統計刊行物の名称または内容を変更したり発刊を中止した場合にも、同様とする。</p>	<p>第29条(統計刊行物の発刊等) ①統計作成機関の長は、統計の円滑な普及のために統計刊行物(統計及び統計資料を収録した刊行物を行い、電子媒体を利用したものを含む。以下同じ)を直接発刊または販売したり他の機関等に委託して発刊または販売させることができる。 ②統計作成機関の長は、大統領令が定める統計刊行物を発刊したときにはその統計刊行物及び発刊内訳を遅滞無く統計庁長に提出しなければならない。統計刊行物の名称または内容を変更したり発刊を中止した場合にも、同様とする。</p>
<p>第26条(統計マイクロデータの提供) ①統計作成機関の長は、統計作成または学術研究の目的で統計マイクロデータを利用しようとするものが請求した場合には、その妥当性を審査した後これを提供しなければならない。この場合、統計作成機関の長は個人、事業者など個別的な調査対象を識別できないように処理した後に提供しなければならない。 ②統計作成機関の長は、第1項の規定によって統計マイクロデータを提供する場合には、これを請求した者にサービス提供などにかかった費用を負担させることができる。 ③第1項の規定にかかわらず、統計作成機関の長は統計マイクロデータを他の資料と対応または連携して個別的な調査対象の識別が可能になる場合には</p>	<p>第31条(統計資料の提供) ①統計作成機関の長は、統計の作成のために必要な場合には他の統計作成機関に統計資料の提供を要請する事ができる。 ②統計作成機関の長は、他の統計作成機関の長から第1項による要請を受けたときには特別な理由のない限り特定の個人や法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。ただし、異なる統計作成機関の長が統計の作成のための訪問調査・電話調査・郵便調査等による標本調査の標本として使用するために第1項による要請をするときには特定の個人や法人または団体等が識別できる形態で統計資料を提供する事ができる。 ③第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は</p>	<p>第30条(統計資料の提供) ①統計作成機関の長は、統計の作成のために必要な場合には他の統計作成機関に統計資料の提供を要請する事ができる。 ②統計作成機関の長は、他の統計作成機関の長から第1項による要請を受けたときには特別な理由のない限り特定の個人や法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。ただし、異なる統計作成機関の長が統計の作成のための訪問調査・電話調査・郵便調査等による標本調査の標本として使用するために第1項による要請をするときには特定の個人や法人または団体等が識別できる形態で統計資料を提供する事ができる。 ③第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は</p>



<p>統計マイクロデータを提供しないことができる。</p> <p>④統計作成機関から統計マイクロデータを提供された利用者は、これを統計作成または学術研究以外の目的で使用したり他の者に提供してはならず、個別的な調査対象を識別するため他の資料と対応させたり連携させて使用してはならない。</p> <p>⑤統計作成機関の長は第1項の規定による提供が可能なように統計マイクロデータを永久的に保管しなければならず、保管中の統計マイクロデータが毀損・亡失しないように善良な管理者の注意を持って維持・管理しなければならない。</p>	<p>これを提供された目的のほかの目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>④統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第32条(統計資料の利用)</p> <p>①特定の対象に関する数量的情報を作成したり学術研究のための目的で統計資料を利用しようとする者は、大統領令が定めるところに従って統計作成機関の長に統計資料の提供を申請することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による申請を受けたときには統計資料の使用目的・内容及び範囲の妥当性を審査して妥当だと判断される場合にはこれを提供しなければならない。この場合統計作成機関の長は特定の個人や法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。</p> <p>③統計作成機関の長は第2項にかかわらず当該統計資料を他の資料と対応または連係することによって特定の個人や法人または団体等の識別が可能になる場合には統計資料を提供しないことができる。</p> <p>④第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は、これを提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>これを提供された目的のほかの目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>④統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第31条(統計資料の利用)</p> <p>①特定の対象に関する数量的情報を作成したり学術研究のための目的で統計資料を利用しようとする者は、大統領令が定めるところに従って統計作成機関の長に統計資料の提供を申請することができる。</p> <p>②統計作成機関の長は、第1項による申請を受けたときには統計資料の使用目的・内容及び範囲の妥当性を審査して妥当だと判断される場合にはこれを提供しなければならない。この場合統計作成機関の長は特定の個人や法人または団体等を識別出来ない形態に統計資料を処理した後提供しなければならない。</p> <p>③統計作成機関の長は第2項にかかわらず当該統計資料を他の資料と対応または連係することによって特定の個人や法人または団体等の識別が可能になる場合には統計資料を提供してはならない。</p> <p>④第2項によって統計作成機関から提供された統計資料は、これを提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p> <p>⑤統計資料の提供方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p>
<p>第3節 統計応答者の義務及び保護</p>	<p>第3節 統計応答者の義務及び保護等</p>	<p>第3節 統計応答者の義務及び保護等</p>
<p>第27条(統計応答者の誠実応答義務)</p> <p>統計従事者から統計作成を目的として質問・資料提出等の要求を受けた者は、信頼性ある統計が作成できるように調</p>	<p>第33条(統計応答者の誠実応答義務)</p> <p>統計の作成に関する事務に従事する者から統計の作成を目的として質問または資料提出等の要求を受けた者は、信頼</p>	<p>第32条(統計応答者の誠実応答義務)</p> <p>統計の作成に関する事務に従事する者から統計の作成を目的として質問または資料提出等の要求を受けた者は、信頼</p>

<p>査事項に対して誠実に応答しなければならない。</p>	<p>性ある統計が作成できるように調査事項に対して誠実に応答しなければならない。</p>	<p>性ある統計が作成できるように調査事項に対して誠実に応答しなければならない。</p>
<p>第28条(秘密の保護)  ①統計作成過程で知った法人・団体または個人等の次の各号の一に該当する事項の秘密は保護されなければならない。  1. 名前・住民登録番号等個人または家計に関する事項であって他人に知られた場合個人または家計の私生活の秘密または自由を侵害するおそれがあると認められる事項  2. 法人・団体または個人等の経営・営業上秘密に関する事項であって他人に知られた場合法人などの正当な利益を著しく害するおそれがあると認められる事項  ②統計作成のため収集された法人・団体または個人等の秘密に属する資料は統計作成以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>第34条(秘密の保護)  ①統計の作成過程で知った事項であって個人や法人または団体等の秘密に属する事項は保護されなければならない。  ②統計の作成のために収集された個人や法人または団体等の秘密に属する資料は統計作成以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>第33条(秘密の保護)  ①統計の作成過程で知った事項であって個人や法人または団体等の秘密に属する事項は保護されなければならない。  ②統計の作成のために収集された個人や法人または団体等の秘密に属する資料は統計作成以外の目的に使用してはならない。</p>
<p>(第22条参照)</p>	<p>第35条(統計従事者等の義務)  統計従事者、統計従事者であった者または統計作成機関から統計の作成業務の全部または一部を委託されてその業務に現に従事していたり過去に従事した者は、職務上知りえた事項を業務以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p>	<p>第34条(統計従事者等の義務)  統計従事者、統計従事者であった者または統計作成機関から統計の作成業務の全部または一部を委託されてその業務に現に従事していたり過去に従事した者は、職務上知りえた事項を業務以外の目的に使用したり他の者に提供してはならない。</p>
<p>第5章 補則</p>	<p>第6章 補則</p>	<p>第6章 補則</p>
<p>第30条(資料提出要求)  ①統計庁長はこの法による職務遂行のために必要だと認める場合には統計作成機関の長に関係資料の提出を要求することができる。  ②第1項の規定による統計庁長の要求を受けた統計作成機関の長は、正当な理由のない限り</p>	<p>第36条(資料提出要求)  ①統計庁長は、この法による職務遂行のために必要だと認める場合には統計作成機関の長に関係資料の提出を要求することができる。  ②第1項による統計庁長の要求を受けた統計作成機関の長は、正当な理由のない限り</p>	<p>第35条(資料提出要求)  ①統計庁長は、この法による職務遂行のために必要だと認める場合には統計作成機関の長に関係資料の提出を要求することができる。  ②第1項による統計庁長の要求を受けた統計作成機関の長は、正当な理由のない限り</p>

<p>い限りこれに応じなければならない。</p>	<p>これに応じなければならない。</p>	<p>これに応じなければならない。</p>
<p>第31条(権限の委任・委託)  ①中央行政機関の長は、大統領令が定めるところによりこの法に基づく権限の一部を所属機関の長・特別市長・広域市長または道知事(特別市・広域市及び道の教育監を含む。以下この条で同じ)に委任したり他の行政機関長、指定機関の長または法人・団体に委託することができる。  ②特別市長・広域市長または道知事は、第1項によって委任された権限の一部をその委任した機関の長の承認を得て市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。教育長を含む。以下この条で同じ)その他所属機関の長に再委任する事ができる。  ③中央行政機関及び地方自治団体の長の権限の委任・委託と関連してこの法に規定されていない事項は「行政権限の委任及び委託に関する規定」を準用する。</p>	<p>第37条(委任及び委託)  ①この法による中央行政機関の長の権限は、その一部を大統領令が定めるところに従って所属機関の長や特別市長・広域市長または道知事(特別市・広域市または道の教育監を含む。以下この条で同じ)に委任したり他の行政機関の長または統計作成指定機関に委託する事ができる。  ②特別市長・広域市長または道知事は、第1項によって委任された権限の一部をその委任した機関の長の承認を得て市長・郡守または自治区の区庁長(市・郡または自治区の教育長を含む)その他所属機関の長に再委任する事ができる。  ③統計庁長は、次の各号の一に当該する事務を大統領令が定めるところに従って統計の開発・振興または統計品質診断に関する事業を行う大統領令が定める機関等に委託する事ができる。  1. 統計の作成(統計の作成のための調査を含む)及び広報  2. 第10条の定期統計品質診断の実施  3. 第15条の統計作成技法の共同開発・伝授及び外国統計従事者の研修  4. 第32条の統計資料の提供</p>	<p>第36条(委任及び委託)  ①この法による中央行政機関の長の権限は、その一部を大統領令が定めるところに従って所属機関の長や特別市長・広域市長または道知事(特別市・広域市または道の教育監を含む。以下この条で同じ)に委任したり他の行政機関の長または統計作成指定機関に委託する事ができる。  ②特別市長・広域市長または道知事は、第1項によって委任された権限の一部をその委任した機関の長の承認を得て市長・郡守または自治区の区庁長(市・郡または自治区の教育長を含む)その他所属機関の長に再委任する事ができる。  ③統計庁長は、次の各号の一に当該する事務を大統領令が定めるところに従って統計の開発・振興または統計品質診断に関する事業を行う大統領令が定める機関等に委託する事ができる。  1. 統計の作成(統計の作成のための調査を含む)及び広報  2. 第9条の定期統計品質診断の実施  3. 第14条の統計作成技法の共同開発・伝授及び外国統計従事者の研修  4. 第31条の統計資料の提供</p>
		<p>第37条(違反行為の是正要求など)  ①統計庁長は、統計作成機関(統計作成指定機関を除く)がこの法律に違反して第41条第2項各号の一に該当する場合には、当該機関の長にその違反行為の是正を要求することができる。  ②統計庁長は、第1項による要求をするときにはその違反行為の再発防止またはその違</p>

		<p>反行為に関して責任がある関係者に対する問責のため必要な場合には、その違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分をあわせて要求することができる。</p> <p>③第1項及び第2項による要求を受けた統計作成機関の長は遅滞なくその違反行為の是正またはその違反行為に関して責任がある統計従事者または関係公務員に対する注意または懲戒処分など必要な措置をとり、その結果を統計庁長に通報しなければならない。</p>
<p>第32条(罰則適用における公務員擬制)</p> <p>第24条第4項の規定により中央行政機関・地方自治団体である統計作成機関の業務を委託された機関の役員及び職員に該当する者は、「刑法」第129条ないし第132条の適用においてこれを公務員とみなす。</p>	(該当条なし)	<p>第38条(罰則適用における公務員擬制)</p> <p>第29条第1項及び第36条第3項によって委託された業務に従事する機関などの役員・職員は、「刑法」第129条ないし第132条の適用においてこれを公務員とみなす。</p>
第6章 罰則		
<p>第33条(罰則)</p> <p>次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 第22条または第28条の規定に違反した者</p> <p>2. 統計作成のために収集された法人等の秘密に属する事項を、虚偽その他不正な方法により閲覧したり統計作成機関から提供された者</p> <p>3. 統計作成機関で統計作成・普及のために収集・保有・管理している調査表等基礎資料を無断で変更または抹消したり統計資料を故意に操作した者。ただし、統計作成機関内部において内容検討手続きまたは統計作成技法に従って調査・入力間違い等を修正または変更する場合を除く。</p>	<p>第38条(罰則)</p> <p>次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第32条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を、その目的以外の用途に使用したり、これを他の者に無断で提供した者</p> <p>2. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第32条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を欺瞞その他不正な方法により閲覧したり提供された者</p> <p>3. 統計作成機関で統計の作成または普及のために収集・保有または管理している調査表等基礎資料を無断で変更</p>	<p>第39条(罰則)</p> <p>次の各号の一に該当する者は3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第31条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を、その目的以外の用途に使用したり、これを他の者に無断で提供した者</p> <p>2. 統計の作成を目的として収集されたり提供(第32条第2項による提供を含む)された個人や法人または団体等の秘密に属する事項を欺瞞その他不正な方法により閲覧したり提供された者</p> <p>3. 統計作成機関で統計の作成または普及のために収集・保有または管理している調査表等基礎資料を無断で変更</p>

	<p>または抹消したり統計資料を故意に操作した者。ただし、統計作成機関内部において内容検討手続きまたは統計作成技法に従って調査間違いまたは入力間違い等を修正または変更する場合を除く。</p>	<p>または抹消したり統計資料を故意に操作した者。ただし、統計作成機関内部において内容検討手続きまたは統計作成技法に従って調査間違いまたは入力間違い等を修正または変更する場合を除く。</p>
<p>第34条(両罰規定) 法人・団体の代表者、法人・団体・個人の代理人・使用人その他従業員がその法人・団体または個人の業務に関して第33条第2号ないし第5号(原文ママ)の違反行為をしたときには、行為者を罰する他その法人・団体または個人に対しても各当該の号の罰金刑を課す。</p>	<p>第39条(両罰規定) 法人または団体の代表者、個人や法人または団体の代理人・使用人その他従業員がその個人や法人または団体の業務に関して第38条各号の違反行為をしたときには、行為者を罰する他その個人や法人または団体に対しても各当該の号の罰金刑を課す。</p>	<p>第40条(両罰規定) 法人または団体の代表者、個人や法人または団体の代理人・使用人その他従業員がその個人や法人または団体の業務に関して第39条各号の違反行為をしたときには、行為者を罰する他その個人や法人または団体に対しても各当該の号の罰金刑を課す。</p>
<p>第35条(過料) ①次の各号の一に該当する者は300万ウォン以下の過料に処する。 1. 第20条の規定による資料の提出を拒否または妨害したり虚偽の資料を提出した者 2. 第21条の規定によって統計従事者が行う関係資料の検査、調査資料の提出要求または応答要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料提出または応答をした者 3. 第26条第4項の規定に違反した者 ②指定機関が次の各号の一に該当する場合には1000万ウォン以下の過料に処する。 1. 第12条第4項の規定に違反した場合 2. 第15条及び第16条の規定による承認を得なかったり協議をせずに統計を作成したり統計作成を中止または変更した場合 3. 第17条第2項の規定による標準分類を使用しなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる分類を使用した場合</p>	<p>第40条(過料) ①統計作成機関が第13条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他の統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合には100万ウォン以下の過料に処する。 ②統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には500万ウォン以下の過料に処する。 1. 第19条第1項に違反して統計庁長の承認を得ないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合 2. 第22条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合 3. 第23条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合 4. 第28条第1項に違反して統計を公表しなかったり同条第4</p>	<p>第41条(過料) ①第22条第3項に違反して是正命令を履行しない者は300万ウォン以下の過料に処する。 ②統計作成指定機関が次の各号の一に該当する場合には200万ウォン以下の過料に処する。 1. 第12条第2項に違反して統計の作成の中止・変更要求その他の統計の作成・普及に関する事務の改善要求に応じない場合 2. 第18条第1項に違反して統計庁長の承認を得ないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり承認を得た事項を変更した場合 3. 第21条第1項に違反して統計庁長と協議しないで統計を作成した場合または統計の作成を中止したり協議した事項を変更した場合 4. 第22条第2項に違反して統計庁長が作成・告示する標準分類に従わなかったり統計庁長の同意を得ずに標準分類と異なる基準を適用して統計を作成した場合</p>

<p>4. 第17条第3項の規定による統計庁長の是正命令に違反した場合</p> <p>5. 第19条第3項の規定に違反した場合</p> <p>6. 第20条但し書き条項の規定による統計庁長の承認を得なかった場合</p> <p>7. 第23条第1項または第4項の規定による公表をしなかった場合</p> <p>8. 第23条第3項の規定による承認を受けなかったり第5項の規定による提出をしなかった場合</p> <p>9. 第24条第3項後段の規定に違反した場合</p> <p>10. 第26条第5項の規定に違反した場合</p> <p>11. 第30条第2項の規定に違反した場合</p>	<p>項の規定に違反して統計庁長と協議しないで統計を公表した場合</p> <p>5. 第28条第3項に違反して統計庁長の承認を得ずに統計を公表しなかったり同条第5項に違反して統計庁長に統計結果を提出しない場合</p> <p>6. 第29条第3項後段に違反して資料を提出しない場合</p> <p>7. 第36条第2項に違反して資料を提出しない場合</p> <p>③次の各号の一に当該する者は 300万ウォン以下の過料に処する。</p> <p>1. 第23条第3項に違反して是正命令を履行しない者</p> <p>2. 第24条第4項に違反して公共機関から提供された行政資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>3. 第26条第3項に違反して資料の提出を拒否または妨害したり虚偽の資料を提出した者</p> <p>4. 第27条第2項に違反して関係資料の提出要求または応答要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料提出または応答をした者</p> <p>5. 第31条第3項または第32条第4項に違反して統計作成機関から提供された統計資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>6. 第33条に違反して職務上知りえた事項(秘密に属する事項を除く)を業務以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p>	<p>5. 第27条第1項に違反して統計を公表しなかったり同条第4項の規定に違反して統計庁長と協議しないで統計を公表した場合</p> <p>6. 第27条第3項に違反して統計庁長の承認を得ずに統計を公表しなかったり同条第5項に違反して統計庁長に統計結果を提出しない場合</p> <p>7. 第28条第3項後段に違反して資料を提出しない場合</p> <p>8. 第35条第2項に違反して資料を提出しない場合</p> <p>③次の各号の一に当該する者は 100万ウォン以下の過料に処する。</p> <p>1. 第24条第4項に違反して公共機関から提供された行政資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>2. 第25条第3項に違反して資料の提出を拒否または妨害したり虚偽の資料を提出した者</p> <p>3. 第26条第2項に違反して関係資料の提出要求または応答要求を拒否・妨害・忌避したり虚偽の資料提出または応答をした者</p> <p>4. 第30条第3項または第31条第4項に違反して統計作成機関から提供された統計資料(秘密に属する事項を除く)を提供された目的以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p> <p>5. 第34条に違反して職務上知りえた事項(秘密に属する事項を除く)を業務以外の目的に使用したり他の者に提供した者</p>
<p>第36条(過料の賦課手続き)</p> <p>①第35条第1項の規定による過料は大統領令または規則が定めるところにより中央行政機関の長、特別市長・広域市長・道知事または市長・郡守・区庁長(以下「賦課権者」とい</p>	<p>第41条(過料の賦課手続き)</p> <p>①第40条第1項及び第2項による過料は中央行政機関の長(同条第3項第4号・第5号及び第6号の場合過料処分の対象者が統計作成指定機関の統計の作成に関する事務に従事</p>	<p>第42条(過料の賦課手続き)</p> <p>①第41条第1項及び第2項による過料は統計庁長が、同条第3項による過料は中央行政機関の長(同条第3項第4号・第5号及び第6号の場合過料処分の対象者が統計作成指</p>

<p>う)が賦課・徴収する。</p> <p>③第35条第2項の規定による過料は大統領令が定めるところにより統計庁長(以下「賦課権者」という)が賦課・徴収する。</p> <p>③第1項または第2項の規定による過料処分に不服がある者はその処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。</p> <p>④第1項または第2項の規定による過料処分を受けた者が第3項の規定によって異議を提起したときには賦課権者は遅滞無く管轄裁判所にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は非訟事件手続法による過料の裁判をする。</p> <p>⑤第3項の規定による期間内に異議を提起せずに過料を納付しないときには国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。</p>	<p>する者から資料の提出を要求されたり質問を受けた者または統計作成指定機関から統計資料を提供された者や統計作成指定機関の統計従事者、統計作成従事者であった者または統計作成指定機関から統計の作成の全部または一部を委託されてその業務に現に従事していたりかつて従事した者である場合には統計庁長)または地方自治団体の長(以下「賦課権者」という)が大統領令が定めるところによって賦課・徴収する。</p> <p>②第1項による過料処分に不服のある者はその処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。</p> <p>③第1項によって過料処分を受けた者が第2項によって異議を提出したときには、賦課権者は遅滞無く管轄裁判所にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」に従って過料の裁判をする。</p> <p>④第2項による期間内に異議を提起せずに過料を納付しないときには国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。</p>	<p>定機関の統計の作成に関する事務に従事する者から資料の提出を要求されたり質問を受けた者または統計作成指定機関から統計資料を提供された者や統計作成指定機関の統計従事者、統計作成従事者であった者または統計作成指定機関から統計の作成の全部または一部を委託されてその業務に現に従事していたりかつて従事した者である場合には統計庁長)または地方自治団体の長(以下「賦課権者」という)が大統領令が定めるところによって賦課・徴収する。</p> <p>②第1項による過料処分に不服のある者はその処分の告知を受けた日から30日以内に賦課権者に異議を提起することができる。</p> <p>③第1項によって過料処分を受けた者が第2項によって異議を提出したときには、賦課権者は遅滞無く管轄裁判所にその事実を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」に従って過料の裁判をする。</p> <p>④第2項による期間内に異議を提起せずに過料を納付しないときには国税または地方税滞納処分の例によってこれを徴収する。</p>
(付則は省略)	(付則は省略)	(付則は省略)

# 資料6 金昊晟(キムホソン)『統計法全部改正法律案(政府提出) 検討報告書』

(訳注：金昊晟氏は国会議員ではなく、経済財政委員会所属の立法職公務員である)

統計法全部改正法律案(政府提出) 検討報告書  
2006. 4

経済財政委員会 専門委員 金昊晟

## 目次

I. 提案経緯	1
1. 提出者	1
2. 提出日	1
3. 回附日	1
II. 提案理由	1
III. 主要内容	1
II. 検討意見	4
1. 総則(案第1章)	4
2. 統計作成・普及及び利用の基盤構築(案第2章)	6
①国家統計委員会の設置(案第6条)	6
②統計責任機関の指定及び運営(案第7条)	9
③統計作成機関の人力及び予算の確保韓国制度導入(案第8条)	10
④統計品質診断実施に対する法的根拠用意(案第10~12条)	12
3. 統計作成指定機関及び指定統計の指定など(案第3章)	15
①統計作成指定機関に対する職権指定制度導入(案第16条)	15
②指定統計の定義及び指定要件などの具体化(案第18条)	17
4. 統計の作成・普及及び利用(案第4章)	19
①統計作成承認制度補完(案第19条及び第20条)	19
②統計作成目的の行政資料共有(案第25条)	20
③資料提出命令制度の補完(案第26条)	23
④統計公表事前協議制度の廃止のなど統計公表制度補完(案第28条)	24
⑤その他	25
5. 統計応答者の義務及び保護(案第5章)	26
6. 補則及び罰則(案第6章及び第7章)	26
7. 権限の委任・委託規定の補完(案第37条)	26
①罰則規定の整備(案第38条~第41条)	27
(1)罰金及び過怠料上限の印象	28
(2)政府機関に対する制裁手段確保問題	29
(3)過怠料の賦課手順	29
参考資料-1 政府承認統計作成現況(2006. 4. 1現在)	32
参考資料-2 現行統計委員会組織現況	34
参考資料-3 国家別統計委員会現況	35
参考資料-4 国家別行政資料共有制度	36
参考資料-5 作成機関別活用可能行政資料及び活用分野	37



参考資料-6 罰則改正内容整理	39
参考資料-7 統計法全部改正案 文言上の調整 (訳注: ページ数は原文でのページ数)	41

## I. 提案経緯

1. 提出者: 政府
2. 提出日: 2006. 3. 30
3. 回附日: 2006. 3. 31

## II. 提案理由

政府政策の樹立・評価と経済・社会現象の研究・分析などの基礎資料として生かされている公共財性格を持つ統計が、信頼性・正確性・時宜性及び一貫性を確保できるように統計の作成・普及および利用に関する制度を改善・補完しようということである。

## III. 主要内容

### ① 国家統計委員会の設置(案第6条)

従来、統計庁に置かれていた統計委員会を、財政経済部に置く国家統計委員会に拡大・改編して統計制度の改善・発展、統計作成機関間の協力及び重複する統計の調整、統計の品質向上などに関する事項を審議するようにすることで統計政策の樹立・調整機能を強化する。

### ② 統計品質診断制度の導入(案第10条から第12条まで)

統計庁長は10年の範囲内で大統領令が決める期間ごとに、または一定の事由が発生するときに統計作成機関が作成する統計に対して統計品質診断を実施することとし、統計作成機関の長は毎年自己的に所管統計に対して統計品質診断を実施することにする。

### ③ 職権による統計作成指定機関指定制度導入(案第16条)

政府政策の樹立・評価等に広く生かされる統計を作成する機関などが統計作成指定機関指定申請をしない場合、統計庁長は該当機関の等に指定申請を勧告できるようにして、統計庁長の勧告にかかわらず指定申請をしない場合には統計庁長が国家統計委員会の審議を経て統計作成指定機関に指定できるようにする。

### ④ 統計作成承認の取消制度導入(案第20条)

統計庁長の統計事務改善要求に応じなかったり統計作成承認拒否事由に該当するようになった場合等には統計作成の承認を取り消すように制度を補完する。

### ⑤ 統計の作成のための公共機関行政資料の提供(案第25条)

中央行政機関または地方自治団体が要請する場合公共機関の長は、正しい事由のない限り保有している行政資料を提供するようにする。

### ⑥ 統計の公表制度改善(案第28条)

統計作成機関が統計を公表する前に義務的に統計庁長と協議するようにした制度を廃止

して、統計の作成を完了した場合の遅滞無く公表するようにすることで不必要な規制を無くして統計の利用をより円滑にする。

#### ⑥統計資料提供申請制度の法的根拠明確化(案第32条)

従来は大統領令に基づいて統計作成などの目的に統計資料を利用しようとする者の統計資料提供申請制度を運営していたところであるが、同制度を法律に直接規定して法的根拠を明確にした。

### IV. 検討意見

2006年3月30日に政府によって提出され、3月31日に財政経済委員会に回付されてきた「統計法全部改正法律案」は、統計の生産及び活用の基盤となる各種制度を整備して、統計の生産及び活用段階別効率的な管理体系を準備することで国家統計の質を画期的に改善するための法制度的基盤を造成しようということである。

この改正案は7章41ヶ条文(現行26ヶ条文)として構成されているところであるが、各章別主要改正内容に対する検討意見を申し上げる。

#### 1. 総則(案第1章)

改正案は総則で現行統計法の目的及び基本理念を具体化して(案第1条及び第2条)、用語の定義を一部追加または補完し(案第3条)、国家などの責務条項を新設(案第4条)している。

現行統計法は統計の作成に関する事項を中心に法体系が構成されていたが、改正案は統計データベースの構築・関係・統合(案第29条)、統計資料利用要請権の新設(案第32条)など統計の普及と利用に関する事項を補完する一方、国家統計委員会の設置(案第6条)、統計責任官制度の運営(案第7条)、統計品質管理制度の導入(案第10条～第12条)など国家統計作成・普及・利用の基盤造成に関する事項を強化している。

改正案は法目的を「統計の作成・普及及び利用とその基盤構築などに関して必要な事項を決めることにより、統計の信頼性と統計制度運用の効率性を確保することを目的とする。(案第1条)」だと規定しているのだが、改正統計法の体系及び立法趣旨に符合することと判断される。

□ただし、国家などの責務の中、統計庁長の責務(案第4条第2項)に関連して、改正案は「統計が社会発展に貢献するように統計の作成・普及及び利用を拡大する事ができる措置を講じなければならない。」とのみ規定しているが、これでは中央統計機関としての統計庁の責務が明確に提示されないようにみえる。

すなわち、我が国は統計庁が相当数の大規模基礎統計の生産を担当していたが、各部処及び機関において所管及び必要にしたがって統計の生産を個別的に担当している「分散型に近い統計制度」を取っている。原注1)

このような分散型統計制度の下で個別統計作成機関で作成する統計間の一貫性と体系性・整合性を維持するために国家統計全般に対する調整と管理に関する中央統計機関の責務は非常に重要なことである。

このような点を考慮して現行統計法では中央統計機関として統計庁に統計作成に関する承認権(第8条)、標準分類の作成及び告示(第17条)などに関する権限を附与しており、改正案でも定期・臨時統計品質診断(案第10条及び第11条)及び統計作成取消権(案第19条)を導入して統計調整に関する権限を強化している。

したがって中央統計機関として統計庁の責務の重要性を考慮して国家統計全般に関する調整と管理に関する責務を明示的に規定する案を検討する必要がある。

## 2. 統計作成・普及及び利用の基盤構築(案第2章)

### ①国家統計委員会の設置(案第6条)

改正案は統計制度の改善・発展に関する事項、統計の発展のための長・短期計画に関する事項などを審議するために財政経済部長官を委員長(副委員長は民間委員中委員長が任命する1人)として25人以内の委員で構成される国家統計委員会を財政経済部に置くようにしている。

現在、統計法に直接根拠を持たないが、「統計委員会規定」(大統領令)に基づいて統計庁長の諮問機構として統計委員会及び7個の分科委員会が統計庁所属下に設置されて運営されている。原注2) しかし現行統計委員会(委員長:統計庁長)は統計庁傘下の単純諮問機構であり、①その権威と機能が国家統計全般に対する政策樹立及び総合調整機能を遂行するのに適格的でなく、②統計委員会開催実績及び出席率が良くなく委員会運営が形式化されているという批判が多い。原注3)

したがって国家統計全般の総合調整機能を遂行して中長期国家統計発展計画を樹立する等、国家統計システムの発展のための実質的な審議ができるように統計委員会の権威及び機能の強化が必要である。原注4) そのため財政経済部長官を委員長として中央行政機関長その他統計作成機関の長及び委員長が委嘱する民間委員で構成される国家統計委員会を財政経済部傘下に設置して、国家統計に関する主要事項を審議することとする改正案の立法趣旨は妥当であると評価される。

ただし、国家統計委員会の所管問題に関連して国家統計委員会を財政経済部傘下に置く場合、経済統計分野中心に視角が偏重して人口・社会統計など他の分野統計の改善・開発に疎かにされる恐れがあるという批判が提起される。

この問題を解決するために、国家統計委員会を国務総理傘下に設置する案などを考慮することができるが、現行の政府組織法(第27条)によると原注5)、財政経済部は①統計庁を外局として置いており、②多数部処関連経済政策を総括調整する機能を遂行しているという点を考慮するとき、国家統計の総合調整機能の専門性確保のために改正案のように国家統計委員会を財政経済部傘下に置くことがより合理的な代案であると判断される。

しかし国家統計委員会を財政経済部傘下に置く場合にも、国家統計委員会が多様な観点で審議ができるように、国家統計委員会の委員構成と分科委員会及びその委員の構成時につりあいをもった按配をする等の補完がなければならない。

□一方、改正案には分科委員会構成に関する根拠規定がないが、国家統計委員会の効率的な運営と分野別統計政策に関する深度ある審議のために分科委員会に関する根拠規定を法律に置いてその構成及び運営の細部事項に関して大統領令に委任する必要があると判断される。

### ②統計責任官の指定及び運営(案第7条)

改正案は統計作成機関の長が所管機関統計業務の総合・調整及び品質管理に関する事務などを総括する統計責任官を指定・運営することとして、統計責任官を指定または変更したときに遅滞無く統計庁長に通報することとしてある。

国家統計の効率的な作成及び普及のためには、統計作成機関別所管統計に対する総合的な管理と統計作成機関の間の有機的な協力関係の形成が必須である。しかし、現在、統計庁、農林部、労働部、韓国銀行などを除外した大部分の統計作成機関は統計専担部署がなく、1~2人程度の職員が統計業務を遂行している等、国家統計インフラとして統計要員と条織が非常に脆弱であるのが実情である。原注6)

このように国家統計の効率的な作成と普及のために個別統計作成機関から統計専担組織の確保が必須であるはずだが、現在統計作成機関の限定された要員と予算状況を考慮する

と、統計作成機関別統計責任官の指定と運営は統計業務窓口を一元化して統計作成機関の間通じ合い及び協力を強化するために必要最小限の立法措置であると見える。

ただし、統計責任官指定制度が期待される成果を収めるためには統計責任官の頻繁な移動を止め（原注7）、成果給などインセンティブ制度を最大限活用する等統計責任官が統計業務に対する専門性と責任性を確保することができる条件が裏づけられなければならないものと判断される。

### ③統計作成機関の要員及び予算の確保勧告制度導入(案第8条)

改正案は統計作成機関の長が統計の作成及び普及に必要な要員と予算の確保のために努力して、必要な要員と予算が著しく不足すると判断される場合統計庁長が統計作成機関の長にその確保を勧告できるようにしている。

適正水準の統計要員と予算の確保は新しい統計需要に積極的に対応して、高品質の信頼性ある統計を作成・普及するための前提条件である。しかし以前から指摘されているとおり、韓国の統計要員及び予算（原注8）は統計庁など一部統計作成機関を除外すれば非常に脆弱である状況であり、外国の事例に照らせば韓国の統計企画・分析要員は先進国の1/10水準に過ぎない。

このように劣悪な統計要員・予算実態に鑑みると、統計作成機関の統計の要員及び予算確保勧告制度の導入の必要性が認定される。しかし国家中央統計機関として統計庁の統計作成機関に対する要員及び予算に対する統制権限のない状況での勧告権限は、その実効性を持ちにくい問題がある。したがって統計作成機関に対する要員及び予算の確保勧告制度が実効性を持つために統計庁が現行統計法で許されている資料提出要求権（第7条）、予算・要員及び技術などの支援（第21条）などを積極的に活用して統計作成機関の統計要員・予算に対する分析と必要な場合積極的な改善勧告措置及び支援を並行すべきである。中長期的には、分散型統計制度を行なっているアメリカと日本で施行している統計予算予備検討制の施行（原注9）を検討する必要がある。

### ④統計品質診断実施に対する法的根拠の用意(案第10条～第12条)

改正案は統計庁長が統計の作成及び普及の全過程に対して10年の範囲内で大統領令が決める期間ごとに「定期統計品質診断」を実施しなければならず（案第10条）、統計作成機関による自己品質診断の未実施または統計の品質低下に対する相当な理由のある場合「随時品質診断」を実施できるようにし（案第11条）、統計作成機関の長は所管統計に関して毎年「自己統計品質診断」を実施するものとしている（案第12条）。

これまで統計作成機関の統計品質管理（原注10）に対する認識が不足して統計作成・普及・利用の全過程に対する評価と改善活動が不十分であったところであり（原注11）、これは類似・重複統計の生産、誤った調査方法による統計作成など統計品質低下につながって国家統計全般に対する信頼性を低下させる原因となっている。

統計利用者が信頼がもてて、政府政策決定を効果的に支えることができる高品質の統計生産のために統計品質管理制度の導入と定着が至急に必要とされる時点である。このような社会的要求に応じて統計庁は「国家統計品質診断方針（'06年～'08年）」を樹立して2006年から2008年までの3ケ年の間、統計作成機関において生産するすべての国家統計に対して品質診断を実施する計画である。

改正案は、統計品質管理制度に対する法的根拠を準備する一方で統計品質診断の方式を中央統計機関である統計庁が実施する定期統計品質診断及び臨時統計品質診断、統計作成機関から毎年実施する自己品質診断に細分化して統計品質診断の種類別実施事由（免除事由）と実施時期などを摘示し、定期統計品質診断と自己統計品質診断を義務事項に規定する等国家統計の品質向上のために妥当な立法措置であると評価される。

□ただし、統計品質管理制度を導入・施行する際に次のような点に留意するべきである。

第一に、現在の大部分の統計作成機関は自己品質管理のためのシステムや要員などを保有していないこと。これは毎年義務化する自己統計品質診断の形式化を招く恐れがある。したがって統計庁は統計作成機関の統計品質管理に対する認識向上と協調を誘導する一方、統計類型別品質管理技法の開発と品質管理マニュアルを製作・普及する等、統計作成機関に対する技術支援の裏づけがされなければならない。

第二に、統計品質診断が効果性を持つためには、品質診断結果を反映して該当統計作成機関に対する統計作成・普及に関する事務改善を要求(案第13条)するなど積極的な改善措置を通して換流(feedback)機能を強化するべきである。

第三に、統計品質診断制度の透明性を確保して統計品質診断結果に対する評価と制度改善に関する事項を審議するために「統計品質診断評価委員会(仮称)」を構成する案を検討する必要がある。これに関連して改正案に国家統計委員会(案第6条)の審議事項として「統計の品質向上及び評価?点検に関する事項」が規定されている点を考慮するとき、「統計品質診断評価委員会(仮称)」を国家統計委員会の分科委員会の形態として構成することが適切なことと思われる。

最後に統計品質診断に対する経験と知識を共有・蓄積するために統計品質診断結果及びこれに従う改善措置と改善内容などを収録した「統計品質診断管理白書」の発刊を検討する必要がある。

### 3. 統計作成指定機関及び指定統計の指定など(案第3章)

#### ①統計作成指定機関に対する職権指定制度導入(案第16条)

改正案は政府政策の樹立・評価等に利用される数量的情報を作成している機関などが統計作成指定機関に指定申請をしない場合に、統計庁長が相当な期間を決めて指定申請を勧告して、それでも勧告を受けた機関が指定申請をしない場合に国家統計委員会の審議を経て当該機関を統計作成指定機関に職権指定できることとしている。

現行統計法第4条による統計作成指定機関の指定制度は、政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に利用される主要な統計を政府機関(中央行政機関または地方自治団体)ではない公社・公団・協会・金融機関・研究機関など民間機関において作成する場合に当該機関を統計作成機関に指定して統計法の規制を受けるようにすることで当該統計に対する調整と管理の効率化を期するための趣旨である。

□現行統計法は該当機関の申請によってはじめて統計作成機関に指定する事ができる体系であり、改正案は必要な場合統計庁長の民間機関に対する統計作成機関への職権指定を許すことになるから民間機関に対する規制を強化することである。よって導入可否を判断するときに慎重を期する必要がある。

まず、①我が国の場合、分散型統計制度の下で国家政策決定に主要な影響を及ぼす統計の生産を協会など民間機関が担当する事例が多く、民間機関が作成する統計も信頼性を維持するために統計法によって管理される必要がある、②改正案は職権指定可否を決定するときに国家統計委員会の事前審議を経ることとして、職権指定制度の濫用を防止するための装置を講じている点などを考慮すれば、一面では制度導入の必要性が認定される。

しかし、①現行統計法体系から統計作成指定機関に指定される場合当該機関が作成するすべての統計に対して事前承認、統計品質診断など統計法の規制を受けるようになるので民間に対する過度な規制として作用する恐れがあるし、②過去、統計法で統計作成機関職権指定制度を導入していたけれども、民間統計作成機関の自律性を確保するために1999年この制度が廃止されたという点も一緒に考慮して制度導入可否に慎重を期するべきであると

判断される。

#### ①指定統計の定義及び指定要件などの具体化(案第3条及び第18条)

改正案は統計庁長が統計作成機関長の申請によって政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く生かされる統計を指定・告示するように規定している。現行統計法は統計作成機関から作成・普及する統計中特別に国家的に重要性が認定される統計を指定統計と指定・告示して、それ以外の統計を一般統計に区分している。2006年4月現在137の統計作成機関が作成する504個の統計中、人口住宅総調査など90個の統計が指定統計として指定・告示されている。

指定統計として指定・告示された場合、統計法によって一般統計とほとんど同一に管理されるが、指定統計の場合、①国家や地方自治団体が指定統計の作成時に個人や法人または団体の等に関係者料の提出命令権を行使できる(統計法第10条、案第26条)、②統計作成従事者の実地調査過程において資料提出要求または質問をした場合、関係者はこれに応じる義務を課し(案第27条)、③これに違反する場合の過料賦課対象となる(統計法第25条)という点で一般統計と違いがある。

現行統計法(第3条第2項)では、指定統計を「統計作成機関が作成する統計中、統計庁長が指定して告示する統計」と定義しており指定統計の意味と権威が不明確だったが、改正案ではこれを「統計作成機関から作成・普及する統計中、政府の各種政策の樹立・評価または異なる統計の作成等に広く生かされる統計として統計庁長が指定・告示する統計」としてより明確に規定したことは妥当な立法措置であると評価される。

□ただし、改正案は指定統計の指定要件に関して大統領令に委任していたが、指定統計の場合一般国民に対して資料提出命令権、実地調査応答義務、違反時の制裁などの義務が課されるので国民の予測可能性確保のために指定統計の指定要件(原注12)は統計法で明確に規定されなければならないと判断される。

#### 4. 統計の作成・普及及び利用(案第4章)

##### ①統計作成承認制度の補完(案第19条及び第20条)

改正案は統計作成機関の長が新しい統計の作成・承認事項の変更または承認を得た統計の作成を中止しようという場合、現行のように統計庁長の事前承認を得るようにするが、承認の例外事由及び承認の取消に関する規定を新設している。

統計作成の承認制度は統計作成機関の新規統計の作成及び変更・中止に対する事前承認を通じて類似・重複統計を防止して一定水準の統計品質を維持するために中央統計機関に附与された主要な統計調整権限に該当する。

これまで統計作成の承認制度は導入・運営されてきたが、承認例外及び承認取消制度が用意されておらず不適切だったり、いいかげんな国家統計などに対する法的濾過装置が不満であった。このような点を考慮するとき、改正案の承認例外及び承認取消制度の導入は適切な立法措置であると考えられる。

□ただし、最近の政府部処など統計作成機関が、統計庁の事前承認を得ない信頼性が不十分な統計を作成・公表したために国民的混乱を引き起こす事例が時々発生しているという点を考慮するとき、改正案は統計作成機関が未承認統計を作成する場合、これに対する対応手段が不満であると考えられる(原注13)。したがって統計作成機関が未承認統計を作成する場合、統計庁は必要な場合承認申請を促して、該当機関はこれに応じるべき義務を規定する等の補完を検討する必要がある。

## ②統計作成目的の行政資料共有(案第25条)

改正案は中央行政機関の長または地方自治団体の長が統計の作成のために必要な場合、公共機関の長に行政資料の提供を要請する事ができるし(案第1項)、該当公共機関の長は特段の事由のない限りこれに応じなければならず(案第2項)、資料の提供範囲及び方法等に関して資料要請機関の長と提供機関の長が協議して決定し(案第3項)、個人等情報保護のために統計作成目的以外の利用及び提供を禁止している(案第4項)。

個人の私生活の保護及び企業の秘密保護意識の拡散と調査相手の応答拒否と不良応答が増加する等、統計調査環境が日増しに悪化している状況で統計調査に公共機関が保有した行政情報を活用することは①統計の正確性を向上し、②調査相手の応答負担を軽減し(原注14)、③母集団把握などのための統計調査費用を低減する事ができて、④統計調査と行政資料の接続で多様な高級統計情報の産出が可能だという点等からその有用性が非常に大きいことである。

このような理由のためフランス、ドイツ、アメリカ、カナダなどOECD加盟国を含めた多くの国家で税務申告者料などの行政資料を積極的に活用して統計を作成してし、そのための法的・制度的装置(統計法、協定書締結など)を揃えていることが一般的な趨勢だ。原注15)

韓国の場合、統計作成目的の行政資料の活用実態を見れば、世帯対象統計の場合に行政資料を一部活用していたが(原注16)、事業所対象統計の場合、大部分統計調査に依存している等統計作成に有用な相当数の核心資料(税務申告者料、住民登録資料、事業者登録者料、4大社会保険資料など)が統計調査目的として生かされずに死蔵されている実情である。原注17)

このような点を考慮するとき、改正案は公共機関が保有する行政資料を活用する事ができる法的根拠を準備することにより、統計調査応答者の応答負担を軽減し、予算節減、統計の正確性の向上などのために必ず必要な立法措置であると判断される。

□ただし、制度運営において次のような点に対する考慮が必要であると考えられる。

第一に、改正案は中央行政機関長の要請時、当該公共機関が保有する行政資料を提供することとするが、「特段の事由」のある場合例外を認めているし、資料提供範囲・方法などを要請機関と提供機関が相互協議して決定することとしている。これは「特段の事由」の解釈及び関係機関との資料提供範囲などの協議の成否によって統計目的の行政資料の利用に相当な制約がかかる恐れがある。

したがって、実際には制度の運用過程において了解覚書締結、要員交流などの機関間相互交流の増進を通じて行政資料提供機関の理解と協調を誘導して統計目的の行政資料共有の必要性に対する認識を共有しようという努力を強化するべきである。

第二に、行政資料の共有に伴う個人情報保護装置の用意が必ず裏づけされなければならない。このような観点から改正案は行政資料提供時に資料提供機関が要請機関に必要な情報保護措置を要請できることとし(案第25条第3項)、行政資料の統計作成目的以外の使用及び無断提供などを禁止して(案第25条第4項)、違反時に罰則を賦課(案第38条及び第40条)することとする等、個人情報保護のために一応は適切な制度的装置を講じていることと判断される。

第三に、一般的に行政資料と統計調査の間の項目定義及び分類体系などが相異なるので統計作成のために行政資料を提供する場合にも、これを直接活用するには相当な難しさが多い。したがって制度導入の実効性を確保するために行政資料と統計調査の項目及び分類の間の標準化作業が平行しななければならない。

## ③資料提出命令制度の補完(案第26条)

現行統計法は中央行政機関の長または地方自治団体の長に限り、個人や法人・団体等

に資料提出命令権を附与していたが、改正案は統計作成指定機関が要請する場合であって指定統計の作成のために必要だと認定される場合に統計庁長が個人や法人・団体等に資料提出を命じることができる規定を新設している。これは応答拒否の増加のなど調査環境の悪化によって統計作成指定機関が直面する統計資料収集の現実的難しさを考慮したことである。

改正案から統計作成指定機関に対して資料提出命令権ではない資料提出命令要請権を附与したことは、統計作成指定機関の場合行政機関ではなく民間統計作成機関なので、国民の権利・義務を制約する資料提出命令権の授権はできるかぎり防がなければならないという趣旨であると理解でき、一面妥当なことであると判断される。

□しかし、改正案のように統計庁長を経由して資料提出命令を要請することとする場合、統計応答者の資料提出拒否・妨害など資料提出命令が必要なときに統計作成指定機関の長が個別事案別に統計庁長に資料提出命令権の行事を要請するべきなど煩わしい。統計作成指定機関が直面する統計基礎資料収集の支障を打開するためにどの程度実効性のあるのか未知数だと思われる。

したがって現在、韓国銀行（原注18）など統計作成指定機関も国家的に主要な基礎統計の作成を担当しているという点を考慮して統計作成指定機関の基礎資料収集余件を改善するためのより現実的な案の検討が必要であると思われる。

#### ④統計公表事前協議制度の廃止など統計公表制度補完(案第28条)

改正案は統計作成機関の長が統計を作成したときに、その結果を遅滞無く公表することとして既存の統計公表事前協議制度を廃止して即時公表制度を導入している。

現行統計法第15条による統計公表事前協議制度は、統計作成機関が作成した統計を公表する前に統計庁と事前協議を通して作成結果の妥当性を検討して作成方法上の誤りの是正を通して統計結果の信頼性を確保するための制度である。

しかし、統計公表事前協議制度の実際運営現況を見れば、①統計結果の公表前に短い協議期間の間に現実的に統計作成内容及び方法の妥当性を十分検討しにくい、②現在、公表協議免除規定(第15条第2項)によって事前協議が免除されている統計が全体作成統計の80%程度にいたっている等制度の効果的な運営がされていないのが実情である。

したがって、改正案のように実効性が大きくない統計公表事前協議制度を廃止して、統計作成方法及びその結果の正確性と信頼性の確保は新しく導入される統計品質診断制度を活用することが統計作成機関の自律性と責任性を強化しながら統計の質的水準を維持するための効果的な代案であることと判断される。

#### ⑤その他

その他、統計データベース構築・連携・統合(案第30条)に関する根拠及び統計資料利用要請権(案第32条)などの新設は作成された統計の普及を強化して、統計利用者に対するサービスを強化するためとして妥当な立法措置であると評価される。

#### 5. 統計応答者の義務及び保護(案第5章)

改正案は現行の統計応答者の秘密保護(案第34条)及び統計従事者の秘密維持などの義務(案第35条)に関する事項の他に統計応答者の誠実応答義務(案第33条)を新設している。

統計応答者の積極的な協力と誠実な応答が裏づけされなければ国家統計の正確性と信頼性を確保することができないという点で改正案のように統計応答者の誠実応答義務に関する事項を統計法に規定することが妥当であると考えられる。



## 6. 補則及び罰則(案第6章及び第7章)

### ①権限の委任・委託規定の補完(案第37条)

改正案は統計庁長が統計の作成及び広報、定期統計品質診断の実施などの事務を統計の開発・振興または統計品質診断に関する事業をする大統領令が決める機関等に委託できるようにして民間委託に関する根拠を新設する等権限の委任・委託規定を補完している。

行政権限の民間委託は 原注19) 単純事実行為である行政作用など国民の権利・義務と直接関らない事務を対象として行政組織の肥大化を抑制する一方、行政事務の能率性を高めて民間の特殊な専門知識や技術を活用し、国民に対する良質のサービスを提供するためにその活用が次第に拡大されている趨勢だ。

このような点を考慮するとき、改正案のように統計庁の事務中民間委託が可能な事務 原注20)を対象に民間委託の根拠を新設することは妥当であると判断される。

□ただし、民間委託に関する根拠を規定するとき、当該民間機関がその受託業務を行う際に贈収賄などの罪を犯した場合には、公務員と擬制して処罰する事ができる規定を同時に置くことが一般的なので、この点に対する補完が必要であると考えられる。原注21)

### ②罰金及び過料上限の引き上げなど罰則規定整備(案第38条～第41条)

改正案は、統計法違反に対する制裁手段として罰金上限を現行1千万ウォン以下から3千万ウォン以下に、過料賦課上限を違反行為によって現行300万ウォン(200万ウォン、100万ウォン)以下から1千万ウォン(500万ウォン、300万ウォン)以下に引き上げる一方、統計法全部改正によって新設・廃止または改正された内容にあわせて刑罰及び過料賦課根拠を整備している。原注22)

#### (1)罰金及び過料上限の引き上げ

□統計法の義務規定違反に対する罰則の適用は、国民に対する身体の自由または財産権の侵害ないし制限に該当するので、改正案のように罰金及び過料上限を一律に引き上げるよりは違反行為の可罰性の程度に照らしてその妥当性可否を事案別に審査する必要がある。

まず、個人・法人・団体などの秘密(一般情報)に属する事項の目的外使用または無断提供行為など、情報保護義務違反に対して罰金上限を引き上げる(過料新設)ことは、行政資料の共有、統計資料の提供及び利用の活性化とともに個人・団体・法人などの情報(秘密)に対する保護装置を強化する必要があるから妥当なことであると見える。

しかし、そのほかの事務改善要求違反や資料提出命令違反などに対して統計作成指定機関または個人等に賦課する過料の上限の引き上げは、これまで統計法義務違反に対して過料を賦課した前例のなかった点を考慮するとき、民間に対する不必要な規制を強化する恐れがあるから慎重を期する必要があるものと判断される。

#### (2)政府機関に対する制裁手段確保問題

□統計作成機関が事務改善及び資料提出など統計法上の義務を違反する場合、公社・公団・協会のなど統計作成指定機関に対しては義務違反に対する制裁手段として過料を賦課する事ができる。

しかし、統計作成機関の中央行政機関や地方自治団体の場合、義務違反に対する制裁手段のない 原注23) 民間統計作成機関との衡平を阻害して、統計法の実効性確保を難しくしている。

このような点を考慮するとき、政府機関の統計法義務順守を確保するために機関警告制度

や統計担当職員に対する注意または懲戒要求権の導入などに対する検討が必要であると考えられる。

### (3)過料の賦課手順(案第41条)

改正案は統計庁長が統計標準分類の内容を変更・要約・抜萃して発刊する者に対し是正命令を出し、この命令に違反する場合制裁手段として過料賦課に関する規定を置いている(案第23条及び案第40条)。

□しかし、改正案は過料の賦課手順(案第41条)に関する規定において統計庁長の是正命令に違反した場合これに対する過料賦課主体を「中央行政機関の長または地方自治団体の長」として規定しているが(案第41条)、これは立法上の錯誤と判断される。したがって、過料賦課主体を是正命令権者の「統計庁長」として修正する必要がある。

原注1) 2006年4月1日現在、政府承認統計(計504種)作成現況を見れば、統計庁で大規模基礎統計を中心として53種の統計を作成しており、136個の各部処及び機関で451種の統計を作成している。【参考資料1】政府承認統計作成現況(2006.4.1現在)を参照。

原注2) 詳しい内容は【参考資料2】現行統計委員会組織現況を参照

原注3) 2004年統計委員会(本会議)の開催実績および出席率を見れば、開催回数は1回、出席率は43.4%に過ぎない。

原注 4) これと関連して【参考資料3】国家別統計委員会現況を参照

原注 5) 政府組織法第27条(財政経済部)

①財政経済部長官は、経済政策の樹立・総括・調整、貨幣・金融・国庫・政府会計・内国税制・関税・外国為替・経済協力および国有財産に関する事務を管掌する。

②統計の基準設定と人口調査および各種統計に関する事務を管掌するため財政経済部長官所属下に統計庁を置く。

原注6) 統計庁、「中期国家統計システム改革の方向」、2006年。

原注7) 「国家統計インフラ強化案」(政府革新地方分権委員会、2005年)によれば政府部処統計担当職員の統計業務担当機関が1年未満である場合が35%に達し、頻繁な移動により専門性確保に困難が大きいことが現れている。

原注 8) 「2004年統計要員および予算調査、統計庁」によれば、統計調査予算全体(931億ウォン)の51.4%(479億ウォン)が統計庁予算に該当するなど、特に地方自治体と民間指定機関等の統計予算確保に困難が大きいことが現れている。

国家別統計企画・分析要員実態の比較

(単位:名、各国の人口 100万人あたり統計要員)

国家名	韓国	オランダ	カナダ	デンマーク	豪州	米国
人員数	10	159	139	119	87	51

資料:統計庁

原注9) 日本の場合、「統計法」と総務省組織令に基づいて中央統計機関である総務省統計局が政府部署の統計予算に対する事前審査権を持っている。すなわち、予算要求段階から統計局が他部署の翌年度統計調査(予算)に対する妥当性を前もって審査し、財務省に意見書を提出している。アメリカの場合、行政管理予算処(OMB:Office of Management and Budget)で国家統計に対する総括調整機能を担当しており、統計予算に対する直接統制権限を保有している。「国家統計システム発展の案」李在亨,2004年) 統計庁に予算編成権限がない韓国の場合、日本式統計予算予備検討制が適合するものと判断される。

原注10) 統計品質管理(QMS:Quality Management for Statistics)とは、統計の質的水準を優秀に維持するために行われる全ての管理活動をいい、国連、IMF、OECDなど国際機関およびアメリカ、カナダ、イギリスなどの統計先進国では1980年代以降、統計品質管理制度を導入・運用中である。

原注11) 「2002年政府統計実態調査、統計庁」によれば、自己評価と統計調査業務に対する改善計画を樹立・施行している統計は全体調査対象の統計のうち42.2%に過ぎなかった。

原注12) 現行統計法施行令第5条では、指定統計の指定要件を1. 全国を調査対象とし、特別市・広域市・道別統計資料を生産する統計 2. 他の統計の母集団資料として広く活用可能な統計 3. 国際連合など国際機関で勧告する統一された基準および作成方法に従って作成する統計 4. その他指定統計として指定する必要があると統計庁長が認定する統計と規定している。

原注13) 改定案によれば統計作成機関が未承認統計を作成する場合、統計作成機関に限り罰金(500万ウォン)を賦課できるのみであり、政府部処や地方自治体に対する対応措置または制裁手段は不在なのが実情だ。

原注14) 「2003年統計応答実態調査、統計庁」によれば、1事業所あたり年平均25.1回の調査票を受け取るほど応答負担が大きいことが明らかになった。

原注15) これと関連して【参考資料4】国家別行政資料共有制度を参照

原注16) 例を挙げれば、統計庁は自治体人口動態申告資料(出生、死亡、婚姻、離婚)および法務部出入国管理所の出入国申告資料の提供を受けて人口推計、生命表、死亡原因統計、国際人口移動統計などの人口統計を作成中である。

原注17) これと関連して【参考資料5】作成機関別に活用可能な行政資料および活用分野を参照

原注18) 例を挙げれば韓国銀行は国民経済計算、産業連関表、輸出入物価指数など6個の指定統計と国際収支統計など10個の一般統計を作成している。

原注19) 「行政権限の委任および委託に関する規定」第2条第3号によれば、民間委託とは、各種法律に規定された行政機関の事務中、一部を地方自治単位ではない法人・団体またはその機関や個人に行わせ、その名義と責任の下で行使することをいう。

原注20) 改定案は民間委託により統計の作成および広報、定期統計品質診断の実施、統計作成技法の共同開発、外国統計従事者の研修、統計資料の提供と明示している。

原注21) 行政機関から委託された業務を遂行するか代行する法人・団体・機関およびそれに所属する役職員に対して法則適用について公務員として擬制する立法例として、「石油および石油代替燃料事業法」第50条、「高圧ガス安全管理法」第37条の2、「海洋汚染防止法」第78条、「水産物品質管理法」第52条など多数の立法例がある。

原注22) 詳細な罰則規定の改定内容は【参考資料6】罰則規定の整理 参照

原注23) 過料は行政主体が別の法人格を持つ行政客体の違反行為に対して賦課するものであり、中央政府機関と地方自治体は行政主体として過料の賦課対象ではなく、政府機関は同一な政府予算によって運営されるので過料を賦課しても徴収の実益がないという理由で、現在政府機関に対する過料は賦課されていない。

【参考資料1】政府承認統計作成現況(2006.4.1現在)

□機関別作成現況(単位:機関、種)

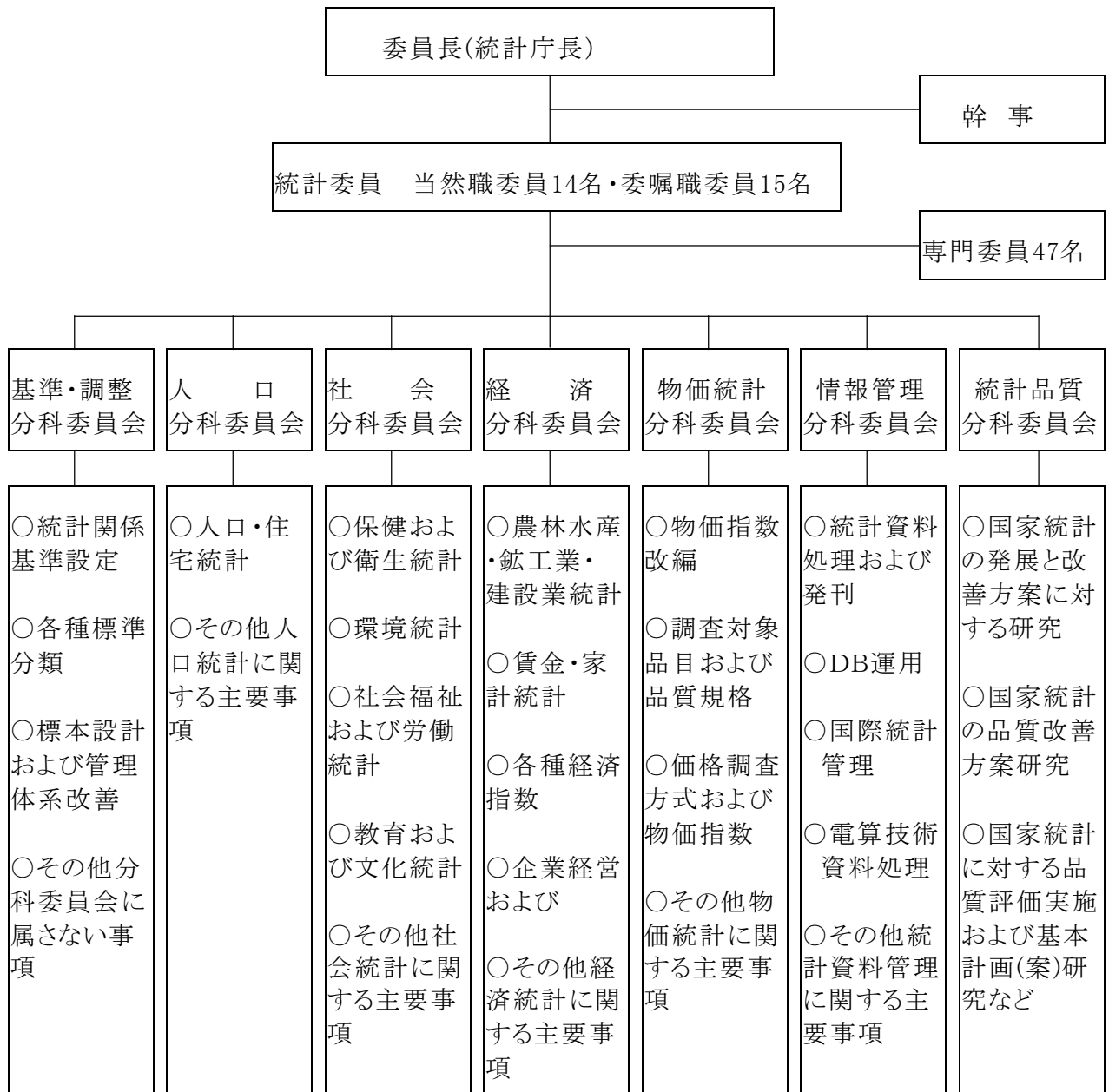
区 分	作成 機関別	作成 統計数	種類別		作成方法別		
			指定	一般	調査	報告	加工
計	137	504	90	414	270	174	60
政府機関	62	360	75	285	173	141	46
中央行政機関	30	257	59	198	130	109	18
統計庁	1	53	36	16	41	1	10
その他	29	205	23	182	89	108	8
地方自治団体	32	103	16	87	43	32	28
広域市・道	16	87	16	71	43	16	28
その他	16	16	0	16	0	16	0
統計作成指定機関	75	144	15	129	97	33	14
金融機関	10	33	9	24	20	10	3
公社・公団	23	41	2	39	18	20	3
研究機関	13	18	1	17	14	1	3
協会・組合	23	44	3	41	40	1	3
その他	6	8	0	8	5	1	2

□部門別作成現況(単位:種、%)

部 門	作成統計数		作成方法別		
	種	構成比	調査	報告	加工
計	504(52)	100.0(100)	270(41)	174(1)	60(10)
人 口	28(8)	5.6(15.4)	4(2)	19(1)	5(5)
雇用・賃金	31(1)	6.2( 1.9)	28(1)	3(0)	0(0)
物価・家計消費(所得)	16(5)	3.2( 9.6)	16(5)	0(0)	0(0)
保健・社会・福祉	82(4)	16.3( 7.7)	43(2)	37(0)	2(2)
環境	22(0)	4.4( 0.0)	10(0)	11(0)	1(0)
農林・水産	45(8)	8.9(15.4)	27(8)	17(0)	1(0)
鉱工業・エネルギー	30(5)	6.0( 9.6)	18(5)	8(0)	4(0)
建設・住宅・土地	27(4)	5.4( 7.7)	14(4)	10(0)	3(0)
交通・情報通信	38(1)	7.5( 1.9)	16(1)	22(0)	0(0)
卸小売・サービス業	12(7)	2.4(13.5)	12(7)	4(0)	0(0)
景気・企業経営	69(4)	13.7( 7.7)	52(2)	4(0)	13(2)
国民経済計算・地域経済	11(2)	2.2( 3.8)	1(1)	1(0)	9(1)
財政・金融	19(0)	3.8( 0.0)	4(0)	15(0)	0(0)
貿易・外国為替・国際収支	9(0)	1.8( 0.0)	4(0)	3(0)	2(0)
教育・文化・科学	41(0)	8.1( 0.0)	17(0)	21(0)	3(0)
その他	24(3)	4.8( 5.8)	4(3)	3(0)	17(0)

※)内の数字は統計庁作成統計現況である。

【参考資料2】現行統計委員会の組織現況



【参考資料3】国家別統計委員会現況

区分	名称	委員長	委員	主要機能	性格	事務局 役割	法的 根拠	備考
韓国	統計委員会	統計庁長	30名	統計作成・発展 ・改善業務諮問	諮問	統計庁	統計 委員会 規定	7個 分科会
日本	統計委員会	民間委員	11名	指定・報告統 計、標準分類な ど統計業務審議	審議	統計局	統計審 議会令	7個実務 グループ
フランス	統計諮問 委員会	経済財務 副長官	100 名余	年間業務計画 検 討および調整	諮問	統計・経 済研究院 局	2005- 333番 命令	16個分科
豪州	統計諮問 委員会	民間委員	18名	統計業務諮問、 年報発行	諮問	統計庁	統計法 第17条	
ドイツ	統計諮問 委員会	連邦 統計庁長	22名	統計開発業務 諮問	諮問	統計庁	連邦 統計法 第4条	
イギリス	統計 委員会	民間委員	8名	国家統計優先 順 位諮問、統計品 所 計 画	諮問	常勤10名		50個ほど の諮問委 員会
オランダ	中央統計 委員会		11名	統計計画および 協力、品質管理 業務	議決	統計庁 職員	統計法 第20～3 2条	20個ほど の諮問委 員会
デン マーク	理事会	統計庁長	7名	業務推進計画 お よ び 年 報 の 編 纂 等 の 諮 問	議決			
アメリカ	機関間統計 政策委員会	OMB統 計政策室	15名	連邦統計体系の 生産性・効率性 向上				統計ポー ータルサイ ト構築

【参考資料4】国家別行政資料共有状況

	アメリカ	カナダ	フランス	英 国	ドイツ
制度的装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センサス法6条、301d条</li> <li>・連邦法13条、26条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法12条、13条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務統計法7条付則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計庁 Framework document</li> <li>・了解覚書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計法8条</li> <li>・統計登録法</li> </ul>
活用資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録資料</li> <li>・付加価値税資料</li> <li>・法人税資料</li> <li>・個人所得（源泉徴収）</li> <li>・社会保障保険資料</li> <li>・関税資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録資料</li> <li>・付加価値税資料</li> <li>・法人税資料</li> <li>・個人所得（源泉徴収）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録資料</li> <li>・付加価値税資料</li> <li>・収益申告資料</li> <li>・法人決算資料</li> <li>・社会保障申告資料</li> <li>・個人所得資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録資料</li> <li>・付加価値税資料</li> <li>・法人税資料</li> <li>・個人所得（源泉徴収）</li> <li>・年金資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録資料</li> <li>・付加価値税資料</li> <li>・社会保障保険資料</li> </ul>
活用分野（統計作成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済センサス従業員4名未満事業者国税資料利用作成</li> <li>・調査誤謬補完</li> <li>・加工統計作成</li> <li>・自営業事業者に対する統計</li> <li>・輸出入統計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者国税資料利用作成</li> <li>・調査誤謬補完</li> <li>・加工統計作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者国税資料利用作成</li> <li>・小売卸売業・サービス業統計作成</li> <li>・人口住居統計</li> <li>・家計所得統計</li> <li>・法人企業統計作成</li> <li>・労働統計作成</li> <li>・調査誤謬補完</li> <li>・出生死亡統計作成</li> <li>・加工統計作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者国税資料利用作成</li> <li>・法人企業統計作成</li> <li>・調査誤謬補完</li> <li>・出生死亡統計作成</li> <li>・加工統計作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発中</li> </ul>
共通ID		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ID使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ID使用</li> </ul>		
秘密保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格適用</li> </ul>



【参考資料5】作成機関別活用可能行政資料及び活用分野

作成機関	行政資料	活用分野	統計庁担当課
法務部	※出入国申告資料	・国際移動統計開発 ・人口住宅総調査 実査および分析、比較資料	人口分析課 人口調査課
教育人的資源部	※国・公・私立教育機関決算書	・地域内総生産推計のための基礎資料	統計分析課
裁判所	戸籍資料	・人口住宅総調査の家系系譜事項(姓氏、本貫)の比較検討	人口調査課
財政経済部	※中央政府決算書	・地域内総生産推計のための基礎資料	統計分析課
行政自治部	※地方政府決算書	同上	同上
建設交通部	車両基本情報	・局部統計間接推計基礎資料	同上
	中古自動車売買情報	同上	同上
	建築物基本情報	同上	同上
	土地林野基本情報	同上	同上
農林部	※飼料製造業者現況	・糧穀消費量調査母集団確認および標本の基礎資料活用	農水産統計課
	※RPC(米穀総合処理場)現況	同上	同上
	配合飼料精算実績(魚類部門)	・漁業生産統計調査の結果分析参考資料	同上
海洋水産部	漁船統計資料	・漁業生産統計調査の母集団確認および結果分析参考資料	同上
	浅海養殖漁業権現況	同上	同上
国税庁	事業者(法人)登録申請書	・事業者関連統計調査 母集団(名簿)資料として利用	産業統計課 サービス業統計課
	事業者現況申告書	・事業者関連統計調査 母集団(名簿)資料として利用 ・地域内総生産推計のための基礎資料	サービス業統計課 統計分析課

	※付加価値税 課税標準資料	・業種別 市・郡・区別資料のみ提供を受ける	統計分析課
	※法人税 課税標準資料	同上	同上
	※事業所得税 課税標準資料	同上	同上
中央選挙管理委員会	※政党の活動現況および会計報告	同上	同上
調達庁	※調達特別会計企業会計決算報告書	同上	同上
特別市・広域市・道および市・郡・区	住民登録資料	・人口住宅総調査 実査および分析、比較検討	人口調査課
	土地台帳	・人口住宅総調査 調査区管理および小地域資料分析	同上
	建築物台帳	同上	同上
	糧穀加工業者現況	・糧穀消費量調査の母集団確認および標本の基礎資料活用	農水産統計課
	財産税および総合土地税 課税標準資料	・国富統計推計資料	統計分析課
	※住民登録法による人口移動資料	・人口移動統計作成資料	人口分析課
	※戸籍法による出生、死亡、婚姻、離婚資料	・人口動態統計作成資料	同上
	※埋葬及び墓地管理に関する法律による死亡申告資料	・死亡原因統計分析資料	同上
	営農(漁)組合法人、農業会社法人名簿	・農漁業法人事業者統計調査の母集団資料	農水産統計課
保険公団	医療および雇用保険	・母集団資料	産業統計課

※現在、該当機関から資料提出を受けて活用中の行政資料(訳注)「部」は日本の「省」に該当する。

【資料6】罰則改定内容整理 【資料7】統計法全部改正案 文言上の調整 は省略

## 資料7 統計法全文改正案 提案理由と主要内容

### ■提案理由

政府政策の樹立・評価と経済・社会現象の研究・分析等の基礎資料として活用されている公共財の性格を持つ統計が、信頼性・正確性・恣意性及び一貫性を確保できるように統計の作成・普及及び利用に関する制度を改善・補完する。

### ■主要内容

#### 1. 国家統計委員会の設置(案第6条)

従来、統計庁に置かれていた統計委員会を財政経済部に置く国家統計委員会に拡大・改編して統計制度の改善・発展、統計作成機関間の協力及び重複する統計の調整、統計の品質向上などに関する事項を審議することにより統計政策の樹立・調整機能を強化する。

#### 2. 統計品質診断制度の導入(案第10条から第12条)

(1)統計の信頼性を高めるために統計作成機関の統計作成及び普及の過程全般に対する統計品質診断を実施する必要がある。

(2)統計庁長は、10年の範囲内で大統領令が決める期間ごと、または定められた理由が発生したときに統計作成機関が作成する統計に対して統計品質診断を実施することとし、統計作成機関の長は毎年自主的に所管統計に対して統計品質診断を実施することとする。

#### 3. 職権による統計作成指定機関指定制度導入(案第16条)

(1)統計作成指定機関は、指定を受けようとする機関等の申請によって指定することとなっているため、政府政策の樹立・評価等に広く生かされる統計を作成する機関等が自ら申請しなければ統計作成指定機関に指定出来ないが、これを改善する必要がある。

(2)政府政策の樹立・評価等に広く生かされる統計を作成する機関などが統計作成指定機関指定申請をしない場合、統計庁長は該当機関等に指定申請を勧告できることとし、統計庁枚の勧告にかかわらず指定申請をしない場合には統計庁場が国家統計委員会の審議を経て統計作成指定機関に指定できるようにする。

(3)指定申請をしない機関などが作成する統計を統計法の規律対象とされる統計の範囲に含めることができるようになることにより、統計品質診断等を通して統計の品質を高め、統計資料の秘密保護等に寄与することが期待される。

#### 4. 統計作成承認の取消制度導入(案第20条)

(1)従来、新しい統計を作成しようとする場合に統計庁長の承認を得ることとしていたが、その取消制度が準備されていなかった。

(2)統計庁長の統計事務改善要求に応じなかったり、統計作成承認拒否事由に該当するようになった場合等には統計作成の承認を取り消すように制度を補完する。

#### 5. 統計の作成のための公共機関行政資料の提供(案第25条)

(1)中央行政機関または地方自治団体が要請する場合、公共機関の長は正しい理由のない限り保有している行政資料を提供することとする。

(2)多様で実効性ある統計の作成が可能なることが期待される。

#### 6. 統計の公表制度改善(案第28条)

統計作成機関が統計を公表する前に義務的に統計庁長と協議することとした制度を廃止して、統計の作成を完了した後遅滞無く公表することにより、不必要な規制を無くして統計の利用をより円滑にする。

7. 統計資料提供申請制度の法的根拠の明確化(案第32条)

従来は大統領令に基づいて統計作成等の目的で統計資料を利用しようとする者の統計資料提供申請制度を運営していたが、同制度を法律に直接規定して法的根拠を明確にする。

## 資料8 『国政ブリーフィング』(<http://www.news.go.kr/>)での 統計法改正関連の記事

---

政府機関すべての統計作成時に性別区分  
両性平等の観点から国家政策樹立の助けとなるように

今後、政府機関で統計を作成するときは、作成機関が性別区分等を分析単位に含めて統計庁の承認を受けなければならない。

女性家族部はこのような内容の「統計法全部改正案」が 28日 国務会議を通過したと明らかにした。

今回の統計法改正を通じて性別分離統計生産の法的根拠が用意されることにより男女が直面している状況に対する比較分析が可能になり、男女別で異なる状況を正確な統計に基づいて体系的に点検する事ができるようになった。

これまで性別に伴う社会的・個人的状況が反映された統計が不足しており、両性平等観点から国家政策を樹立して実現するのに難しさがあったのが事実だ。

女性家族部は、「女性の社会進出拡大などにより女性に関連する問題の重要性が高じている時点において、性別分離統計生産のための法的根拠が用意されたことは政策樹立における両性平等観点が考慮される水準が一段階高まる重要な転換点になるだろう」と展望している。

この法律案は国会議決をへて確定される。

(2006年3月28日 女性家族部ペクヒョンソク bc703@choi.com)

---

政府の統計品質アップグレード  
品質診断義務化 下半期に国家統計委員会スタート

2006年下半期中に、経済副総理と各部長官達が参加する「国家統計委員会」がスタート、政府統計政策の樹立と調整の役割をすることになる。

また統計品質診断制度が導入され政府統計の品質が一段階アップグレードされる見通しである。

政府は 28日 国務会議を開いてこのような内容を骨組みとする統計法改正案を確定し、下半期中に細部施行令を決めて本格施行することにした。

政府は統計庁傘下におかれた既存の統計委員会を財政経済部の傘下の国家統計委員会に拡大・改編することにした。統計委員会の場合、機能上統計庁長の諮問機構に終わっていたが、国家統計委員会は経済副総理が委員長を勤め各省長官が委員として参加することになっており、その権威が大きく高まる。

特に部署間の緊密な協議を通して似たような性格の統計が重複して混乱を起こす問題点を解消する事ができることが期待される。

これと共に統計庁長は定期的に、または特定事由が発生するたびに統計作成機関の統計に対して品質診断を実施することとした。定期品質診断期間は統計庁の人力などを考慮すると5年に一回の割合で実施されると考えられる。統計作成機関においても毎年自主的に品質診断を実施しなければならない。

また中央行政機関や地方自治団体が統計作成のために行政資料を要請する場合、公共機関は正当な理由がない限り拒否出来ないこととした。ただし提供された資料を統計の作成以外に使用したり他人に提供した場合、最高3年以下の懲役罰を受けることになる。

これと共に統計作成機関が統計を公表する前に統計庁長と協議することが義務づけられていた制度を廃止し、統計作成が完了し次第公表することが出来るようにした。

(2006年3月28日 取材:パクチョルン記者 hero125@news.go.kr)

---

統計法改正の趣旨は民間の統計「自律・信頼」確保

[統計法改正に対する誤解と真実]①職権指定が政府の干渉か?

統計庁は、国家統計の信頼性を確保して統計利用者により正確な統計を提供するために現在の国家統計システムを改善する方向で統計法改正を推進している。

しかし一部の言論機関が、統計作成機関の職権指定制度などをとりあげ政府が民間の統計作成に対して干渉しようという意図だと歪曲報道をして統計法改正の本来の趣旨を誹謗している。

これに対して統計庁は、今回の統計法改正案に関連する一部言論の誤った報道を正し、改正内容について正確に知らせるために、『国政ブリーフィング』に4回にわたって「統計法改正 誤解と真実」を掲載することにした。〈编者注〉

掲載される論稿は①職権指定制度は政府の干渉か？ ②統計品質診断はどうして必要か？

③統計法は国家統計の基本インフラ ④専門家が見る統計法改正(ソウル大パクソンヒョン統計学教授)の順である。

最近、一部言論を通じて統計法改正に関する記事や意見が報道されている。これまで統計法改正に関して大きく関心を持たなかった言論でこのような問題を扱っているという点は非常に鼓舞されるものと考ええる。

報道記事と意見の主要内容を見れば、「政府で民間機関を統計作成機関に職権により指定し、該当民間機関が統計を作って発表する過程で政府が段階別点検を定期的を実施して政府が民間の統計作成過程を干渉しようとしている」とまとめられる。しかし、このような報道内容が統計法改正の目的をまともに認識し伝達しているのか疑問である。

#### 正確な統計提供するため

まず今回の統計法の改正目的は、国家統計インフラを強化して効率的な国家統計システムを構築し、政府政策の樹立及び執行・評価などの基盤となる国家統計の信頼性を確保して統計利用者が正確な統計を広く利用できるようにしようとするところにある。

現在我が国の統計作成システムを見れば、統計庁を含む政府機関だけでなく、統計作成機関指定の申請をしている韓国銀行、韓国電力公社など非政府機関を含んで137個の機関で各種政策樹立等に必要統計を個別的に生産している。

このように多くの機関で統計を生産していたら、統計の重複生産による予算の浪費だけでなく利用者の混乱を加重させる恐れがある。したがって政府では非効率的な統計作成に対する投資を防いで利用者の便宜を提供するために、副総理が委員長になる国家統計委員会を設置して国家統計の調整機能を強化しようとしている。

#### 職権指定は政府が恣意的には出来ない 統計委員会の審議を経てはじめて可能

このような国家統計の調整機能強化の一環として、現行統計法が持っている限界点を補完するため統計作成機関の職権指定制度を導入することとした。現行統計法によると国家統計を作成する機関が統計作成機関の指定を申請すれば統計庁長が指定することになっている。この場合国家の重要政策樹立だけでなく国際機構が要求する重要統計を作成する機関が統計作成機関の指定申請をしない場合、国家の重要統計が品質の担保なくそのまま国際機構に提供される等問題点を補完する装置がない。

例えば、OECDに提供しなければならない船舶建造統計の場合、関連協会が統計作成機関に指定申請をせず統計品質が確保された関連統計をOECDに提出するのに色々な難しさがある。このような問題点は国民を代表する国会で数のいくたびか指摘したことがある。

したがって新しい統計法改正案では、政府が民間の統計作成活動に干渉しようという意図ではなく、国家統計の品質を高めて国際機構との信頼性を確保するためにこの制度を導入するようにしたのである。この制度は、改正案でをみれば分かるように、国家政策樹立等のために重要な統計を生産しているが統計作成機関に指定されていない機関の中で、公共性を持ったきわめて少数の機関だけが対象になる。

またこの制度の適用は任意にできるものではない。該当機関を対象として相当期間の間に

指定申請をするよう勧告をし、勧告にもかかわらず該当機関から統計作成機関に指定申請をしない場合の主要部署の長官及び民間専門家などで構成された国家統計委員会の事前審議を経るものとした。

統計品質診断で信頼性が高まることを理解出来ないのか

統計品質診断制度は、政府が民間部門の「統計品質」を上げるという名分で民間機関の統計作成過程に干渉しようとして推進するものではないという点も明らかにしておく。

この制度は統計庁で作成する統計に対しては2002年から適用してきたし、2005年にこれまでに培ったノウハウを土台として品質診断方法に対するISO国際品質認証を受け、我が国国家統計全般へと拡散することが望ましいという各界意見の支持も得て施行する制度だ。参考として、IMF・OECDなど国際機構でもこの制度を通して統計の品質を高めるように強調している。

この制度の施行は、統計作成機関が自主的に決めた品質診断マニュアルを土台として自分が所管する統計に対する品質診断を毎年実施することを原則とするが、まずは統計作成機関の統計インフラ及び専門性などの不足のために体系的な品質診断の難しいことを考慮し、統計庁と統計関連専門家の生きているノウハウを伝授して正確で信頼性ある国家統計を生産して普及することに目的がある。

したがってこの制度は民間の統計作成過程に政府が干渉しようとするものではなく、要員と予算など統計インフラと専門性が不足する統計作成機関を支援するための制度である。

また統計品質診断は政府機関である中央行政機関と地方自治団体の場合はすべての統計が対象であるが、民間機関の場合全体に対して実施するのではない。

韓国銀行の「生産者物価調査」、「国民経済計算」、国民銀行の「全国住宅価格動向調査」、韓国電力公社の「韓国電力統計」など公共の目的で作成する統計の中で申請によって統計庁章から作成承認を得た統計のみを対象とし、10年以内を実施することになる。

民間統計作成機関の統計活動自律性の保障

民間統計作成機関の自律的な統計活動を保障するための努力も積極的に推進中だ。政府はこの間自律的な統計活動に対する干渉という誤解の素地があった統計結果公表事前協議制度を廃止する等、民間の自律的な統計作成活動がスムーズになされるよう統計行政改革を続けている。

最後に、この統計法改正案は、これまで言論等で提起された問題と専門家意見をたたき台として作成され、昨年10月に関係機関協議及び立法予告などの意見集約を通して提出された各界意見を反映する立法過程を経たものであることを明らかにしておく。

(2006年4月27日 統計庁チョンギナム統計政策課長 jungk@nso.go.kr)

---

私設不良統計で国が傷つく

[統計法改正に対する誤解と真実]②統計品質診断はどうして必要か?

私達は統計の洪水の中で生きている。朝から夕方寝床に着く時まですべてのいろいろな統計と取り組みながら生きている。毎日接する新聞、放送、インターネット媒体には数多くの統計数値や図表が引き合いに出されている。人々はこのような統計を通して自身の生活や会社、国の状態の見当をつけて必要な対策を立てたりする。

このように統計は個人や企業、国家の意志決定のための基礎資料の役割をするものであり、そのためになによりもその信頼性が裏づけされる必要がある。特に国家機関で作成される統計がいかげんに作成されるなら、その弊害は想像を絶する。このようないいかげんな統計をもとに作成される政策がまともに運用されることは期待できず、いかげんな定規では政策結果をまともに評価することもできなくなる。また国際機構等にまともに整理されていない統計を提出すれば国の恥をさらすことになる。

現在の国家統計作成実態



これまで我が国の統計は多くの発展をしてきた。政府樹立当時、まともな統計専担部署一つ無く出発したけれども、今や137の政府機関と民間指定機関で500種余りの統計を生産しており、基本的な統計は大部分包括していると言える。また統計の品質に対しても国際社会から悪くない評価を受けている。

表面的にはそのとおりであるが、一皮剥いてみれば事情が変わる。我が国の国家統計ひとつ、ひとつを調べれば多くの改善課題を抱えておくことも事実だ。大部分の政府部署で統計に対する認識がまだそれほど高くなく、統計専担部署を設置して専門要員を配置している機関は指折り数える程度に過ぎない。また統計調査企画、標本設計、現場調査、資料処理、結果分析など調査段階別に誤差を最小化するための品質管理チェック・リストを定め点検しながら統計生産をする部署も多くないのが事実だ。最近言論で国家統計の混乱した姿が報道されているのは、統計品質管理がまともに出来ない統計が生産されて流布されている結果に他ならない。

だれでも統計を作ることはできるが、まともな統計は簡単に作られるものではない。値うちある統計は広く使われている用語定義を使用しなければならず、代表性ある標本が抽出され、国際比較が可能な方法を使用し、厳しい現場調査管理も前提されなければならない。また調査結果に対する歪曲された解釈がないかどうか点検されなければならない。このように統計作成段階別に適合した方法を使用し精密な確認をしたあとで、役に立つ統計が作られることができると言えるのである。

#### 統計品質診断制度導入の理由

政府では、これまで相対的にゆるやかに運営されてきた国家統計に対する品質管理を厳格に実施する計画であり、そういう構想が現れたものが今回の統計法改正案だ。改正統計法では国家統計を生産しているすべての機関が周期的に統計品質診断を実施することを義務化している。

国家統計に対する品質診断は、統計作成機関が所管統計に対して自主的に実施することを原則としている。けれども大部分ノ統計作成機関が劣悪な統計作成環境のために自主努力だけで体系的な品質診断を実施しにくいために統計庁を中心として国内調査関連専門家が協力して統計別品質状態を把握して改善課題を探すための努力を進めている。

したがって統計品質診断制度は民間の統計作成過程に政府が干渉しようとするものではなく、国家統計全般に対して客観的な方法で品質改善課題を探し出すための制度である。

#### 多くの国ですでに実施中

このような統計品質管理制度は、EU国家、アメリカ、カナダなどいわゆる統計先進国で既に1980年代から実施してきている。それらの国では統計品質管理の重要性を認識して統計の正確性、迅速性はもちろん、利用者の利用目的に合う(Fitness for Users)統計を生産普及するための活発な動きを見せている。

例えば、カナダ統計庁の場合 1990年初めから統計品質に対する定義とガイドラインを作成して普及しているし、4年周期ですべての統計作成プログラムの品質状態を点検して2年ごとに改善履行点検を実施してきている。また欧州統計局(EUROSTAT)でも各EU国家に国家統計作成環境、手順及び産出物に対して専門性、信頼性、正確性、効率性、責任性などを保障するための15原則を踏まえたヨーロッパ統計実践事項を勧告している。

#### 統計の高品質化可能

改正統計法が効力を現すことになれば、国家統計を作成するすべての機関は各10年以内に国家統計に対する品質診断を実施することになる。統計品質診断対象機関は政府の統計作成機関はすべて含まれるが活用頻度が高い統計を生産する一部民間機関も指定機関に含まれるはずである。

このように「品質診断マニュアル」に従った客観的な品質診断作成を通じて、統計生産者と

利用者は統計別人力・予算など作成環境、企画、標本抽出、現場調査、公表など段階別品質管理実態、主要利用者達の満足程度、主題分野別改善課題などを一目瞭然に把握することになり国家統計全体の品質向上を早めることができる代案の用意が可能になっているといえる。

今回の改正統計法の統計品質診断規定は政府統計作成機関が率先垂範して利用者により品質の良い国家統計を提供する事ができるシステムを作るという政府意志の表現だ。したがってこれを民間機関統計に対する統制と見ることは話にならないことである。

(2006年5月1日 統計庁キムソルヒ品質管理課長 shkim@nso.go.kr)

---

民間統計干渉ではなく国家統計品質の向上目的

[統計法改正誤解と真実]③統計法は統計の基本インフラ

統計庁は国家統計インフラ強化方案の一つとして2005年初めより統計法改の正を推進してきており、2006年3月に統計法全部改正法律案が国会に提出されて現在国会財政経済委員会で審議中である。

最近国会から指摘された事項、言論が提起してきた問題点等を反映して統計作成機関と統計専門家の意見を取りまとめたたたき台を作成した後、昨年9月から立法予告と関係部処協議を経て現行26条からなる統計法を7章41条に全部改正する案を国会に提出した。

今回の統計法改正案は、国家統計の正確性・時宜性・信頼性など国家統計の品質向上、国家統計の作成・普及及び利用など統計の活用度及び利用便宜性向上、効率的な国家統計システムの構築と統計作成インフラ強化、統計応答者の負担軽減及び秘密保護強化に焦点を置いて作成された。

ところが一部新聞が報道・時評等で、政府が民間統計に対して干渉して管理統制しようとしている等統計法改正案を歪曲して報道している。そのため統計法改正案に対する正しい理解が必要であり、この文はそれを助けるためのものである。

適用対象は民間統計でなく国家統計

統計法改正案は中央行政機関・地方自治団体及び国家統計作成機関に指定された機関が作成する政府政策の樹立・評価または経済・社会現象の研究・分析等に広く利用される統計を統計法の適用対象統計と規定している。

国家統計は政策樹立・評価だけでなく民間の研究・分析活動及び主要意志決定に使われるように供給される公共財の性格を帯びており、政府機関が作成して供給しなければならないものであるが、我が国の場合は過去政府機関の統計作成能力が脆弱だったため国家の主要政策決定に使われる事実上の国家統計を韓国銀行・公社・公団・協会・政府出資研究機関など公共性が強い非政府機関が政府の委託を受けたり独自の必要によって国家統計の一部を作成してきている実態だ。

中央政府や地方自治団体が作成する統計は全部国家統計に当たるが、政府の指定を受けた非政府機関である統計作成機関が作成する統計の場合は政策の樹立・評価など公共の利益を目的に作成される統計だけが国家統計に含まれその他の統計は国家統計に含まれない。

また民間研究機関、民間調査機関などが個別的な必要や営利目的などで作成する統計はその性格上国家統計でなく、当然、統計法の適用対象ではない。したがって統計作成機関指定制度を通して民間統計に対して政府が干渉・管理・統制しようとしているという一部の報道は統計法改正案の趣旨と内容に合わない話と言えよう。

統計作成機関、原則的に申請によって指定

統計法改正案は現行統計法と同様に非政府機関が統計作成機関に指定申請をした場合、国家統計の信頼性の確保の観点から統計調査要員・予算など統計作成能力を検討して国家統計作成機関として指定している。国家統計作成機関に指定されれば該当機関が作る統計には公信力が附与されるだけでなく、統計作成機関は個人・法人・団体などに

対して統計作成のための資料提出要請をする事ができ、個人などには統計調査に対する応答義務が課されるほか、他の統計作成機関が保有する統計収集資料を利用し得る等統計業務遂行に必要な直・間接的な助けを受けることができる。

5月1日現在で政府機関を含む139の統計作成機関中、金融機関・公社・公団・協会・組合・政府出資研究所など76の非政府機関が当該機関の必要によって申請により統計作成機関として指定されている。

ところが国家統計作成機関に指定されていない機関が作成した事実上の国家統計が国際機関に提供されて大韓民国の国家統計として使われた事例があり、これに対して国会で国家統計の信頼性確保に問題が生じる素地があるという指摘を受けた。今回統計法改正案では指定を受けずに事実上の国家統計を作成する機関がある場合に、まず申請をするように勧告してこれに応じない場合には統計庁長が職権で統計作成機関に指定できるものとし、この場合にも必ず長官級及び民間専門家で構成された国家統計委員会の審議を経るようにすることで職権指定制度が濫用出来ないように制度化した。

### 信頼性の確保の為に国家統計品質診断制度化

最近、国家統計の品質問題が言論等から提起され続けており、不良な国家統計が政府・企業・個人の意志決定を間違った方向に導けば莫大な社会的費用を支払うことになるという点で国家統計の品質向上は至急な課題のひとつだ。

統計庁は統計品質管理の重要性を認識して、2002年から国際機関の品質診断方法をベンチマーキングして品質診断システムを作り統計庁の所管統計に対する品質診断を実施してきた。これまでに蓄積された経験を土台として昨年からは他の機関が作成する国家統計に対しても品質診断を拡大して実施している。このたび統計法を改正して正確で信頼性ある国家統計を作成するための道具として国家統計品質診断制度を法制化した。

この制度は、国家統計作成機関は統計庁が普及した統計品質診断システムによって毎年自主的に自分が所管する統計に対して品質診断を実施して改善事項を探して改善するものとし、統計庁は10年の範囲内で大統領令が決める期間ごとに定期的に国家統計の品質を診断するものとしている。これはすでに普及されている「品質診断マニュアル」に決められた基準と手順によって国家統計が作成されているかということを確認するものであり、個別の統計数値に対して政府が干渉したり管理するものではない。

統計品質管理制度は国際的に1980年代からその必要性が提起され、EU国家、アメリカ、カナダなど統計先進国で制度化している趨勢であり、IMF、OECDなど国際機関でもこれを各国に勧告している。

### 統計結果公表協議制も廃止 作成機関の独立性保障

現行統計法は、統計作成結果の妥当性及び間違いの是正などの信頼性確保を目的として統計作成機関が統計作成結果を公表する前に統計庁長と協議するようにしているが、統計法改正案ではこれを廃止して直ちに公表することとし、むしろ統計作成機関が作成した個別統計作成結果に対する管理や干渉を排除するようにした。

これは、国家統計品質診断制度の導入で統計作成機関が適正な基準と手順によって統計を作成するようになれば国家統計の品質を維持することができるためだ。また統計作成結果を直ちに公表するようにすることで国家統計の透明性も高まるようになった。

統計作成機関の独立性の基本は作成された統計結果公表の独立性の保障であるが、このような事実を看過し国家統計の信頼度向上のための措置を曲解して報道することは問題があると思われる。

### 国家統計利用・普及拡大及び統計情報利用便宜性の向上

国家統計は社会の公共財としてすべての国民が広く迅速で便利に利用できるようにしなければならない。統計法改正案はこのために国家統計作成機関に統計データベースを構築することを義務付けそれを連係・統合することで統計作成機関別に統計情報が提供されること

に伴う統計情報の素材の把握及び利用上の不便が無いようにし、学術研究等に必要な統計源資料の提供も制度化する等、統計情報が国民に広く利用されて統計サービスが向上出来るようにした。もちろん、これと共に統計調査及び作成過程から知るようになった個人及び企業などの秘密に対する保護も同時に強化した。

## 国家統計委員会の設置など効率的統計制度及びインフラ構築

我が国は統計庁が経済・社会分野の基本統計を作成して他の中央行政機関は所管分野の統計を作成する分散型統計制度を採択している。分散型統計システムは統計政策の樹立と調整などを担当する機能が重要なところであるが、いままでは統計庁が中央統計行政機関としてその役割をしてきたけれども不足する面が少なくなかった。

今回の統計法改正案では主要部署の長官級と民間専門家で構成される国家統計委員会を設置して国家統計制度の発展、類似・重複統計の調整、統計品質向上及び点検、新しい統計の開発など主要な統計政策事項を審議するようにした。

そして統計作成に必要な要員と予算の確保、統計従事者に対する専門教育の強化、行政資料を活用した統計作成など国家統計システムの効率化と信頼性ある統計作成のための統計作成インフラ構築を制度的に整備をした。

前に説明したとおり統計法改正案は効率的な国家統計システムの構築、信頼性高い国家統計の生産、統計資料の活用拡大と利用の便宜性向上に主眼を置いて用意された。一部の報道のように政府が民間統計に対する干渉や管理・統制をする意図は全くないし、統計法改正案をよく読めばこれが十分分かるものである。

それでも一部で統計法改正案の内容を半可通だったり、理解していても意図的に一部例外的な内容を一般化させ、それに焦点を当てて統計法改正案の趣旨と内容を歪曲しているのは遺憾だといわざるをえない。そして統計作成機関は国家統計作成機関としての地位とともに自ら国家統計の品質を維持し管理する責任があると考えられる。このような責任を果たさない機関は政府の干渉を断って自ら統計作成機関としての地位を返納することが正しいと考える。

一方では国家統計の品質に問題があるとずっと指摘して政府の責任を問いながら、他の一方では国家統計品質診断は民間統計に対する政府の干渉だとするのなら、これは二律背反的思考だといわざるをえない。同様な事案や政策方向に対してから互いに異見がありえてこれを表明することは民主社会の基本だとする事ができるが、事実内容をよく知ってまともに批判しなければならぬのでないかと考える。

(2006年5月3日 統計庁キムヘス統計政策局長 haesoo@nso.go.kr)

---

統計品質診断は国際機構も勧奨している

[統計法改正誤解と真実]④統計知らない人々の無分別な批判

最近、一部の言論機関(「朝鮮日報」2006年4月22日、4月24日・「中央日報」4月27日・「東亜日報」5月1日)が、国会に提出された統計法改正案に対して「統計も政府の意のままに?」、「統計を政府が独占?」などの表現を使用して民間機関統計に政府干渉が心配であるという内容を掲載した。このような指摘を受けた統計法改正案の部分は、重要な国家統計を作る民間機関を統計庁が「統計作成指定機関」として指定する事ができるようにして、指定された民間機関が統計を作成する過程に対して統計庁が統計品質診断を実施する事ができるという項目だ。

統計学を大学で30年間講義して、また国家統計の作成手順をよく知っている統計学者として最近の一部言論機関が持つ統計法改正案の視覚に対してはなはだ心配しないわけにはいかない。このような批判が、統計の作成過程と使用、そして統計品質診断に対する無知からくるものと判断されるいくつかの点を指摘しよう。

まず最初に誤った批判は「統計誤用がひどい政府が、まず統計歪曲から直さないで統計品質を高めることは問題だ」とあり、政府には統計法を改正する資格が足りないというものだ。この批判は統計作成機関と統計使用機関を区分できないことから来る誤った批判である。

我が国の主要統計作成機関(統計庁、韓国銀行、農林部など)は劣悪な環境中においても先進国水準に次ぐ統計を作成していると考えられる。しかし統計の使用者、すなわち統計を利用

する言論人、政治家、公務員などの使用者達により多くの問題があると考え。

統計を利用する人々が統計を意図的に間違えて使用して民心を歪曲したり、問題がないことを大きな問題があるように膨らませて見せかけるとか、公務員が自分の部署に有利なように統計を間違えて引用する事例が最近たくさん現れている。

統計使用機関や使用者に問題が多いからという理由で統計作成機関が統計品質向上のための自らの努力を止めることはできない。政府機関をまとめて話すのではなく統計作成機関と使用機関を分けて批判すべきだ。

2番目の誤った批判は、「統計庁の統計品質診断は統計を政府が独占しようという意図」だというものだ。我が国の国家統計生産システムは根本的に分散型だ。全部で500個の国家統計の中から53種の基本統計だけを統計庁で生産して、137個の各部処及び機関で447種の統計を生産している。

ドイツとカナダは集中型であり、韓国をはじめとしてアメリカ、日本、フランスなどは分散型システムを持っている。分散型国家ほど統計の正確性と時宜性などを担保するために統計品質ガイドラインを強化しているし、これは IMF、OECD、UNなどが勧奨する事項だ。

我が国は最近統計システムの革新を通して国家統計インフラを強化するための努力を競走しているし、統計品質診断マニュアルを作成して配布して指導する等の努力を通じて国際機構の勧奨事項に従っている。

このような努力を政府が統計を独占しようという意図だと批判することは国際的な流れを全く理解出来ない無分別から来る誤った批判だ。

3番目の誤った批判は「統計も政府の意のままにしようとする」というものである。統計作成は基本的なデータ生産なので、基準だけ決められれば政府の意図が介入することはできない。基本的な国家統計の生産は政府の理念や色彩と関連がないことだ。統計の使用と解釈は使用者によって誤用や濫用がありえるが、国家統計の生産には政府の意図が介入されるものではない。

今回の統計法改正の一貫した趣旨は国家統計の信頼性を確保するための努力であると評価したい。もし民間機関で生産する統計が国際的統計作成基準に合わないとか作成過程で正確性を担保し難いならば誰かが統計作成民間機関を指導したり助けなければならない。

例を挙げよう。我が国は自他共に認める造船強国だ。世界のすべての国が我が国の船舶建造統計に大きな関心を持っている。経済協力開発機構(OECD)に提供しなければならない船舶建造統計は関連協会が生産している。

しかしこの協会が統計作成機関として申請をしていないし、統計作成基準も正確に公表しておらず関連統計をOECDに提供するのにいろいろ難しさを経ている。このような問題点は国会でも数回指摘したことがあったが、改善されないままである。

このような場合に、統計法改正案では民間専門家などで構成された国家統計委員会の審議を経てこのような民間機関を統計作成機関として指定して必要な程度の統計品質指導をするということだ。

筆者は過去20年間統計庁統計委員会で民間専門家として参加しながら統計を政府が独占したり政府の意のままにするために運営された事例を一つも思い出せない。国家統計の生産は利権がかかっていることではなく、ロビーの対象にもならない仕事で、使命感無しではできないことだ。

改正される統計法が国家統計の信頼性と一貫性を確保するためにしようとしている努力を罵倒したり誤解を持って間違えて批判することは正しくない方向だと考える。統計の作成過程を良く分からない人々によって、そして統計の国際的な流れを良く分からない人々があれこれ誤った批判は慎むことを希望する。

(2006年5月7日 ソウル大統計学科パクソンヒョン教授 parksh@plaza.snu.ac.kr)

## 統計研究参考資料(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
79	「統計」の品質をめぐる一翻訳と論文(2)	2002. 09. 17
80	インド統計制度の現状と課題(上)	2003. 03. 05
81	フランスの新人口センサス計画の動向	2003. 02. 25
82	鉱工業指数の読み方	2003. 05. 01
83	マイクロデータ利用による日英の雇用構造の比較研究	2003. 09. 30
84	設備投資関連指標から民間設備投資を読む	2003. 06. 20
85	中国31省市の競争力評価報告	2004. 02. 25
86	イギリスにおけるビジネス・レジスターについて	2004. 10. 01
87	ICT・メディアとジェンダー問題・ジェンダー統計(1)	2004. 12. 25
88	地域景況調査の実施状況	2005. 02. 28
89	統計の品質(3)—国際統計機関における統計の品質	2005. 09. 30
90	韓国2000年産業別購買力平価の推計	2005. 10. 03
91	イギリス国家統計局(ONS) 世帯サテライト勘定(試験的)方法論	2005. 12. 25
92	ジェンダー予算・人中心の予算(1)—翻訳と関連論文	2006. 03. 25
93	統計の品質(4):—IMF・品質サイトとQ2004を中心に—	2006. 07. 25
94	中国国民経済計算体系2002	2006. 08. 20

### 統計研究参考資料 No. 95

韓国「統計法」改正

2007年2月5日

発行所 法政大学日本統計研究所  
〒194-0298 東京都町田市相原町4342  
Tel. 042-783-2325, 2326  
Fax 042-783-2332  
Email jsri@s-adm.hosei.ac.jp  
発行人 森 博美